

平成 2 6 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第1回定例会会議録目次

第1日目（平成26年3月4日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成26年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成26年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 6 号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算	
議案第 8 号 平成26年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 9 号 平成26年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について	
議案第14号 滝川市土地区画整理事業特別会計条例	
議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例	
議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例	
議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例	
議案第20号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例	
議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例	
議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	
議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	
議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例	
議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセ	

	ンター条例の一部を改正する条例	
議案第 27 号	滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例	
議案第 28 号	滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例	
議案第 29 号	滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	
議案第 30 号	滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 32 号	滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 33 号	滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例	
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）	
議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）	
議案第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター）	
議案第 37 号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）	
議案第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）	
議案第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）	6
○散会宣告		38

第 2 日目（平成 26 年 3 月 5 日）

○開議宣告		43
○日程第 1	会議録署名議員指名	43
○日程第 2	報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	43
○日程第 3	議案第 10 号 平成 25 年度滝川市一般会計補正予算（第 9 号）	
	議案第 22 号 滝川市基金条例の一部を改正する条例	44
○日程第 4	議案第 11 号 平成 25 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	53
○日程第 5	議案第 12 号 平成 25 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 4 号）	55
○日程第 6	議案第 13 号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例	56
○日程第 7	議案第 31 号 滝川市病院条例の一部を改正する条例	57
○日程第 8	議案第 40 号 教育委員会委員の任命について	58

○日程第 9	議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	59
○日程第10	議案第42号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について	59
○日程第11	議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	60
○休会の件について		61
○散会宣告		61

第8日目（平成26年3月11日）

○開議宣告		65
○日程第 1	会議録署名議員指名	65
○日程第 2	平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表 質問	65
18番	窪之内 美知代 君	65
4番	坂 井 英 明 君	83
9番	三 上 裕 久 君	100
○延会の件について		116
○延会宣告		116

第9日目（平成26年3月12日）

○開議宣告		121
○日程第 1	会議録署名議員指名	121
○日程第 2	平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問	121
2番	清 水 雅 人 君	121
1番	渡 辺 精 郎 君	129
○日程第 3	議案第44号 予算審査特別委員会の設置について 選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選 任について	135
○休会の件について		136
○散会宣告		136

第17日目（平成26年3月20日）

○開議宣告		141
○日程第 1	会議録署名議員指名	141
○日程第 2	第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	141
○日程第 3	第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	147
○日程第 4	議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例	150

○日程第 5	報告第 2 号 監査報告について	
	報告第 3 号 例月現金出納検査報告について	1 5 1
○日程第 6	意見書案第 1 号 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を 求める要望意見書	1 5 3
○日程第 7	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 5 4
○市長挨拶		1 5 4
○閉会宣告		1 5 4

平成26年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成26年 3月 4日（火）

午前 9時59分 開 会

午後 1時26分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成26年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成26年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第14号 滝川市土地区画整理事業特別会計条例

議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例

議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例

議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例

議案第20号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例

議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

- 議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター）
- 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部参事	伊 藤 克 之 君

市民生活部参事	石川雅敏君
保健福祉部次長	中川啓一君
農政部長	若山重樹君
建設部長	大平正一君
教育部長	舘敏弘君
教育部参事	河野敏昭君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君

保健福祉部長	佐々木哲君
經濟部長	千田史朗君
農政部参事	多田幸秀君
建設部技監	高瀬慎二郎君
教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君

○本会議事務従事者

事務局長	菊井弘志君
書記	橋本洋衣君

書記	和田英昭君
書記	村井理君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月20日までの17日間といたしたいと思いをます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 皆さん、おはようございます。本日から来る3月20日までの17日間、平成26年第1回滝川市議会定例会が招集され、平成26年度各会計の予算案及び関連議案、平成25年度の補正予算案等についてご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、市政執行方針及び予算大綱説明のほか、所管から詳しくご説明を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、お手元に印刷配付をさせていただいております行政報告、平成25年12月3日から平成26年2月25日までの間につきましてご一読を賜りた

いと存じますが、特にこの中で補足してご報告を申し上げますものにつきまして1点、口頭でご説明を申し上げます。

定住自立圏構想の中心市宣言についてご報告します。一昨年5月に中空知5市5町で定住自立圏構想についての勉強会を立ち上げて以降、先進地視察を初め、副市町長などによる協議検討を重ね、昨年10月の市町長会議において中空知5市5町において定住自立圏を推進する合意がなされ、中心市宣言に向けた諸準備を進めてきたところです。本年1月15日、滝川市役所において吉岡砂川市長に同席いただき、報道発表の方式により、滝川市と砂川市の複眼型中心市として中心市宣言を行いました。今回行った中心市宣言は、全国で90番目、北海道内では11番目となり、このうち複眼型中心市としては全国では6例目、北海道では名寄市、士別市に次いで2例目であります。今回の中心市宣言により、国の定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏を形成する第一歩を踏み出すことになります。引き続き、中空知5市5町がそれぞれの特性を生かしながら、お互いに役割分担をし、将来にわたってこの地域に定住可能な魅力ある圏域づくりに取り組んでいくためのビジョンを年内に構築できるよう、中心市としての役割を砂川市とともにしっかり果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから、お手元にお配りをしております教育行政報告のほか、2点につきまして口頭でご報告をさせていただきます。

1点目は、わかりやすい授業づくりに効果のある実物投影機の整備についてであります。ICT機器を活用した教育の充実を図るため、平成25年第3回定例会で補正予算として整備を決定しておりました実物投影機53台が冬季休業中に小学校全ての通常学級に配置され、1月20日の3学期初めから使用を開始いたしました。実物投影機は、教科書やプリントなどを大きく写すことで子供たちが授業に集中でき、興味関心が高まったり学習内容を理解しやすくなるなどの効果があります。整備に当たっては、教育委員会として2月5日に教職員研修会を開催したところであり、今般導入した実物投影機と既に整備されております電子黒板機能がある50型テレビやパソコンを常時接続して、今後もめり張りのあるわかりやすい授業づくりを一層推進してまいります。

2点目は、滝川市子どもの読書活動推進計画についてであります。市立図書館は、平成23年11月に市庁舎内に移転して、丸2年が経過をいたしました。蔵書の充実を図るとともに、雑誌ささえ隊や図書館ボランティアなど、市民の皆さんの多大なる応援のおかげによりまして、平成25年度の来館者は移転前と比べると4.6倍の17万人となる見込みであり、気軽に立ち寄ることのできる図書館として定着してまいりました。特に10代の学生や小さなお子さんを連れた20代から30代の子育て世代の利用が増加していることを踏まえ、子供たちの読書環境を充実するため、滝川市子どもの読書活動推進計画として平成26年度から30年度までの5年間の取り組みを策定いたしました。家庭や地域、幼稚園、保育所、学校、図書館等が連携、協力し、全ての子供たちの読書体験を通じた成長を支援していくため、平成26年度予算としてご審議いただくブックスタート事業など、具体的な方策を盛り込んだ内容となっております。この計画に基づき、周産期から子供の成長に合わせた活動をさらに進めてまいります。

以上2点を申し上げまして、口頭での行政報告といたします。

○議長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成26年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成26年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成26年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成26年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成26年度滝川市土地地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成26年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成26年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成26年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第14号 滝川市土地地区画整理事業特別会計条例

議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例

議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例

議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例

議案第20号 滝川市泉町土地地区画整理事業施行条例

議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第30号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 2 号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 3 号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）

議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（西町デイサービスセンター）

議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）

議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

○議長 日程第 5、平成 2 6 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 2 6 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算、議案第 9 号、議案第 1 4 号から第 2 1 号まで、議案第 2 3 号から第 3 0 号まで、議案第 3 2 号から第 3 9 号までの予算関連議案、以上 3 3 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 8 号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成 2 6 年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、平成 2 6 年第 1 回滝川市議会定例会の開会に当たり、平成 2 6 年度の市政の基本方針と施策の概要、予算の大綱など市政執行についての考え方を申し上げます。

私が市長に就任してから 2 年 1 0 カ月が過ぎましたが、その年の展望をあらわす一字として、平成 2 4 年は「興（おこす）」を、平成 2 5 年は「育（いく）」を掲げ、種をまいて興したものを育てることに力を注いでまいりました。

平成 2 5 年度は、まず大規模太陽光発電所（メガソーラー）の第 1 号が滝の川町に完成し、発電を開始するとともに、2 カ所目の中島町、3 カ所目の滝川中央工業団地への進出事業者が決定したところです。また、北海道の内陸部では初となる風力発電の設置に向け、丸加山東部で風況調査を実施する事業者が決定したほか、藻類エネルギーの研究が始まるなど、再生可能エネルギーに関する取り組みが進んでいます。

広域連携については、中・北空知廃棄物処理広域連合の新たなごみ焼却施設の本格稼働、中空知 5 市 5 町による戸籍電算システムの共同運用開始のほか、滝川地区広域消防事務組合に芦別市・赤平市が加わる消防広域化協定に調印しました。また、中空知の各自治体が有する都市機能や地域資源を有効活用して魅力ある圏域づくりを進めるため、本年 1 月に砂川市とともに定住自立圏構想の中心市宣

言を行い、中空知定住自立圏の形成に向けた第一歩を踏み出しました。

さらに、昨年１１月には北海道医療大学と包括連携協定を締結し、保健・医療・福祉分野などでの連携・協力に向けてのその礎を築きました。

平成２５年度に取り組んだ施策・事業の一端を申し上げましたが、これまであらゆる面で物事の芽を育むことに努めてきました。

平成２６年度は、安倍内閣による経済政策（アベノミクス）の効果が地方まで行き届き、滝川市においても好景気を実感できることを期待しますが、地域みずからが活力を生み出すための努力を惜しまず、市民の皆様とともにその取り組みを続けてまいります。

まず、新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

市長として、現任期の仕上げの１年を迎えるに当たり、一日一日を大切にしながら慎重に足取りを進めていく所存であり、行政の総合力を最大限に発揮する、「チーム滝川」の意識を市役所全体に浸透させてまいります。

私は、ことしの展望として、「動（どう）」という一字を掲げました。一昨年に興した事業を昨年は膨らみのあるものに育ててきましたが、これまで育んできたものを動かし、具体的な展開を通じて発展させていきたいと考えています。

総合計画の３年次目を迎えますが、「世界に誇れる国際田園都市」の実現に向けては、それぞれの施策・事業に「動き」を与えながら着実に取り組みを進め、各基本目標の達成に一步でも近づくよう努めます。

北海道と連携した駅前広場の再整備や道路のバリアフリー化、民間による市街地開発を促進するための計画策定など、街なかの整備・充実を推進するほか、定住自立圏形成協定の締結や定住自立圏共生ビジョンの策定、北海道医療大学との連携事業の検討など、他自治体や関係機関と連携・協力する「動き」も推進してまいります。

新年度はこうした「動き」を推し進める一方で、行政の効率化に向けた取り組みを着実に進めます。

滝川市公共施設マネジメント計画を実行に移す段階に入りますが、人口減少や高齢化の進展、公共施設の老朽化を見据えた施設の複合化などを推進し、必要な機能を維持しながら効率化を図ることが喫緊の課題です。

こうした諸課題への対応や、さまざまな施策・事業の推進に向けては、市民の皆様とともに歩む市役所であることを目指し、職員ともども一丸となって市政運営に当たってまいります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

経済分野では、民間主導による栄町３－３地区（栄町３丁目３番）の再開発に向けた動きにあわせて支援体制を築き、中心市街地の活性化、にぎわいづくりを目指すほか、一般社団法人たきかわ観光協会や市内外の関連事業者と連携し、一層の観光客誘致に取り組みます。

保健福祉分野では、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団への事業移管・施設譲渡を行うことから、民間ならではの柔軟性や機動性を取り入れた施設運営に大きな期待を寄せるところであり、今後も官民連携のもと、福祉サービスの維持・向上に努めてまいります。また、北海道医療大学と調印した包括連携協定に基づき、大学と市で構成する協議会を中心に、保健・医療・福祉分野など具体的な連携

事業について検討を進めます。子育て支援については、「滝川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、新たに図書館のブックスタート事業を実施するほか、高齢者・子育て世帯の住みかえ支援策の充実を図ります。そらぶちキッズキャンプが、昨年10月に米国のシリアスファン・チルドレンズ・ネットワークの準会員として加盟承認を受けたことにより、世界に向けた発信力の向上が期待されますが、公益財団法人そらぶちキッズキャンプ側と情報交換を行いながら、必要な支援に取り組んでまいります。

教育分野では、滝川第三小学校の改築など、安心して学校生活を送れるようハード面の整備・充実を図り、学力向上のための施策も引き続き推進するほか、スポーツゾーンや文化ゾーンなどの社会教育施設の整備のあり方についても検討を行います。

いわゆる「イレブンプラスワン」の政策提言については、そのほとんどの項目について着手または事業化してきたところですが、未着手になっている項目については、市全体の施策・事業のバランス、緊急性・優先性などを考慮した上で、実施の時期などについて慎重に判断してまいります。

次の7つの柱に基づき、施策の概要を申し上げます。

最初に、元気な産業と活力あるまちづくりについてです。

地域産業の振興については、各種ビジネス情報の提供や事業活動への支援などを通じて、地元企業の事業拡大を促進するとともに、本市が持つ地域資源の活用について事業者への働きかけを行い、地域経済の活性化を図ります。

また、企業誘致の推進では、トップセールスを含めた情報収集、企業訪問活動を継続的にを行い、再生可能エネルギー関連や植物工場を中心とした事業者の誘致に努めます。

再生可能エネルギーの導入については、引き続き風力や藻類、バイオマスなど事業化の可能性について幅広く調査研究を行い、これらの導入に向けて積極的に取り組みます。

物産振興事業については、地域で生産・加工されている既存商品の磨き上げや新たな商品開発、販路拡大を図るため中空知広域市町村圏組合と連携し、全国のスーパーマーケットなどで組織される新日本スーパーマーケット協会の協力のもと、バイヤーなどの専門的な立場からアドバイスを受けながら、商品力・販売力の向上を目指します。また、同協会の持つノウハウの習得やネットワークの構築に向けて、新たに同協会への職員の派遣研修を行います。

さらには、地元農畜産物や加工品を広くPRするため、札幌市や東京都で開催される全道・全国規模の物産展に参加するほか、特産品開発については、引き続き滝川商工会議所と連携し、滝川産リンゴを使った発泡酒などの商品化を進めます。

地産地消事業については、「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、軽トラ市や地産地消フェアなどの実施により地域で生産される農畜産物の消費拡大を促進するほか、給食や食育活動などを通じて、子供のころから滝川産の食材への理解を深め、愛着心を育みます。また、地産地消認定店の協力を得ながら、市内外の消費者に滝川産の食材や飲食メニューの魅力を積極的にPRしてまいります。

若者、女性、高齢者などの雇用拡大と地域経済の活性化に資するため、国の交付金事業を活用し、地域の産業ニーズなどに応じた事業の実施を検討します。

滝川市の基幹産業である農業については、高齢化などにより今後予想される担い手不足に対応するため、引き続き「新規就農者」、「農業後継者」、「農業生産法人」の育成・確保を3本柱として推進します。

意欲のある新規就農者の育成・確保に向けて、積極的な募集活動を展開するほか、青年就農給付金など国の事業活用や市単独の助成を行い、たきかわ農業協同組合など関係機関と連携したサポート体制の構築を図り就農を支援します。

農業後継者の育成・確保については、平成24年度の第1期生6名、25年度の第2期生5名の実績を踏まえて滝川農業塾を継続し、生産技術や経営管理技術の習得、企画力・計画力・知識力などの能力向上、ネットワークの形成などに資する実践的かつ総合的な研修を企画・実施します。

農地の受け皿や農業継承者として期待される農業生産法人の設立や既存農業生産法人の経営安定に向けた取り組みを支援し、農地の円滑な利用集積と農業生産力の維持向上を図ります。

また、農業者の所得向上を図るため、地域資源を活用した新たな加工品の開発や販路拡大などに向けた取り組みを支援し、6次産業化を推進します。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、滝川東地区、江部乙西地区、滝川西地区、江部乙北地区、江部乙北西地区、西南8丁目地区に引き続き、西南7丁目地区で道営土地改良事業を着工するとともに、新たに東滝川第1地区、東滝川第1西地区において土地改良事業計画樹立調査に着手します。これらの事業の推進に当たっては、「食料供給基盤強化特別対策事業（新パワーアップ事業）」の活用により農家負担の軽減を図るとともに、道営土地改良事業などによる基盤整備の条件が整わない地域で農業者みずからが行う排水対策については、市単独の助成制度「農地排水整備支援事業」により基盤整備を推進します。

菜種の作付面積減少の一因となっている「雑草（イヌカミツレ）」対策のため、新たな農薬登録に向けた取り組みを推進するほか、菜種の新品種や高収益が期待できる薬用作物などの試験栽培を継続して実施し、滝川市での栽培適性などを検証します。

滝川市が抱えるさまざまな農業課題に対応するため、「エゾシカ被害防止対策事業」、「農地排水整備支援事業」、「直売用野菜生産ハウス設置事業」、「農業者スキルアップ推進事業」、「果樹振興対策事業」、「アグリチャレンジ事業」で構成する「滝川市元気な農業づくり補助金制度」を積極的にPRし、農業者の主体的な取り組みを支援します。

農業者が化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を環境保全型農業として支援します。

国の新たな農業・農村対策として、米政策の見直しや農地中間管理機構（農地集積バンク）の整備、日本型直接支払制度の創設に対応するため、関係機関と一体となって農業者への制度の普及・相談を行い、農業者の経営の安定を図ります。

畜産試験場跡地利用については、利用計画に基づき、進出予定企業と具体的な協議を行うとともに、北海道と連携しながら事業を推進します。

次に、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてです。

江部乙地域の美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り、これらを活用した観光面の付加価値

向上や地域の活性化を図るため、江部乙地域の皆様とともに、NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指します。

丸加高原の豊かな自然と景観のよさを生かし、体験事業を充実するとともに、丸加高原健康の郷の菜の花畑を拡大し、花観光の拠点として魅力向上を図ります。

一般社団法人たきかわ観光協会と連携し、市内滞在者に向けた英語併記の滞在観光マップの作成・配布、お勧めの広域観光ルートや見どころなどの情報を提供する広域観光総合窓口の設置、飲食店の案内やメニューの翻訳などに取り組み、外国人を含めた観光客の受け入れ環境の向上に努めます。

また、サイクルツーリズムそらち推進連絡会とも連携し、テレビメディアの活用、旅行商談会への参加などのプロモーションに取り組むとともに、香港・台湾・シンガポールからのサイクリングツアーなどの観光ツアーを積極的に誘致します。

一般社団法人たきかわ観光協会や公益社団法人滝川スカイスports振興協会とともに、空知エリアや富良野・美瑛エリアの観光事業者と連携し、広域的な観光資源とグライダーを結びつけた新たな観光メニューにより市外客を誘致します。

さらに、7月に開催予定の「サマースカifesta2014」では、地域の「食」と結びつけ魅力向上を図るとともに、市内飲食店との連携により「食」をテーマにした新たなイベントを企画・実施し、一層の集客を目指します。

財団法人自治体国際化協会（クレア）の「自治体職員協力交流事業（LGOTP）」を活用し、平成23年度からモンゴル国ウブスハンガイ県の農業改良普及員を毎年2名、延べ6名受け入れて市内外の農業者や農業関係機関で専門的な研修を行ってきましたが、4年目となる平成26年度は5名を受け入れし、モンゴル国における米づくりと農業振興を担える人材育成の強化を図ります。また、平成24年度から市内農業者を初めとする農業技術専門家2名を毎年2回ずつ、2年間で延べ8名をモンゴル国ウブスハンガイ県に派遣してきましたが、平成26年度を最終年度として、モンゴル国から受け入れた農業技術研修員の技術補完を行うとともに、農業改良普及員の育成などを支援し、現地事情に適合した技術移転を行います。

ジュニア大使訪問団派遣事業を中核として進めてきた米国スプリングフィールド市との姉妹都市交流事業は、同市の隣町ロングメドー町での高等学校訪問やホームステイなどの拡充が図られ、滝川応援団が結成されるなど、当市との交流への関心が高まっています。本事業が滝川西高等学校などにおける英語力強化に大きく寄与していることなども踏まえ、さらなる交流の促進に努めます。

世界の多様な文化や価値観に対して市民理解を深める観点から、独立行政法人国際協力機構（JICA）などの委託事業として、一般社団法人滝川国際交流協会が主体となって実施する、カンボジア王国、ナイジェリア連邦共和国、モザンビーク共和国などからの研修員受け入れ事業を支援します。

多文化共生事業については、一般社団法人滝川国際交流協会などと連携し、公共施設などの多言語表示やユニバーサルデザインなどの取り組みを進めるとともに、外国人の居住者・観光客の利便性の向上に努めます。

カンボジア王国シェムリアップ市にある貧困家庭の子供たちの教育環境向上を目指し、一般社団法人滝川国際交流協会が、その母親たちに基本的な縫製技術の習得機会を提供するため指導者の派遣を

行い、布製品の生産・販売を実現することで経済的・社会的自立への一歩に結びつけるプロジェクトを支援します。事業の実施に当たっては、滝川高等学校の卒業生である田中千草氏が代表を務める教育支援団体「アナコット カンボジア」と協働して推進します。

3点目は、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

平成26年2月に策定した「滝川市公共施設マネジメント計画」に基づき、地域住民など関係者と協議し理解を得ながら、公共施設の複合化などを推進します。また、施設を効率的に管理するための一元管理体制の構築に取り組むとともに、計画的な修繕によって予防保全を図る長寿命化計画を策定します。

「滝川市都市計画マスタープラン」と「滝川市都市交通マスタープラン」に基づき、地権者などの協力を得て実施する泉町土地区画整理事業については、仮換地の原案を作成する換地設計や西2号通の道路詳細設計などを実施します。

市道の整備については、安全で円滑な道路交通の確保のため、新規路線として西町幸町151号線ほか3路線に着手するほか、継続路線の東町347号線など4路線と合わせて約1,300メートルの整備を行います。また、歩行者の安全の確保のため、4路線で約580メートルの歩道造成を行います。

橋梁の長寿命化については、平成24年度に策定した「橋梁長寿命化計画」に基づき、「しれにあ跨線橋」ほか1橋の修繕工事を実施します。

また、道路の安全を確保するため、平成25年度に引き続き「路面陥没危険箇所調査」を延長80キロメートル実施するとともに、「道路付属物等点検調査」として道路照明など266基の調査を行います。

街区公園については、「一の坂公園」の再整備を行うほか、利用者の安全確保のため、「はるにれ公園」ほか4公園の遊具改築工事を行い、老朽化した遊具などを更新します。

平成22年のゲリラ豪雨被害を踏まえ、水害対策として、銀川の護岸改修工事を引き続き実施します。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、合流式下水道区域の分流化工事5.8ヘクタールを実施します。

公営住宅の整備については、東町団地第2期1棟30戸の建てかえ工事に着手します。また、本年1月に改定した滝川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、木造による緑町団地の建てかえ計画を策定します。

民間住宅施策の推進については、滝川市住宅改修支援補助制度を継続するほか、滝川市住み替え支援補助制度の一部を拡充し、子育て世帯への支援対象となる賃貸住宅の充実を図ります。

商店街の振興については、「商店街の魅力アップ」、「個店の魅力アップ」、「若者連携」を柱とし、商店街振興組合などが行う「人を歩かせ」、「人を引き込む」事業を支援する「商店街賑わいづくり事業」や、商業者みずからが取り組む個店や商店街の魅力向上につながる事業などの研究を支援する「商業自主研究グループ活動助成事業」を引き続き実施するほか、高校生や大学生など地域の将来を担う若者と商店街の連携を目指した「若者連携商店街魅力アップ事業」を創設します。

民間主導による街区の再整備を誘導するため、市街地総合再生計画を策定するとともに、民間開発の支援に向け、さらには国の有利な財源措置の活用ができるよう、体制づくりを進めます。

町内会などが管理する街路灯については、電気料の削減効果が大きく、補助事業に関する地域からの申請要望件数が多いLED灯への切りかえを、重点的に短期間で取り進めます。

4点目は、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてです。

「滝川市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者など誰にも優しいまちづくりを推進するため、北海道などの関係機関の協力を得て、引き続き交通結節点強化とバリアフリー化による駅前広場の再整備を進めます。

市道鈴蘭通り線については、滝川市道路特定事業計画に基づくバリアフリー化推進のため、平成25年度に引き続き歩道部分の勾配改良や透水性舗装などの改修工事を実施し、平成26年度の完了を目指します。

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の人が利用する大規模建築物を対象として耐震診断の実施・報告が義務づけされたことから、対象となる民間大規模建築物について、耐震診断費用の一部を補助する制度を創設し、国や北海道とともに支援します。

大学連携については、國學院大學北海道短期大学部との情報交流機会の充実を図るほか、北海道医療大学と市で構成する協議会を通じて具体的な連携事業を検討するなど、両大学と市の連携・協力体制を構築し、大学と連携した地域づくりを進めます。

2年目を迎える「第2次健康たきかわ21アクションプラン」については、青年壮年期の運動不足解消と生活習慣病の予防、高齢期の介護予防など市民の運動への取り組みを後押しするため、新たに「運動チャレンジ推進事業」を実施するとともに、地域の健康資源、健康施設、関係団体との連携のもと、民間活力を生かした健康増進の取り組みを推進します。

また、「健康管理システム」を導入し、乳幼児・高齢者への予防接種の案内通知、接種履歴の管理を行うとともに、継続的な特定健診・がん検診の結果などの健康情報をデータベース化することにより、健康情報の把握と充実した健康相談、効果的な健康情報の提供など、保健サービスの質の向上を図ります。

特定がん検診と女性がん検診については、対象年齢に応じて大腸がん、子宮がん・乳がん検診の無料クーポンを個別配付し、検診の重要性について認識を高めるとともに、受診の動機づけとすることで受診率の向上を目指します。

感染症予防対策については、疾病の予防と重症化予防に有効であることから、乳幼児を初め高齢者に対し各種予防接種を実施するとともに、ワクチン接種率の向上を目指し、より一層の啓発に努めます。また、新型インフルエンザなど強毒性の感染症対策として、国が制定した新型インフルエンザ等対策措置法に基づき、国・北海道、関係機関と連携した予防対策などを行います。

介護・高齢者施策については、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度に当たり、計画に基づく諸事業の円滑な推進を図るとともに、平成27年度からの3カ年を計画期間とする次期計画について、介護保険制度の持続可能性を確保するための大幅な制度改正が見込まれていることを踏まえ、的確かつ適正な計画策定を行います。

高齢者見守り支援対策については、民生委員児童委員、町内会役員、各関係機関の協力のもと、高齢者見守り安心ネットワークの取り組みを推進するほか、団体間の連携強化など、より効果的な取り組みの検討を進めます。また、認知症高齢者など判断能力の不十分な方に対し、本人にかわって日常生活の金銭管理や介護サービスの利用契約を行い、経済的被害などの権利侵害から守る成年後見制度の後見的支援を充実させるため、新たに市民後見人養成講座を広域的な連携により実施し、成年後見制度利用を推進します。

市立病院においては、平成27年度に認定期間が満了する「病院機能評価」の更新に向けて準備を進めます。また、医療情報システムの平成27年度中の更新を目指して具体的な準備を進めるほか、老朽化した一部の医師住宅について、平成26年度に民間活力の導入を基本とした改築を行います。

自助・共助・公助による地域防災力の向上のため、地震想定をもとに、市・防災関係機関・地域住民・自主防災組織が一体となった防災総合訓練を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関相互の連携・協力体制を強化し、防災体制の確立を目指します。また、災害対策本部の災害時における初動態勢を一層強化するため、防災関係機関と連携して災害対策本部図上訓練を行います。

災害発生直後の市民生活を支えるため、食料・生活必需品など物資の備蓄と資機材のより一層の充実を図るとともに、企業などとの「災害時応援協定」の締結を推進します。

空き家等の適正管理については、「滝川市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、管理不全な状態となった空き家等の所有者・管理者に対して管理方法などの改善を求めるとともに、早急に危険を回避する必要がある場合には、関係法令を適用しながら市民の安全・安心の確保に努めます。

消防広域化については、本年4月に芦別市と赤平市が加わり、新たな「滝川地区広域消防事務組合」が発足するほか、滝川市教育支援センター隣接地を建設地とした消防本部・滝川消防署庁舎の移転に向け、基本設計を行います。

5点目は、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてです。

安心して子供を産み育てることができるまちを目指し、関係機関などで構成する「滝川市子ども・子育て会議」を通じて検討を行い、平成27年度からの5カ年計画である「滝川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

図書館では、親子の触れ合いや読書の習慣化を図るため、お子さんの成長に合わせて絵本を贈る「ブックスタート事業」を新たに実施するとともに、子育てに役立つ情報を発信します。

食育の推進については、基幹産業である農業や豊かな自然、地域の方々の知識や知恵を有効に活用し、子供たちの食を大切にする心を育て、適切な食生活の実現につなげるため、「食育ファーム」を実施します。また、生活習慣病予防や健康の維持増進を図るため、滝川市食生活改善推進員と連携し、地域において料理教室の開催や栄養指導を行います。

学校施設の整備については、引き続き滝川第三小学校の改築工事を行い、平成27年4月からの供用開始を目指すとともに、校舎建設とあわせて親子方式による共同調理場を整備します。また、滝川第二小学校と西小学校の屋内体育館の耐震補強工事と江陵中学校の耐震補強実施設計を行います。

学校給食費の公会計移行については、給食会計の安定的運営を図るため、給食費徴収管理システムを導入し、平成27年度の実施に向けて準備を進めます。

6点目は、市民が活躍するまちづくりについてです。

男女共同参画については、「滝川市男女共同参画推進計画（平成25～29年度）」のスタートアップ事業として、男女共同参画に対する認識を広めるための啓発活動に取り組みます。

「まち自慢のパークゴルフ場」については、市民の健康増進を図るため、平成橋の上流・下流に広がる石狩川河川敷地を活用した、8コース72ホールのコース整備に着手します。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、オリンピック・パラリンピック出場選手の合宿を誘致するため、体制づくりを進めます。

美術自然史館では、岩橋英遠や北海道ゆかりの日本画家6人の作品を紹介する「岩橋英遠と北の日本画家たち展」のほか、NPO法人アートチャレンジ滝川のネットワークを活用した「木版画展」を開催します。

最後に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

社会保障・税番号制度への取り組みについては、平成27年10月の番号通知、平成29年度の運用開始に向け、住民情報システムへの改修作業に取り組みます。

納税者等の生活様式の多様化に対応し、市税等の納付方法を拡大するため、市税等のコンビニエンスストア納付を導入し、納税者等の利便性向上と税務行政の効率化を図ります。口座振替の奨励や休日・夜間の納税相談、平成29年度の個人住民税の特別徴収完全指定に向けた取り組みなど納税啓発を積極的に行うほか、個別案件の整理・分析を行うことで滞納者への早期対応や迅速な滞納処分を実施し、現年度分収納率97.9パーセントの達成を目指します。

ごみの減量化・資源化による循環型社会のさらなる推進を図るため、「雑がみ」を新たに資源ごみとして追加するなど、分別方法の見直しとあわせて検討を進めていたごみ処理手数料の改定を本年4月から実施します。

定住自立圏構想の推進については、中空知圏域のネットワーク化と連携を強化し、都市機能や地域資源の有効活用によって魅力ある圏域づくりを進めるため、定住自立圏形成協定の締結と定住自立圏共生ビジョンの策定を目指します。

石狩川流域下水道組合を事業主体として平成25年度に本体工事に着手した汚泥等処理（MIC S）事業については、北海道と連携しながら、平成27年4月の供用開始を目指して整備を進めます。

市の組織機構について、事務・事業の指揮命令系統と責任の所在を明確にするとともに、市民から見てわかりやすい組織とするため、「スタッフ制」から「係制」へと組織を見直します。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお知恵やお力をおかしくいただきますよう心からお願い申し上げます。

次に、平成26年度各会計予算案の大綱についてご説明申し上げます。

平成26年度予算は、「滝川市総合計画」の3年次目であり、今まで興し、育んできた政策を「動」へとつなげていくための取り組みを中心に捉えた上で、事務・事業の効率化を図るとともに、緊急度・重要度を鑑み事業の取捨選択・重点化を行い編成したものです。

現年収納率97.9パーセントを目指した市税の確保、計画的な公債費の縮減などにより、引き続き、市全体の財政の健全性を維持しつつ、今後とも将来世代に負担を極力先送りしないよう努めるとともに、市政執行方針で申し上げました7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計203億1,200万円、特別会計102億1,573万円、下水道事業会計支出25億9,525万円、病院事業会計支出85億7,136万円となり、各会計の歳出総額は416億9,434万円で、平成25年度予算と比較して、0.2パーセントの減、金額では6,382万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、国の経済対策により有利な財源を活用し、地域経済の活性化を図るため、小中学校の耐震化事業などの公共事業を平成25年度予算に前倒して補正を行います。昨年交付された地域の元気臨時交付金を活用した建設事業費の増や、消費税率改定に伴い実施される臨時福祉給付金などの実施により、予算額203億1,200万円で、前年度比0.5パーセント増となっています。

性質別に見ますと、人件費については、共済組合納付金の減少などにより予算額37億3,111万円で、前年度比2パーセント減、扶助費は、予算額34億7,652万円で、前年度同程度、建設事業費は、さきに申し上げましたが、地域の元気臨時交付金事業の実施などにより、予算額9億5,242万円で、前年度比103.3パーセントの増、公債費は、第三セクター等改革推進債の償還開始などにより、予算額23億1,528万円で、前年度比6.3パーセントの増となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより、予算額53億4,241万円で、前年度比2.4パーセントの減、公営住宅事業特別会計におきましては、建てかえ事業費の減などにより、予算額6億1,645万円で、前年度比29.2パーセントの減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定が、保険給付費の増が見込まれるなどにより、予算額34億9,024万円で、前年度比4.3パーセント増、介護サービス事業勘定は、社会福祉事業団への事業移管により、予算額1億6,702万円で、前年度比88.3パーセント減、介護保険特別会計総体で、予算額36億5,726万円で、前年度比23.3パーセント減、後期高齢者医療特別会計におきましては、広域連合納付金の増などにより、予算額5億6,187万円で、前年度比4.9パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、平成26年度から特別会計において行うものとして、予算額3,775万円を計上いたしました。下水道事業会計におきましては、地方公営企業法の改正に伴う減価償却費の増などにより支出額25億9,525万円で、前年度比12.6パーセント増、病院事業会計におきましては、地方公営企業法の改正に伴う特別損失などにより、支出額85億7,136万円で、前年度比12.8パーセント増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費1億2,552万円、地域の元気臨時交付金充当事業費4億6,821万円などを含め、総額で9億5,243万円、公営住宅事業特別会計では、2億4,975万円、下水道事業会計では、1億6,166万円、病院事業会計では、9,991万円、全体で前年度比22.7パーセント増の14億6,375万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業を起点とした元気な地域産業づくりについては、農業者の所得向上を図り、6次産業化に向けた取り組みを支援するため、6次産業化の推進費44万円、インターネットを活用した物産販売による販路拡大や商品開発を行うため、物産振興事業費50万円、さまざまな農業課題に対応するため、総合的な補助金制度として、元気な農業づくり補助金240万円、流通の仕組みに関する実務などのノウハウを習得するため、新日本スーパーマーケット協会への派遣費879万円を計上しました。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、新規就農者の受け入れサポート体制を構築するため、新規就農者の確保対策事業費909万円、意欲にあふれた担い手を育成するため、滝川農業塾補助金200万円、農業生産法人の育成を図るため、農業生産法人の育成事業費18万円、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、道営土地改良事業負担金9,388万円、菜種の生産向上を図るため、新たな農薬登録費55万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の推進については、新たな企業誘致を目指すため、畜産試験場跡地利用促進事業費93万円、滝川産のリンゴを利用した発泡酒の開発を支援するため、食のブランド開発補助金80万円を計上しました。

新たな産業の育成については、自然エネルギーの活用を促進するため、住宅用太陽光発電導入支援補助金100万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

集客・交流事業の推進については、地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金1,080万円、丸加高原健康の郷専用水道の送水ポンプを更新するため、丸加高原健康の郷専用水道改修工事1,024万円、観光PR、イベント支援、丸加高原での体験事業を推進するため、地域おこし協力隊の活用事業費965万円、道の駅たきかわをより利用しやすい施設とするため、道の駅たきかわ施設改修工事749万円、ふれ愛の里を安心して利用できる環境を整備するため、滝川ふれ愛の里施設改修工事801万円を計上しました。

国際化の推進については、シンガポールでの観光PRを実施し、外国人観光客誘致に取り組むため、国際観光プロモーション活動事業費61万円、モンゴル国の農業支援のため、自治体職員協力交流事業費1,418万円、自治体国際協力促進事業補助金122万円、カンボジア王国における縫製技術の習得を支援するため、自治体国際協力促進事業補助金300万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき持続可能な公共施設運営を進めるため、公共施設マネジメント推進事業費518万円、町内会等が管理している街路灯の電気料金の削減効果が大きいLED灯への切りかえを促進するため、街路灯設置費補助金2,822万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路西2号通の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業費3,775万円。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、栄町3―3地区における民間開発の動きを誘導・支援するため、栄町3―3地区市街地総合再生計画策定事業費170万円、商店街に「人を歩かせ」、

「人を引き込む」事業を支援するため、商店街等賑わいづくり事業補助金１００万円、商店街の将来の担い手を育成するため、商業自主研究グループ活動助成事業補助金１０万円、若者と商店街が連携し、魅力向上を目指すため、若者連携商店街魅力アップ事業費６万円を計上しました。

次に、住宅ストックの適正管理については、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住み替え促進事業費７７７万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

バリアフリー化の推進については、鈴蘭通り線の歩道部分のバリアフリー化を進めるため、街路事業（バリアフリー事業）費１，９００万円、滝川駅前広場の再整備を行い、バリアフリー化を実施するため、駅前広場整備事業費１億１，７１５万円を計上しました。

地域福祉・自立支援の充実については、消費税率改定に伴う低所得者対策の給付措置として、臨時福祉給付金事業費２億７７０万円、消費税率改定に伴う子育て世帯対策の給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金事業費４，７７５万円を計上しました。

安心して暮らせる保健・医療環境の充実については、生活習慣病などの予防に向け、市民の運動への取り組みを後押しするため、運動チャレンジ推進事業費１０万円、市民に質の高い保健指導を可能とするため、健康管理システムの導入事業費２８３万円、保健・医療・福祉の向上や人材育成に向けて、北海道医療大学との連携事業費１４４万円。

災害に強いまちづくりについては、避難所に必要な備蓄品を確保するため、防災用品の備蓄費５２０万円、不特定多数が利用する大規模な建物の耐震診断に係る負担を軽減するため、民間建築物耐震診断補助２，２４４万円、広域消防事務組合新庁舎を移転建設するため滝川地区広域消防事務組合庁舎基本設計負担金１，２６６万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、平成２７年度までに計画的に耐震化を進めるため、学校の耐震化事業費４，１８３万円、親子給食方式を推進するため、学校給食設備の整備事業費１，１２０万円、子どもたちの「食を大切にする心」を育むため、食育ファーム事業費３４万円、給食会計の安定的運営を図るため、学校給食公会計化準備費１０１万円、いじめ防止条例の基本方針を推進し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指すため、いじめ防止等に関する条例の推進費１７万円を計上しました。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについては、平成２７年度に始まる子ども・子育て支援制度に対応するため、子ども・子育て支援事業計画策定費４９４万円、絵本を通じて親子が触れ合う機会を提供するため、図書館ブックスタート事業費１００万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成を図るため、まち自慢のパークゴルフ場整備事業費７，８６８万円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費３３４万円、NHKとの共催により文化センターで公開収録を行うため、NHK公開番組「民謡魂 ふるさとの唄」開催事業費５２万円、文化・体育施設を安心して利用できる環境に整備するため、社会教育施設の改修事業費４，６５９万円、東京オリンピック・パ

ラリンピック出場選手の合宿誘致に向け、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業費5万円を計上しました。

市民活動の推進については、男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進計画スタートアップ事業費24万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

定住自立圏構想の推進については、定住自立圏形成協定の締結や定住自立圏共生ビジョンの策定を目指すため、定住自立圏共生ビジョン策定費80万円を計上しました。

市税等のコンビニエンスストア納付の導入については、市税等の納付の利便性向上のために、市税等のコンビニエンスストア納付導入費312万円を計上しました。

住民情報システムの社会保障・税番号制度対応については、平成27年10月の個人番号通知などに対応するため、住民情報システム改修費1,620万円を計上しました。

市内公共施設のPCB廃棄については、定められた期間内に計画的な処理を行うため、高濃度PCB汚染物廃棄処理事業費8,457万円。

第三セクター等の経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクター等の経営を支援するため、滝川振興公社貸付金6億4,900万円、滝川グリーンズ貸付金3,500万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成26年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、現年収納率97.9パーセント、滞納繰越分11.6パーセント、合わせて87.4パーセントの収納率を確保する予算となっています。個人市民税については、税制改正による均等割税率の引き上げ、景気回復などの好影響が個人所得に波及するとの予想から、前年度の決算見込みを踏まえて増額で見込みました。また、固定資産税・都市計画税は、土地評価額が長期下落傾向にあるため、価格の修正と家屋の新增築、滅失などの異動分を勘案したところ、市税全体では、対前年5,303万円増の42億8,526万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて対前年1億4,075万円減の72億443万円、その他の歳入といたしまして国庫支出金30億4,875万円、道支出金9億6,286万円、市債11億3,444万円を計上しました。

基金繰入金については、平成25年度に交付された「地域の元気臨時交付金」を含め、対前年2億1,939万円増の7億3,361万円を計上しております。

以上、平成26年度の各会計予算案の大綱について申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、公共事業の実施だけではなく、滝川市公共施設マネジメント計画への取り組みや広域連携による地域の発展を推進し、今後とも将来負担の軽減に努める予算としました。市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。慎重なる審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいております文書が正しいものでございますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、平成26年度の教育行政の基本的な考え方と重点施策について申し上げます。
人は、みずから求めた知識とみずから望んだ体験で年輪を加え、常に伸びていくべき存在です。

教育は、そのための温かな光となってその方向を指し示し、爽やかな風となって主体性を支え、清らかな水となって力を与えるものでなくてはなりません。

「教育のマチたきかわ」を誇りとする我が滝川は、何よりも子供を宝とし、いつもその教育を重点的に進めてきました。

これからも、日本や世界で活躍する子供たちを輩出し、滝川で学んだこと、滝川で育ったことが喜びと誇りを持って語ることができるよう、学校・家庭・地域の役割が重なり合い、高め合える取り組みを進めていきます。

教育委員会では、「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」に基づき、学校から、地域からいじめをなくし、未来を担う子どもたちの健やかな成長のための最適な環境づくりを積極的に進めるとともに、子供たちの主体的な学びを育み、一人一人が「生きる力」を身につけ、明確な目的意識を持って日々の学校生活に取り組める学校教育を推進します。

また、社会教育では、市民が生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができ、市民一人一人の学びが仲間や地域社会とのつながりを生んでいく生涯学習・文化芸術・スポーツの各活動を積極的に推進します。

子どもたちも学校も、そして、全ての市民が、それぞれの個性を生かして輝き、ともに磨き合い、ともに伸びていける教育環境の構築を目指します。

初めに、重点施策1です。

児童生徒の確かな学力を育てるため、基礎的・基本的な知識や技能の定着と、それを活用する能力を伸ばし、学ぶ意欲の向上を図ります。

子供一人一人に応じた、きめ細やかな指導と見守りを充実するため、本市独自に小学3・4年生で実施している「滝川市少人数学級実践事業」を実施するとともに、習熟度別指導やチームティーチング指導、放課後学習を積極的に進めます。

子供の豊かな人間性や生命を尊重する心を育むため、「道徳の時間」の教材開発や効果的な指導のあり方についての研究を深め、その成果を高めるため、「実践研究発表会」を実施します。

いじめの未然防止対策を推進するため、全ての教育活動の中で道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、児童生徒がいじめの防止に主体的に取り組む「たきかわ子ども会議2014」を開催します。

いじめの対処を有効に行うため、教育委員会に「滝川市いじめ防止専門委員会」を設置し、いじめの対策に関する重要事項の調査・審議を行います。また、いじめの防止等に関係する機関・団体との連携を図るため、「滝川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、啓発活動などを実施します。

滝川西高等学校については、「一人一人の生徒を大切に教え導き、その育成を通じて地域社会に貢献する」を経営理念に、西高教育の特色である「文武両道」を生かすため、学習活動と部活動との相乗効果が十分に上げられる教育課程を編成・実施します。

特に、英語・国際理解教育については、昨年度、文部科学省の指定を受けて取り組んだ「英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を強化する指導改善の取組」事業の成果を踏まえ、ICT

機器を活用した指導の充実やJICA等と連携したグローバル体験の拡充などを図るとともに、引き続き小・中学校と連携し、滝川市の英語教育全体に支援を行います。

キャリア教育については、ガイダンス機能の強化やサテライン講習などによる学習支援を一層充実するほか、進学については、国公立大学への入学者数の増に重点を置くとともに、就職については就職率100パーセントを目指します。

次に、重点施策2です。

若手教員の授業力向上のため、「教職員パワーアップ研修会」を開催するほか、経験豊かな教員から指導・助言を受け授業を進める「巡回指導教員活用事業」や「退職教員活用事業」など北海道教育委員会の事業も積極的に実施します。

学校における組織運営や指導体制を一層充実するため、江陵中学校と明苑中学校に主幹教諭を配置します。

学校の課題研究の成果と教職員の指導実践の交流を図るため、滝川市教育振興会の公開研究会を、西小学校、江陵中学校で開催します。

子どもたちの音楽活動や郷土学習の推進など多くの成果につながった「学校の魅力づくり事業」については、学校の特色や魅力づくりに取り組む学校を支援します。

実物投影機などのICT機器を活用したわかりやすい授業を積極的に進めるため、小中学校の教育用パソコンを更新し、全ての普通教室に整備します。

市内で初めて、教室と廊下の間仕切りを設けないオープン型普通教室を備えた滝川第三小学校の改築工事については、校舎棟・屋内体育館の本体工事及び内装・外装工事を行い、平成27年4月からの新校舎の供用開始を目指します。

滝川第二小学校については、体育館の耐震補強工事を実施します。

西小学校については、体育館の耐震補強工事を実施するとともに、平成27年度からの大規模改修に向けて、理科室など特別教室の移設工事や親子共同調理場の実施設計を行います。

江陵中学校については、校舎の耐震改修と老朽化が著しい格技場の建てかえの実施設計を行うとともに、トイレの洋式化工事を実施することで、市内全ての小中学校の洋式化が完了します。

各学校の体育館のつり天井やバスケットボールのゴール、照明機器などの非構造部材の耐震化については、平成27年度までに全ての耐震改修工事を完了させるため、今年度の実施設計を行うとともに、江部乙小学校と江部乙中学校の耐震化工事を行います。

滝川西高等学校については、本校舎と実習棟の屋上防水工事、地下タンク及び給油配管の改修工事を行います。

学校給食施設については、「滝川市学校給食施設整備計画」に基づき、滝川第三小学校の校舎建築とあわせて、平成27年4月から新しい共同調理場で親子方式による給食を提供できるよう整備するとともに、受配校となる滝川第一小学校と明苑中学校の給食受け入れ工事を行います。

また、この共同調理場には食物アレルギー対応の調理コーナーを設置し、アレルギーのある子どもたちに安心した給食が提供できるよう準備を進めます。

給食会計の安定的運営を図るため、給食費徴収管理システムを導入し、平成27年度に公会計に移

行するための準備を進めます。

次に、重点施策３です。

「学びサポーター」や「教育支援員」を引き続き配置し、個別の支援を必要とする児童生徒に対して、きめ細やかな指導と学校生活の安定を図ります。

不登校問題については、支援専門員やスクールソーシャルワーカーによる学校訪問を通じて、児童生徒の実態把握と効果的な方策を図るとともに、教育支援センターの適応指導教室での相談・支援機能の充実を一層進め、不登校の解消に努めます。

次に、重点施策４です。

学校支援地域本部事業については、所管を社会教育課へ移管することで、生涯学習やスポーツ・文化芸術にかかわる各団体のネットワークを活用して、さらに多くの市民ボランティアを学校へ派遣し、地域ぐるみで子供を育てる仕組みをつくります。

幼児教育と小学校教育の連携を図るため、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継会」などの情報交換会を開催し、小学校への円滑な接続を図ります。

最後に、重点施策５です。

社会教育法に基づき、社会教育委員会議を設置し、社会教育に関する計画の立案や調査研究など、市民の皆さんの知恵と経験を生かした積極的な社会教育に取り組みます。

青少年の健全な育成活動を推進するため、通学合宿や児童生徒の登下校の見守り活動など、各地区青少年育成会の特色ある事業を支援します。

成人式や青年団体の活動発表会などの青年活動については、２０代の参加をふやし、まちづくりを牽引する新たなリーダーの育成に取り組みます。

福寿大学については、学習した知識・技能に加え、みずからの豊かな経験を地域社会に生かすため、小学校での交流授業や地域イベントの参加など、市民とのつながりを持つ講座を充実します。

平成２８年度のプレオープンを目指す「まち自慢のパークゴルフ場」については、石狩川河川敷に８コース７２ホールのコース整備に着手します。

２０２０年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックに当たり、国内外の選手の合宿誘致の可能性について調査します。

コスモスマラソンについては、一般財団法人滝川市体育協会と連携して、より多くの市民が選手や応援団として参加でき、走る楽しさを実感できる大会とします。

滝川スポーツクラブ「サンテ」の市民専用コース３コースを活用し、幼児や低学年を対象とした「子ども水泳教室」、高齢者を対象とした「健康ウォーキング講座」などを積極的に実施します。

市民の文化芸術活動の発表や、舞台に触れることのできる機会をつくるため、滝川音楽協会、ＮＰＯ法人空知文化工房と連携し、「航空自衛隊航空中央音楽隊滝川公演」「淑女のロマンス」など多彩な鑑賞事業を支援します。

市民の皆さんが日本の伝統的な民謡やふるさとの歌に親しむことができるよう、NHKに要望していた公開番組「民謡魂ふるさとの唄」が、市制施行記念日の７月１日に開催されます。

滝川市の歴史を後世に残し伝えるため、市史編さん資料の収集・整理・活用の方針を検討し、市史

編さん事業の基盤づくりを行います。

図書館については、平成26年度から5年間の「滝川市子どもの読書活動推進計画」に基づき、赤ちゃんの成長に合わせて3回絵本を贈る「ブックスタート事業」を実施し、子供の読書活動のきっかけづくりと読書を通じた親子の触れ合いを支援します。

博物館活動については、岩橋英遠芸術を振興するため、岩橋英遠と北海道ゆかりの日本画家の作品を紹介する「岩橋英遠と北の日本画家たち展」を開催するとともに、岩橋ふるさと北辰振興会や江部乙中学校などと連携しながら、北辰の森の整備や岩橋英遠資料の収集・研究を進めます。

JR北海道車内誌の表紙画の作家として活躍されている「藤倉英幸 貼り絵の世界」、段ボールを素材に工作することの楽しさに触れる「ダンボールノオオオ」、NPO法人アートチャレンジ滝川のネットワークを活用した「木版画展」などの企画展を開催します。

身近な科学に親しむため子ども科学館で実施している出前講座「ちび・はく」事業については、土曜日の教育環境を充実するため、全ての小学校で実施します。

社会教育施設の整備については、体育施設では、陸上競技場の日本陸上競技連盟第4種公認の更新のための整備工事を行います。

文化施設では、緊急性や安全性を踏まえ文化センターの屋上防水工事や舞台つり物装置ワイヤ交換などの修繕を計画的に実施します。

以上、教育委員会では、「教育のマチたきかわ」の誇りを持って積極的な取り組みを進め、未来を開く「たきかわっ子」を育成するとともに、市民誰もが輝く生涯学習社会の実現に取り組んでまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成26年度の教育行政執行方針といたします。

○議長 次に、議案第9号及び第14号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第9号 平成26年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少についてご説明申し上げます。

滝川市下水道事業会計の固有資本金は、平成21年度の企業会計開始時点の資本金であり、特別会計時代の使用料の未収金が含まれており、このうち平成21年度から平成25年度までに債権消滅により不納欠損の処理をした未収金も含まれていることから、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、平成26年度滝川市下水道事業会計の固有資本金8億4,412万5,000円のうち3,900万円を取り崩し、繰越利益剰余金に振りかえ、将来の経営安定を図るための財源確保にしたいとするものであります。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 滝川市土地区画整理事業特別会計条例についてご説明申し上げます。

この条例は、滝川市泉町土地区画整理事業を施行するに当たり、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るための特別会計を設置するため、制定したいとするものであります。

第1条は設置について定め、第2条はこの会計は国庫支出金、保留地処分金、繰入金、繰越金、市債その他の収入をもってその歳入とし、土地区画整理事業費、公債費その他の支出をもってその歳出

とすると定めたものであります。

附則であります、本条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第14号 滝川市土地区画整理事業特別会計条例について説明を終わります。

○議長 議案第15号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

社会福祉法人滝川市社会福祉事業団が指定管理者として管理を行っている保健福祉部所管の軽費老人ホーム緑寿園、西町デイサービスセンター、三世代交流センターの3施設については、さきの臨時会で無償譲渡等の議決をいただきました他の施設同様、同事業団への事業移管を行うべく協議を進めてきたところであります、平成26年度においては引き続き同事業団が指定管理者としての管理を行いながら、軽費老人ホームについては改築まで指定管理を継続すべく、その期間設定について、他の2施設については公募等、指定管理の選定方法について検討を継続することが適当であると判断したことから、平成26年度におきましても指定管理者制度を適用し、その指定については滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定められた3年の指定期間を1年とする特例を設けるため、この条例を制定したいとするものでございます。

なお、附則第1項で、施行期日について公布の日から施行することとし、第2項で、この条例の制定に伴い、平成25年制定の条例を廃止するものであります。

以上、議案第15号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第16号の説明を求めます。農政部参事。

○農政部参事 ただいま上程されました議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市農政部が所管する滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場に関し、平成26年4月1日からの指定管理期間について、指定管理者の手續条例第5条第1項の指定の日から起算して3年の規定にかかわらず、1年とするものであります。

理由としましては、株式会社滝川グリーンズみずからが立てた第2次経営改善計画の着実な実行を確認した上でなければ複数年にわたる指定管理期間の設定は適切ではないと判断しており、平成24年から単年度ごとの設定を行い、26年度も同様の取り扱いをしたいとするのが主なものであります。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであり、2としまして、昨年制定した特例条例を廃止するものであります。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第17号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

いじめは、決して許されないことです。また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものです。しかしながら、いじめはいかなる理由があろうとも行ってはいけません。昨年9月、国はいじめ防止対策推進法を施行しました。滝川市では、この法律やこれまでの取り組みを十分に踏まえ、社会全体

でいじめを根絶することを目指し、学校、家庭、地域住民、行政がそれぞれの役割をしっかりと果たし、いじめの未然防止、早期発見、早期解消、早期対処などの対策を進めるために条例を制定したいとするものでございます。

特に、第4条では児童生徒のいじめの禁止について、第5条から第8条までは市、学校、学校の教職員、保護者、市民、事業者の責務について規定しました。

第10条及び第11条では、市と学校においていじめ防止のための対策を推進するための基本的な方針を定めることとして、実効性ある取り組みを実施するため、基本方針を定期的に点検し、評価すること、必要に応じて見直しを行うものとしたしました。

第12条では、関係機関、団体との連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

また、第13条では、教育委員会の諮問による重要事項を調査し、審議するため、いじめ防止専門委員会を設置します。

第14条では学校におけるいじめの防止の取り組みについて、第15条から第17条まではいじめの実態を的確に把握するため、アンケートや教育相談による面談等により定期的に調査することを規定しました。また、学校は児童生徒や保護者、教職員の相談体制を整備するものとししました。さらには、児童生徒がいじめを受けたり、見たり聞いたりした場合は保護者や教職員への相談を行うこと、相談体制を活用することを規定しました。

第18条では関係者の連携強化を、第19条では教職員の研修、生徒指導を充実するための教員配置、専門的知識を有する人材の確保について規定しました。

第20条及び第21条では、最近社会問題となっていますインターネット、特に携帯電話のラインなどによるいじめに対応する対策について規定しました。

第24条及び第25条では、いじめに対する措置として学校への通報、事実の確認、教育委員会への報告、いじめをやめさせ、再発を防止するための児童生徒への指導や保護者への助言、必要があるときはいじめを行った児童生徒を教室以外で学習させるなどの措置、犯罪行為の場合の警察への通報と適切な援助を求めることを規定いたしました。

第26条及び第27条では、いじめを行った児童生徒に対する出席停止などの懲戒について規定しました。

第31条から第36条までは、重大事態が発生した場合の対処として、いじめにより児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、長期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるときは、速やかに専門委員会で調査を行うこと、また速やかに市長に報告すること、いじめを受けた児童生徒や保護者の意見を述べる機会を確保すること。

第32条では、調査終了後速やかに市長に結果を報告すること。

第33条では、いじめを受けた児童生徒や保護者に調査内容を適切かつ迅速に情報提供すること。

第34条では、重大事態への対処と再発防止について。

それから、第36条では、第32条の教育委員会の調査結果を踏まえ、市長が附属機関を設けて再調査できるといたしました。この再調査の結果については、議会に報告し、いじめを受けた児童生徒や保護者に適切かつ迅速に情報提供をするとともに、再発防止のための具体的な対策を講ずるものと

いたしました。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、いじめの未然防止、いじめの発生から原因究明までの適切かつ迅速な対処、原因の調査などに対応する第三者機関の常設、いじめられた子の救済といじめた子の指導と措置などを条例により明確にしたいとするものでございます。滝川市では、平成17年の市内小学校の女子児童の悲しみを決して忘れることなく、二度と起きることのないように全ての市民を挙げていじめ根絶のための取り組みを行いたいとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第18号の説明を求めます。河野教育部参事。

○河野教育部参事 ただいま上程されました議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例についてご説明申し上げます。

本市においては、地方自治法及び地方青少年問題協議会法に基づく附属機関として滝川市社会教育審議会及び滝川市青少年問題協議会を設置し、青少年の育成等を含めた社会教育全般の振興に努めてきたところです。今回社会教育のさらなる振興を図るため、これらの附属機関を廃止し、社会教育法に基づき、家庭や地域の教育力向上、文化芸術等の豊かな学習資源の活用など、生涯学習全般に関しての企画、助言、指導などをしていただく社会教育委員を設置するため、滝川市社会教育委員設置条例を制定したいとするものであります。

提案内容につきましては、第1条では、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、本市に滝川市社会教育委員を置くものであります。

第2条では、委員の委嘱の基準についてであります。学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に寄与する活動を行う者、学識経験のある者の中から委嘱することとするものであります。

第3条では委員の定数は10人以内とし、第4条では委員の任期は2年とし、再任されることのできるものであります。また、補欠委員の任期は前任の残任期間とするものであります。

第5条では、本条例の施行に関して必要な事項は滝川市教育委員会が別に定めることとするものであります。

なお、附則第1項におきまして、この条例の施行期日を平成26年5月1日としたいとするものであります。

第2項におきまして、滝川市社会教育審議会条例並びに滝川市青少年問題協議会条例を廃止するものであります。

第3項におきまして、滝川市児童館条例の一部改正であります。第4条の滝川市青少年問題協議会の意見を求めることができるという条項を削除したいとするものであります。

以上を申し上げ、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第19号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、市民や事業者に多大な脅威を与えている暴力団については、社会全体でこれを排除す

る機運が高まっており、平成23年4月から北海道において北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されていることに鑑み、北海道の条例と連携し、これを補完するため、滝川市における暴力団の排除に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が講ずべき措置、その他必要な事項を定めることにより、社会全体が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として条例を制定したいとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。議案の1ページをお開き願います。第1条は、目的規定でございます。滝川市における暴力団の排除に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにすること、市が講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、社会全体が一丸で暴力団の排除を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目指す旨を規定しております。

第2条は、条例で使用する暴力団、暴力団員、暴力団の排除、暴力団関係事業者の用語について定義したものでございます。

第3条は、基本理念に関する規定でございます。第1項では、いわゆる暴力団追放三不運動のスローガン、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないことを基本とすること。第2項では、市のみならず、市民、事業者、関係機関、団体が連携、協力して社会全体で排除を推進する旨を規定しております。

第4条は、市の責務として、基本理念にのっとり、道、道警初め関係機関、団体と連携し、暴力団排除施策を実施する旨を規定しております。

第5条は、市民の責務として、暴力団排除の理解を深めることと市の暴力団排除施策に協力するよう努めることを規定しております。

第6条は、事業者の責務として、市民より一歩踏み込んで暴力団排除に積極的に取り組むことと市の暴力団排除施策に協力する旨を規定しております。

第7条からは、市が行う施策に関する規定でございます。第7条は、市の事務または事業における措置として、第1項では、市の発注する建設工事その他の市の事務または事業について、暴力団員または暴力団関係事業者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずる旨を規定。第2項では、下請契約等の相手方に対しても必要な措置を講ずるよう義務づける旨を規定、2ページをお開き願います。第3項では、契約の相手方に対し、暴力団員もしくは暴力団関係事業者から不当な介入を受けたとき等には、市への報告、警察への通報を行うよう義務づける旨を規定。第4項では、契約の相手方がこれらの義務に違反したときに当該相手方に必要な措置を講ずる旨を規定しております。

第8条では、公の施設に係る措置の規定でございます。第1項では、公の施設の使用等が暴力団の利益につながると認められるときは、市長等は当該許可をしない旨を規定。第2項では、既に使用等の許可をしている場合においても、市長等は当該許可を取り消し、または使用等を停止することができる旨を規定しております。

第9条では、市民及び事業者に対する支援として、暴力団排除活動に自主的かつ相互連携、協力して取り組むために必要な支援を行う旨を規定しております。

第10条は、啓発活動として、暴力団排除への理解を深めるため、必要な啓発活動を行う旨を規定しております。

第11条は、滝川市個人情報保護条例の例外規定を定めており、暴力団の排除を図るために必要かつ最小限の範囲内において、第1項では、一定の場合を除いて、制約されている本人以外からの個人情報の収集を可能とする旨の規定、第2項では、一定の場合を除いて、制約されている個人情報の市以外の警察その他の関係機関への提供、照会ができるよう規定しております。

第12条は、施行細目として、条例に定めない細目については市長が別に定める旨の委任規定でございます。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第20号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例についてご説明申し上げます。

本条例の制定の趣旨でございますが、市町村が土地区画整理事業を施行しようとする場合におきましては、土地区画整理法第52条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、事業の施行に必要な事項を条例で定めなければならないとされていることから、本条例を制定したいとするものであります。

条例の内容につきまして条文ごとにご説明申し上げます。まず、1ページ目の第1章、総則でございますが、第1条から第5条といたしまして、条例の趣旨、事業の名称、施行地区に含まれる地域、事業の範囲、事務所の所在地について定めるものであります。

次に、第2章、費用の負担であります。第6条といたしまして、事業の施行に要する費用につきまして、保留地処分金、公共施設管理者の負担金、国庫補助金、その他事業に関する収入とし、これら以外につきましては滝川市が負担するものと定めるものであります。

次に、第3章、保留地の処分方法であります。第7条といたしまして処分方法について定めるものであり、2ページの第8条は処分価格について定めるものであります。

次に、第4章、土地区画整理審議会であります。土地区画整理審議会とは、仮換地の指定に関する事項等を審議するために土地所有者や借地権者から選挙される委員及び学識経験委員から構成される諮問機関であります。

第9条から第11条までは委員の定数や任期等について定め、第12条から3ページの第16条までは予備委員や当選人または予備委員となるために必要な得票数、委員の補欠選挙等について定めるものであります。

次に、第5章、地積の決定の方法であります。換地の基準となる区画整理の施行前における宅地の地積の決定方法について定めるものであります。

第17条は基準地積といたしまして原則として登記されている地積とすることを定め、第18条は基準地積の更正等について定め、第19条は施行日後の分割、第20条は基準権利地積について定めるものであります。

次に、4ページの第6章、土地及び権利の評価であります。区画整理の施行前と施行後の土地及び権利の評価につきまして基本的な事項を定めるものであり、第21条は評価員の定数、第22条は土地の評価、第23条は権利の評価について定めるものであります。

次に、第7章、清算であります。清算とは事業の施行前後でやむを得ず生じる個々の宅地の減歩の不均衡を金銭で是正するものであります。

第24条は清算金の算定、第25条は相殺について定め、第26条から5ページの第27条までは清算金の分割徴収または分割交付について定め、別表にて分割徴収または分割納付を完了すべき期限と分割回数について定めております。

また、第28条から第31条までは、督促、延滞金、共有地に対する清算金の徴収等、仮清算金について定めるものであります。

次に、6ページの第8章、雑則でございますが、事業の各段階において補足的に必要な事項について定めるものであり、第32条は所有権以外の権利の申告または届け出の受理の停止、第33条は権利の異動等の届け出、第34条は代理人の指定、第35条は換地処分の特例、第36条は施行細目について定めるものであります。

最後に、附則でございますが、本条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲において規則で定める日から施行したいとするものであります。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長 次に、議案第21号及び第23号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

条例を改正する趣旨でございますが、平成24年8月10日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が成立し、昨年10月には消費税率及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応についてが閣議決定され、これにより本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5パーセントから8パーセントに改定されることが決定しました。本市においても使用料等につきまして消費税及び地方消費税の適正な転嫁を行うため、関係条例の整備を行いたいとするものでございます。

第1条で滝川市コミュニティセンター条例の一部改正を、第2条で滝川市まちづくりセンター条例の一部改正を、第3条で滝川市学校校舎等使用条例の一部改正を、第4条で滝川市教育支援センター条例の一部改正を、第5条で滝川市文化センター条例の一部改正を、第6条でたきかわホール条例の一部改正を、第7条で滝川市公民館条例の一部改正を、第8条で滝川市航空科学センター条例の一部改正を、第9条で滝川市美術自然史館条例の一部改正を、第10条で滝川市こども科学館条例の一部改正を、第11条で滝川市水泳プール条例の一部改正を、第12条で滝川市青年体育センター条例の一部改正を、第13条で滝川市サイクリングターミナル条例の一部改正を、第14条で滝川市B&G海洋センター条例の一部改正を、第15条で滝川中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正を、第16条で滝川市児童館条例の一部改正を、第17条で滝川市こども発達支援センター条例の一部改正を、第18条で滝川市老人福祉センター条例の一部改正を、第19条で滝川市老人デイサービスセン

ター条例の一部改正を、第２０条で滝川市身体障害者福祉センター条例の一部改正を、第２１条で滝川市休日夜間急病センター条例の一部改正を、第２２条で滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正を、第２３条で滝川市墓地管理使用条例の一部改正を、第２４条で滝川市にぎわい広場条例の一部改正を、第２５条で滝川市農村環境改善センター条例の一部改正を、第２６条で滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部改正を、第２７条で総合交流ターミナルたきかわ条例の一部改正を、第２８条で滝川市道路占用条例の一部改正を、第２９条で滝川市都市公園条例の一部改正を、第３０条で滝川市普通河川管理条例の一部改正を、第３１条で滝川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正を、第３２条で滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正をそれぞれ行うものです。

施行期日は附則により平成２６年４月１日とし、経過措置としまして、この条例の施行の際現に施設の使用または利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用または利用に係る使用料の額または利用料金の上限額については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上、議案第２１号の説明とさせていただきます。

次に、続きましてただいま上程されました議案第２３号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政財産使用料に係る算定基準について消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う改正を行うとともに、使用料算定基準に係る規定を整備するため、滝川市行政財産使用料条例を改正したいとするものでございます。

改正内容について新旧対照表に基づきご説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、別表、土地の項及び建物の項中「１００分の１０５」を「１００分の１０８」に改めるものでございます。

また、これまで土地及び建物以外のものの項において整備していた内容について、電柱や広告塔など土地または建物の例により算定しがたいものを具体化し、その他のものとあわせて規定を整備するため、別表、土地及び建物以外のものの項を削り、備考に１、電柱、電話柱、広告塔、看板等の設置に係る行政財産の使用料その他この表の基準によりがたい行政財産の使用料は、当該行政財産の使用の実績を考慮して市長が別に定める基準に基づき算定した額とするを追加するものでございます。

附則といたしまして、平成２６年４月１日から施行したいとするものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に使用の許可を受け使用を開始した者に係る使用料であって、当該使用料を収納すべき会計年度の末日が施行日以降であるときの使用料は、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第２３号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第２４号の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第２４号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

建築基準法等に基づく事務の手数料につきまして、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられますことから、手数料算定経費におきます消費税の影響額を上乗せすることとし、手数料額を見直した

いとするものでございます。

なお、今回の改正と関連しまして、北海道におきましても同様の理由により手数料の改正を予定しており、これにより改正後の手数料はこれまでと同様に本市と同額の手数料となることを申し添えます。

さて、今回の改正項目でございますが、建築基準法第6条第1項第4号関係のもので、建築基準法第6条第1項または第18条第2項によります確認申請手数料の改正が1項目、同法第42条第1項第5号によります許可申請手数料の改正が1項目、同法第86条第1項、第2項、同法第86条の2第1項による認定申請手数料の改正が3項目、同法第86条の5第1項による取り消し申請手数料の改正が1項目、同法第6条第5項または第18条第4項による構造計算適合性判定申請手数料の改正が2項目、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項による長期優良住宅認定申請手数料の改正が1項目、都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項による低炭素建築物認定申請手数料の改正が24項目であります。

次に、改正内容でございますが、参考資料にてご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ目をお開き願います。別表12の項第1号中「7万5,100円」を「7万5,500円」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「9万4,900円」を「9万5,300円」に改めます。

2ページ目をお開きください。同項第6号中「1万5,800円」を「1万6,000円」に改め、同表13の項第1号ウ「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項第3号ア「15万円」を「17万円」に改め、同号イ「10万円」を「11万円」に改めます。

3ページ目をお開き願います。同表13の2の項第1号エ「40万2,000円」を「40万3,000円」に改め、同表13の3の項第1号ア（ア）「4万3,700円」を「4万3,900円」に、「9,000円」を「9,100円」に改め、同号ア（イ）「8万4,800円」を「8万5,000円」に、「1万4,500円」を「1万4,600円」に改めます。

4ページ目をお開きください。同号ア（ウ）「2万2,400円」を「2万2,500円」に改め、同号ア（エ）「3万5,000円」を「3万5,200円」に改め、同号ア（オ）「23万4,000円」を「23万5,000円」に、「5万6,400円」を「5万6,500円」に改め、同号イ（ア）「1万4,500円」を「1万4,600円」に改め、同号イ（イ）「3万5,000円」を「3万5,200円」に改めます。

5ページ目をお開き願います。同号ウ（ア）「1万4,500円」を「1万4,600円」に改め、同号ウ（イ）「3万5,000円」を「3万5,200円」に改め、同項第3号イ（ア）「2万6,300円」を「2万6,500円」に、「9,000円」を「9,100円」に改め、同号イ（イ）「4万9,700円」を「4万9,800円」に、「1万4,500円」を「1万4,600円」に改め、同号イ（ウ）「7万200円」を「7万400円」に、「2万2,400円」を「2万2,500円」に改め、同号イ（エ）「9万9,800円」を「10万円」に改めます。

6ページ目をお開き願います。同号イ（エ）「3万5,000円」を「3万5,200円」に改め、同号イ（オ）「5万6,400円」を「5万6,500円」に改め、同号ウ（ア）「7万400円」を「7万500円」に、「1万4,500円」を「1万4,600円」に改め、同号ウ（イ）「3万

5,000円」を「3万5,200円」に改め、同号エ（ア）「15万1,000円」を「15万2,000円」に、「1万4,500円」を「1万4,600円」に改め、同号エ（イ）「24万5,000円」を「24万6,000円」に改めます。

7ページ目をお開きください。同号エ（イ）「3万5,000円」を「3万5,200円」に改め、同表の備考欄でございますが、第1項第4号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改めます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとしますのでございます。

以上を申し上げまして議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長 長 間もなく時間が正午となります。この辺で休憩に入りたいというふうに思います。午後の再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第25号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成26年4月1日から施行します公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正によりまして、公立高校授業料の不徴収、いわゆる無償化の制度が廃止され、新たな制度といたしまして国公立や私立を問わず、授業料の支援といたしまして所得に応じて就学支援金が支給される制度となることから、関係条文に授業料の文言を加え、別表に授業料といたしまして年額11万8,800円を規定したいとしますのでございます。

なお、条例の施行期日を平成26年4月1日とし、経過措置といたしまして、現在の1年生、2年生の在校生は卒業するまで旧制度の無償化で、26年4月以降に入学する者から新制度を適用しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 次に、議案第26号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の制定の趣旨ですが、三世代交流センター本館及び北地区分館並びに地域ふれあいセンターの利用料金の上限額について消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改定するとともに、より利用者ニーズに即した施設の利用を可能とするため、三世代交流センター本館スポレクホール及び地域ふれあいセンター小体育室の利用に係る時間区分の変更を行うため、改正したいとしますのでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げますので、議案13ページの次の参考資料の新旧

対照表をお開き願います。第1条は滝川市三世代交流センター条例の一部改正ですが、第8条及び第15条は、別表第6の追加等に伴う所要の文言整理を行うものです。

3ページ、別表第1及び4ページ、別表第2は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、交流サロンなどの貸し室に係る利用料金の上限額を改定するものです。

5ページ、別表第3は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改定に加え、本館スポレクホールの利用区分を現行の3区分から4区分に改正するものです。

6ページ、別表第4は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、分館スポレクホールの利用料金の上限額を改定するものです。

7ページ、別表第5は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改定に加え、本館スポレクホールの個人利用における利用時間区分を現行の3区分から4区分に改正するものです。また、このことに伴い、4区分となる本館スポレクホールの基準と3区分のままである分館スポレクホールの基準を分けるため、8ページの別表第6を新設することとし、分館のスポレクホールの基準については新設した別表第6に規定するものでございます。

第2条は滝川市地域ふれあいセンター条例の一部改正ですが、9ページ、別表第1は消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、集会室などの貸し室に係る利用料金の上限額を改定するものでございます。

10ページ、別表第2及び11ページ、別表第3は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改定に加え、小体育室の利用時間区分を現行の3区分から4区分に改正するものでございます。

12ページ、次に附則ですが、第1項でこの条例の施行期日について平成26年4月1日とし、第2項でこの条例の施行前に許可を受けている者に係る経過措置を規定するものでございます。

以上、議案第26号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第27号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例を改正する趣旨は、丸加高原健康の郷の施設の一つである丸加高原オートキャンプ場の使用料について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改定するとともに、丸加高原オートキャンプ場の利用促進を図るための試行的な措置として当分の間使用料を減額できることとする特例を規定するために改正するものでございます。

条例案についてご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。別表2の表、滝川・丸加高原オートキャンプ場に規定する使用料について、現行の使用料の額に消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分を上乗せした金額に改定するものです。なお、10円未満の端数については四捨五入してございます。

新たに設ける本則附則第2項については、丸加高原オートキャンプ場の利用促進を図るため、試行的にキャンプサイトの使用料を6割を限度に減額できることとする特例を規定するものでございます。

この一部改正条例の施行日は、平成26年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第27号についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第２８号の説明を求めます。農政部参事。

○農政部参事 ただいま上程されました議案第２８号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の内容は、滝川ふれ愛の里の一般利用の場合の料金を改正するものであり、議案の一番下の説明にもございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う改正並びに今まで体験等で使用していた部屋を利用者からの貸し室としての要望もあり、新たに料金設定をするため、条例を改正したいとするものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。一般の場合の料金の表の改正後の欄ですが、新たに設定する部屋は、食と健康の養生館の加工実習室内のそば実習室、一番上のところですが、その４つ下、和室研修室３、その下、研修室並びに製粉所兼管理棟内の製麺室、製粉室で、新たに設定する料金はふれ愛の里内の貸し室料金と整合性をとったものとしまして、それ以外の料金は消費税並びに地方消費税の引き上げに伴う改正であります。

議案に戻って、附則としまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものとし、経過措置としまして、施行の際に現に利用の許可を受けている者については従前の例である旧料金とするものであります。

以上、議案第２８号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第２９号の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 議案第２９号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の駐車場使用料につきまして、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改定するとともに、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者または同居者が暴力団員であることが判明した場合におきまして迅速な明け渡し請求を行うため、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第１条関係の滝川市営住宅条例の一部改正に関しまして、第３９条第１項第６号につきましては、入居者に対し明け渡し請求ができる場合を改正前は条例の規定による勧告に従わなかった場合としておりましたが、改正後は入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときとしたいとするものでございます。

第５１条の４第５号につきましては、第３９条第１項第６号の改正による文言整理であります。

第５１条の６第１項につきましては、駐車場使用料の月額２，０８０円を２，１４０円としたいとするものです。

第５３条の３につきましては、第３９条第１項第６号の改正により不用になることから、削除するものです。

続きまして、第２条関係の滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部改正に関しまして、第９条第３項につきましては語句の整理であります。

第２９条第１項第６号につきましては、入居者に対し明け渡し請求ができる場合を改正前は条例の

規定による勧告に従わなかった場合としておりましたが、改正後は入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときとしたいとするものです。

第32条第5号につきましては、第29条第1項第6号の改正による文言整理であります。

第34条第1項につきましては、駐車場使用料の月額2,080円を2,140円としたいとするものです。

第39条の2につきましては、第29条第1項第6号の改正により不用となることから、削除するものです。

附則につきましては、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものです。

以上を申し上げまして議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第30号の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第30号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨ですが、地方公営企業法等の改正による地方公営企業会計制度の見直しに伴い、病院事業において必要となる所要の整備を行うため、滝川市病院事業の設置等に関する条例を改正したいとするものです。

改正内容につきまして次のページの新旧対照表で説明をさせていただきますので、ごらんください。第2条の2につきましては、毎事業年度に生じた利益（法第32条第1項及び第32条の2に規定する欠損金がある場合にあっては、その利益をもって欠損金をうめた後の残額）の全部及び一部を減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金に積み立てることができることとするための改正です。

第2条の3第2項については、みなし償却制度の廃止に伴い、資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、これを取り崩して当該欠損金をうめることができることとするための改正です。

附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長 次に、議案第32号及び議案第33号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第32号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公営企業法等が改正されたことによる地方公営企業会計制度の見直しに伴い、下水道事業において必要となる所要の整備を行うため改正したいとするものであります。

改正内容につきましては、次ページ、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。第3条の2第1項では、毎事業年度ごとに生じた利益について、地方公営企業法第32条の2に基づいた利益の処分の仕方を加えるための改正であります。

第3条の3第2項は、みなし償却制度の廃止に伴い、条文を削除するものであります。

第3条の4は、減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設または改良を行った場合において、これらの積立金に相当する金額を自己資本金に組み入れることができることとするための条文の追加であります。

附則であります、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第33号 滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料について消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改正するとともに、これらの使用料の不正未払いの防止を図るべく、公共下水道及び個別排水処理施設の使用で水道水から地下水等の使用に切りかえるなど態様の変更に係る届け出を義務づけるため、滝川市下水道条例及び滝川市個別排水処理施設条例を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、次ページ、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。第1条関係の滝川市下水道条例の一部を改正する条項で、下水道条例の第27条において市長への届け出が義務づけられている公共下水道の使用の開始、休止、廃止等に新たに使用の態様の変更を加え、また第33条第3項では、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、下水道使用料を改正するための改正であります。

第34条第1項においては、文言の整理であります。

次に、第2条関係の滝川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条項では、個別排水処理施設条例の第6条、第7条及び第22条は文言の整理であり、第9条及び第12条第1項は下水道条例と同様に態様の変更と消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改正したいとするものであります。

附則であります、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第34号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は滝川市航空科学センター、所在は滝川市中島町139番地4ほかでございます。指定管理者となるべき団体の名称は公益社団法人滝川スカイスports振興協会、会長は中島健氏でございます。指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年でございます。

以上で議案第34号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第35号、第36号及び第37号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市軽費老人ホーム緑寿園です。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、石田誠司氏。指定期間は、平成26年4月1

日から1年間であります。

続きまして、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンターでございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、石田誠司氏。指定期間は、平成26年4月1日から1年間であります。

続きまして、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターであります。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、石田誠司氏。指定期間は、平成26年4月1日から1年間であります。

以上、議案第35号から第37号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第38号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設の名称は滝川市にぎわい広場、所在地は滝川市本町2丁目163番地1でございます。指定管理者となるべき団体の名称は株式会社アニメ滝川、代表者は代表取締役社長、鈴木清でございます。指定管理期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年でございます。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第39号の説明を求めます。農政部参事。

○農政部参事 ただいま上程されました議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川ふれ愛の里並びに池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場であります。指定管理者となるべき団体は株式会社滝川グリーンズで、代表者は代表取締役、岩田伸次氏であります。指定管理期間は、議案第16号の特例条例により平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間であります。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長 以上をもちまして平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第14号から第21号まで、議案第23号から

第30号まで、議案第32号から第39号までの説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成26年 3月 5日（水）

午前10時00分 開 議

午前11時13分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 3 議案第10号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第9号）
議案第22号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第11号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第12号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第13号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例
- 日程第 7 議案第31号 滝川市病院条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第40号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第42号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第11 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君

総務部長	山崎	猛	君
市民生活部長	樋郡	真澄	君
市民生活部参事	石川	雅敏	君
保健福祉部次長	中川	啓一	君
農政部長	若山	重樹	君
建設部長	大平	正一	君
教育部長	舘	敏弘	君
教育部参事	河野	敏昭	君
市立病院事務部長	鈴木	靖夫	君

総務部次長	五十嵐	千夏雄	君
市民生活部参事	伊藤	克之	君
保健福祉部長	佐々木	哲	君
経済部長	千田	史朗	君
農政部参事	多田	幸秀	君
建設部技監	高瀬	慎二郎	君
教育部指導参事	四十九院	正満	君
監査事務局長	堀下	博正	君
市立病院事務部次長	田湯	宏昌	君

○本会議事務従事者

事務局長	菊井	弘志	君
書記	橋本	洋衣	君

書記	和田	英昭	君
書記	村井	理	君

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は、１８名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第２ 報告第１号 専決処分について（損害賠償額の決定）

- 議長 長 日程第２、報告第１号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。
説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。ただいま上程されました報告第１号、専決処分につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告させていただきます。

専決事項は、滝川市身体障害者福祉センターにおける転倒事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は平成２５年４月２１日午前１１時５０分ごろで、場所は滝川市新町２丁目８番５号、滝川市身体障害者福祉センター内でございます。相手方は記載のとおりで、損害賠償額は２０万７７８円であります。この賠償額については、市が加入する全国市長会市民総合賠償保険で全額補填となるところでございますが、事故原因は身体障害者福祉センター１階会議室床面に設置されていた配線器具のふたに歩行中の相手方がつまずき、転倒し、左足を骨折させたものでございます。専決処分年月日は、平成２６年２月１９日であります。

今後につきましては、当施設を初め公共施設の安全管理を徹底する所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

- 議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、質疑を行います。

全国市長会市民賠償保険でこれが支払われるということをお聞きしましたが、この損害賠償の金額の内訳として医療費、また通院費等のほかに通常、けがをしておりますので、慰謝料というのがあるというふうに思うのですが、この中身として慰謝料が含まれているのかどうか、またこの損害保険の制度の中に慰謝料という項目があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、全国市長会の損害賠償の中に慰謝料というのがあるのかないのかという質疑で、一般的には慰謝料と治療費等は含まれております。その場合、慰謝料と治療費の合算額が過失割合によって支払われることとなります。そして、今回の場合は過失割合の算定等によって、相手方に自己負担を発生させない形で医療費の実費相当額として示談となった次第でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁では、治療費と慰謝料というのがあって、過失相殺をするときに、例えば慰謝料の中で、過失相殺をすると治療費の中にも本人負担が出ると、その本人負担分を慰謝料で埋めると本人負担がないという結果になったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどの損害賠償請求につきましては、一般的に慰謝料プラス治療費の合算額、これに過失割合によって、例えば7対3なら7と3で支払われることになります。今回の場合、過失割合の算定において損害賠償が相手方において実際の医療費の本人負担分を下回ることが想定されたので、本人の自己負担を発生させない医療費の実費相当額として、慰謝料でなくて医療費の実費相当額としての示談となった次第でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 質疑に対する答弁としてはよくわかりました。

そこで、最後にお伺いをしたいのですが、一般的に交通事故と違って専門家同士が示談交渉することではなくて、市役所あるいは市役所が使っている損害保険会社対個人ということで、しかも普通こういったときに弁護士を立てるとしても、今回も治療費相当しか出ないということであれば、弁護士を雇って交渉するという条件に相手方はないのが通常だというふうに思うのです。そういう点で、施設内で市民がけがをされるというときには、相手方はそういった弁護士を雇うこともできない中での交渉になるということをどの程度考えながら示談交渉が行われているのかという実態についてお聞きをしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきますが、的確な答えになっているかどうかはちょっとありますけれども、保険会社を通じての協議、相談ということではありますけれども、今回もそうですけれども、対応するときに該当になる市民の方にとって最善の結果になるような内容でうちのほうとしてはお願いしていますし、結果として説明を受けても過去もそのようになっているというふうに認識しております。方法論でさらにいい方法があればまた、検討しないとは申しませんし、ただ結果として市民の方に誠意を持って対応するということでは従来から行っていると思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。
す。

◎日程第3 議案第10号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

議案第22号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第3、議案第10号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第9号）、議案第2

2号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第10号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正は、国の第1次補正予算で計上された好循環実現のための経済対策の各施策に呼応し、国の制度を最大限活用して地域の活性化を図るための補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え各経費の確定見込みによる過不足の調整などの補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ23億6,083万9,000円を追加し、予算の総額を232億4,606万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表によるところでございます。

第4条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第4表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。平成26年度に繰り越して使用する経費は、国の第1次補正予算に呼応し、国の制度を最大限活用して地域の活性化を図り、その効果をより早期に、かつ新年度当初予算とあわせて連続的に効果が発揮できるよう補正するものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、市の単独事業として実施するプレミアム商品券発行事業補助金も含め、総額は11事業で20億2,958万6,000円となります。

第3表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、道営土地改良事業負担金の支払いを追加したいとするものでございます。これは、平成26年度予算執行となる道営土地改良事業のうち国庫債務負担行為により実施する分であり、市として今回債務負担行為を追加するものでございます。期間は平成25年度から平成26年度まで、限度額は995万円でございます。

第4表、地方債補正でございます。まず、追加でございますが、道路新設改良事業債、限度額1,170万円及び義務教育施設整備事業債、限度額14億140万円の追加につきましては、国の第1次補正予算に呼応して事業を実施したいとするものでございます。災害復旧事業債、限度額820万円の追加につきましては、8月から9月にかけてありました市営球場や江部乙第3送水ポンプ場などの落雷被害について災害復旧債の手続を進めておりましたが、このたび災害復旧債の対象となる見込みとなったことから、追加したいとするものでございます。次に、変更でございますが、道営経営体育成基盤整備事業債、2,940万円を増額し、5,230万円としたいとするもので、これも国の第1次補正予算に呼応して事業を実施するため、限度額を変更したいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ペ

ージ、17ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額3億2,967万3,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。財政調整基金積立金については、後ほど議案第22号 滝川市基金条例の一部を改正する条例でご説明申し上げますが、土地開発基金を廃止することに伴い、基金残高の2億4,971万4,000円を一旦一般会計に繰り入れし、そのまま財政調整基金に積み立てたいとするものと将来の財政需要に備えての積み立ても7,000万円行い、合わせて3億1,971万4,000円を積み立てたいとするものでございます。また、ふるさと基金を創設し、ふるさと納税などでお寄せいただいた寄附を後年度においても寄附者の意向に合わせて活用できるようにしたく、昨年度の積み残し分と合わせて636万4,000円を積み立てたいとするものでございます。減債基金積立金については、土地開発公社から市が引き継いだ土地の売払収入を第三セクター等改革推進債の償還に充てるため、積み立てを行いたいとするものでございます。そのほか、学校林基金積立金など基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定等に伴い、補正したいとするものでございます。

2款1項8目福祉会館費、補正額326万1,000円の増額についてでございますが、総合福祉センターに要する経費200万4,000円の増額につきましては、燃料単価の高騰と使用料の減収見込みに伴う指定管理代行負担金の増額補正でございます。指定管理施設であります総合福祉センターの燃料費については積算単価と比較し20パーセントを超えた分を市が負担することとし、98万4,000円を、また本年3月末をもって総合福祉センターを閉館することに伴い、今まで総合福祉センターで活動されていたサークルが活動拠点を変更するなどで使用料収入が大きく減少し、指定管理代行負担金の設計時点と大きな差が生じていることから、その補填分として102万円、合計200万4,000円を増額補正したいとするものでございます。総合福祉センターの廃止準備に要する経費125万7,000円の増額につきましては、七宝焼きサークルの活動拠点が三世代交流センターの2階工作室に移ることに伴い、電気窯が使用できるよう改修するために9万1,000円を、また声の広報の活動など録音できる環境を教育支援センター内に整備するため116万6,000円をそれぞれ補正したいとするものでございます。

2款1項10目地域の元気臨時交付金事業費、補正額4,325万6,000円の増額につきましては、地域の元気臨時交付金事業に要する経費の補正でございます。地域の元気臨時交付金の追加交付分を施設整備政策基金に積み立て、26年度事業に活用したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額264万1,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、社会福祉事業振興基金積立金を増額補正したいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額500万円の増額の補正についてでございますが、障害者自立支援医療に要する経費1,700万円の増額につきましては、更生医療費扶助が対前年比141.6パーセントと大きくふえており、不足する見込みとなったことから、増額補正したいとするものでございます。重度心身障害者医療に要する経費1,200万円の減額につきましては、医療扶助費の実績見込みにより減額補正したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額1,350万円の減額につきましては、老人措置に要する経費の

補正でございまして、措置入所者数の見込み減により施設扶助費を減額補正したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額3,963万9,000円の減額についてでございますが、児童手当に要する経費944万円の減額、次のページをお開きください。児童扶養手当に要する経費1,695万5,000円の減額、乳幼児等医療に要する経費300万円の減額、入院助産措置に要する経費107万6,000円の減額につきましては、いずれも実績見込みにより扶助費を減額補正したいとするものでございます。母子福祉に要する経費916万8,000円の減額につきましても、実績見込みにより母子家庭自立支援給付金を減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額254万2,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございまして、指定管理施設である保育所の管理代行負担金について、花月保育所及び江部乙保育所については低年齢児の入所児童数が当初予算見込みより増加していることから増額補正し、一方低年齢児の入所児童数が当初見込みより減少して一の坂保育所については減額補正したいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生費、補正額6,702万2,000円の増額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正でございまして、地方交付税の確定などに伴い、下水道事業会計出資金を増額補正したいとするものでございます。

4款1項2目予防費、補正額304万6,000円の減額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございまして、子宮頸がん予防ワクチンについて国の通知により積極的勧奨を差し控えたことに伴い接種件数が減少したことから、減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目環境衛生費、補正額6,000円の減額の補正につきましては、墓地の運営管理に要する経費の補正でございまして、基金利息収入の見込み額の確定に伴い、墓地管理基金積立金を補正したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額1,117万2,000円の減額につきましては、他会計繰出金に要する経費の補正でございまして、病院事業会計について地方交付税の確定などに伴い、繰出金を減額補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額3,850万6,000円の減額の補正についてでございますが、じん芥の収集処理に要する経費4万円の増額につきましては、基金利息収入の見込み額の確定に伴い、ごみ処理施設建設費積立基金積立金を補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金2,487万円の減額及び中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,367万6,000円の減額につきましては、前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額370万6,000円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金の補正でございまして、前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。6款1項2目農業振興費、補正額1万4,000円の減額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございまして、基金利息収入の見込み額の確定に伴い、農業振興基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

6款1項4目農地費、補正額2,455万円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。本年度の事業につきましては、道営土地改良事業に係る滝川市負担金額の確定により2,060万円が減額となる見込みにございます。一方、国の第1次補正にて道の土地改良事業費が追加されたことを受け、滝川市の負担金を4,515万円増額し、差し引き2,455万円を増額補正したいとするものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額600万円の増額につきましては、商業振興対策に要する経費の補正でございます。4月からの消費税率改定に対して、冬の生活支援券に続いて、切れ目のない市民生活への支援策及び市内の消費需要の喚起による地域経済の活性化策として、市内経済団体から提案要望のあったプレミアム商品券発行事業に対して支援をしたいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額3,772万5,000円の増額の補正についてでございますが、道路・橋りょうの維持に要する経費2,060万円の増額につきましては、国の経済対策を受け、路面陥没危険箇所調査及び道路付属物調査を実施するため、補正を行いたいとするものでございます。除雪・排雪対策に要する経費1,712万5,000円の増額につきましては、1月末の降雪量が576センチと平年の514センチより62センチ多く、今後平年の降雪量で推移すると除雪等委託料が不足する見込みにあることから、増額補正したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額2,940万円の増額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございまして、国の経済対策を受け、橋りょう修繕実施設計及び橋りょう修繕工事を実施するため、補正をしたいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額2,978万円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございまして、滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額460万1,000円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金400万円の減額及び私立幼稚園振興交付金60万円の減額は、いずれも実績見込みにより減額補正したいとするものでございます。発明工夫奨励基金積立金1,000円の減額は、基金利息収入の見込み額の確定に伴うものでございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額681万9,000円の増額の補正についてでございますが、教材、教具等に要する経費6万円の増額につきましては、第二小学校の教育振興のためにと寄附をいただきました6万円を財源に小テストのときなどに使用するデジタルタイマーを整備したいとするものでございます。その他小学校教育の実施及び管理に要する経費6,875万9,000円の増額につきましては3点ございますが、1点目は燃料費についてですが、燃料単価の高騰などに伴い、615万4,000円を増額補正したいとするものでございます。2点目は電気料についてでございますが、昨年9月より北電が値上げを実施しており、高圧系におきましては契約時期によってその値上げ時期が変わるものですが、一部の小学校において今年度から値上げの影響が出ていることなどから、光熱水費が不足する見込みにあり、156万8,000円を増額補正したいとするものでございます。次のページをお開きください。3点目につきましては、国の経済対策を受け第二小学校

と西小学校の屋内体育館耐震改修等工事及び江部乙小学校の非構造部材耐震工事を行うため5,888万2,000円を、市内小学校の非構造部材耐震改修実施設計を行うため215万5,000円を補正したいとするものでございます。

10款2項2目学校建設費、補正額18億413万2,000円の増額につきましては、第三小学校改築事業に要する経費の補正でございまして、国の経済対策を受け第三小学校改築事業を実施するため、補正したいとするものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額6,568万9,000円の増額の補正についてでございますが、教材、教具等に要する経費33万円の増額につきましては、江陵中学校の教育振興のためにと複数の方より寄附いただきました33万円を財源に楽器の更新をしたいとするものでございます。その他中学校教育の実施及び管理に要する経費6,535万9,000円の増額につきましては3点ございますが、1点目は市内中学校の燃料費について燃料単価の高騰に伴い、145万1,000円を増額補正したいとするものでございます。2点目は、明苑中学校において来年度特別支援学級の生徒数がふえる見込みにあることから、特別支援教室を2学級から3学級にふやすための改修工事として64万1,000円を補正したいとするものでございます。3点目は、国の経済対策を受け江陵中学校耐震・トイレ改修事業及び市内中学校の非構造部材耐震改修事業を行うため、委託料で982万4,000円、工事請負費で5,344万3,000円を補正したいとするものでございます。

10款4項高等学校費、1目学校管理費、補正額297万7,000円の増額についてでございますが、教材、教具等購入に要する経費100万円の増額につきましては、西高等学校の教育振興のために寄附をいただきました100万円を財源に楽器の更新をしたいとするものでございます。その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費197万7,000円の増額につきましては、西高等学校の燃料費について燃料単価の高騰などに伴い144万6,000円を、家庭科実習がふえたことなどから電気料がふえ、光熱水費が不足する見込みにあることから53万1,000円をそれぞれ増額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額4万5,000円の増額につきましては、青少年育成に要する経費4万7,000円の増額及び社会教育振興に要する経費2,000円の減額の補正でございまして、いずれも基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、青少年健全育成基金積立金及び社会教育事業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。10款6項2目美術自然史館費75万7,000円の増額につきましては、美術自然史館の運営管理に要する経費の補正でございまして、燃料単価の高騰などに伴い、燃料費を増額補正したいとするものでございます。

10款6項4目文化センター費、補正額22万3,000円の増額につきましては、文化センターの運営管理に要する経費の補正でございまして、燃料単価の高騰に伴い、管理代行負担金を増額補正したいとするものでございます。

10款6項5目公民館費、補正額3万円の増額につきましては、公民館の管理に要する経費の補正でございまして、燃料単価の高騰に伴い、音楽公民館の管理代行負担金を増額補正したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額10万5,000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございまして、複数の方より図書購入にと寄附いただきましたものをそれぞれの寄附者の意向に合わせ、児童書やビジネス書を購入したいとするものでございます。

10款6項7目社会教育施設費、補正額21万7,000円の増額につきましては、陶芸センターの運営管理に要する経費5万1,000円の増額及び教育支援センターの運営管理に要する経費16万6,000円増額でございまして、いずれも燃料単価の高騰などに伴い、燃料費を増額補正したいとするものでございます。

10款7項1目体育振興費、補正額180万4,000円の増額につきましては、体育指導及び振興に要する経費の補正でございまして、体育協会運営管理費補助金について燃料単価の高騰などに伴い、増額補正したいとするものでございます。

10款7項3目体育施設費、補正額66万5,000円の増額につきましては、体育施設の運営管理に要する経費の補正でございまして、指定管理施設であります青年体育センターの管理代行負担金を燃料単価の高騰により増額補正したいとするものでございます。

15款1項1目公共施設等災害復旧費、補正額418万7,000円の増額につきましては、公共施設等災害復旧費の補正でございまして、昨年9月に江部乙第3送水ポンプ場において流量計等の計装機器が落雷被害を受けたところですが、その復旧費用として補正したいとするものでございます。なお、このたび災害復旧債の対象となる見込みとなったものでございます。

15款2項1目社会教育施設災害復旧費、補正額408万9,000円の増額につきましては、社会教育施設災害復旧費の補正でございまして、同様に昨年8月に落雷被害を受けた市営球場ほかにつきましてその復旧費用として補正したいとするものでございます。こちらも災害復旧債の対象となる見込みとなったものでございます。

以上、歳出合計で23億6,083万9,000円の増額となったところでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項市民税、2目法人2,342万9,000円の増額につきましては、法人市民税の実績見込み等による補正でございます。

1款4項1目市たばこ税3,012万円の増額につきましては、市たばこ税の実績見込み等による補正でございます。

11款1項1目地方交付税2,352万4,000円の増額につきましては、普通交付税の交付額の決定に伴う補正でございます。

15款1項1目民生費負担金以下15款2項7目教育費交付金まで、いずれも歳出関連でございします。

15款2項8目総務費交付金4,325万6,000円の増額につきましては、地域の元気臨時交付金の交付額の決定に伴う補正でございます。

16款1項1目民生費負担金319万2,000円の増額、16款2項1目民生費補助金750万円の減額につきましては、いずれも歳出関連でございします。

次のページをお開きください。16款2項4目農林業費補助金以下18款1項7目教育費寄附金ま

で、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１９款２項１目基金繰入金９，７０６万１，０００円の増につきましては、財政調整基金繰入金１億５，２６５万３，０００円の減及び土地開発基金繰入金２億４，９７１万４，０００円の増でございます。財政調整基金繰入金につきましては、当初予算で見込んでおりました基金繰入金を取りやめ、基金残高の確保に努めたいとするものでございます。土地開発基金繰入金につきましては、土地開発基金の廃止に伴い、基金残高を一旦一般会計に繰り入れし、その後財政調整基金に積み立てするものでございます。

２０款１項１目繰越金１億４，３０８万５，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２２款１項３目農林業債以下２２款１項８目災害復旧債まで、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で２３億６，０８３万９，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１０号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 議案第２２号。総務部長。

○総務部長 議案第２２号 滝川市基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、滝川市土地開発基金の廃止と、それに伴いその補完機能を具備するための滝川市施設整備政策基金の設置目的の変更及びふるさと納税など市に寄せられた寄附金を長期的視点で活用できるよう、新たに滝川市ふるさと基金の設置を行うため、滝川市基金条例を改正したいとするものでございます。

改正内容について、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。滝川市土地開発基金の廃止に伴い、第２条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第１４号までを１号ずつ繰り上げ、滝川市施設整備政策基金に土地開発基金廃止に伴う補完機能を具備するため、同条第１５号中「の財源」の部分を「及び当該建設事業等に伴い必要となる関連経費に要する資金」と改め、同号を同条第１４号とし、同条第１６号を第１５号に繰り上げ、新たに滝川市ふるさと基金の設置を行うため、同条に第１６号を追加し、滝川市ふるさと基金の設置目的として、市に寄せられた寄附の寄附者の意向に沿う施策の実施に要する資金に充てるとするものでございます。

また、滝川市土地開発基金の廃止に伴い、第７条第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項から第７項までを１項ずつ繰り上げるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成２６年３月２０日から施行するものでございます。

以上を申し上げまして議案第２２号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、燃料費の高騰を理由とした増額補正について３点お伺いをしたいと思います。

まず、１点目は、指定管理代行負担金では総合福祉センター、文化センター、音楽公民館、体育施設について、また補助金では体育協会の運営管理費補助金で補正が行われます。これらの施設の指定

管理代行、また補助の契約、補助については単年度ですから、それはいいのですが、指定管理の各契約年度と契約年数について伺います。

2点目は、他の指定管理代行負担金が増額されていないのは、契約時期における燃料の積算単価との差が基準に満たないのがその理由と思いますが、増額されない理由を各施設について伺います。

3点目は、体育協会運営管理費補助金についてはそもそも積算単価が低かったということなのか、また指定管理と補助金の燃料費を後で増額する上でその基準が違うのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきます。

まず最初に、施設の契約年度と契約年数についてでございますが、総合福祉センターは契約年度が平成23年度、契約年数が3年間、続きまして文化センターが契約年度が平成24年、契約年数が5年、音楽公民館、契約年度が平成23年度、契約年数は3年、それから体育施設が、これは青年体育センター分ですけれども、契約年度が平成23年度、契約年数は3年間。

次に、増額されない理由、今回補正していない部分ですけれども、増額されない理由を各施設ごとというご質疑でございますが、燃料費を積算根拠に入れている指定管理施設ということで答弁させていただきたいと思いますが、燃料単価について変動があっても予算の流用で対応することとした施設が農村環境改善センター、中高年齢労働者福祉センター、いわゆるサンライフですけれども、次に2つ目として単価変動が120パーセントを超えていない施設、こちらがコミュニティ施設、三世代交流センター、三世代交流センター北地区分館、身体障害者福祉センター、地域ふれあいセンター、中央老人センター、それから3番目として電気料として補正済みの施設がふれ愛の里でございます。

次に、協会補助金の関係ですけれども、こちらは指定管理をしていない施設の部分でして、こちらについては20パーセントという基準ではなく、十分協議の上、必要な額を直営施設と同様に補正することとしております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 120パーセント未満、また補助金については直営施設と同様ということについては理解をいたしました。

農村環境改善センターとサンライフは予算の流用ということについては、これは指定管理の契約にどのようにうたわれているのかお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 手元に協定書があるわけではないのですが、ほかの施設と同様で、財源として補正をしないで、流用財源をそれに見合った分を管理者にということで対応している分ということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっとわかりづらいのは、指定管理代行というのは工事の発注などと同じように、ふえることはあっても減ることはない。恐らく指定管理代行先が燃料高騰しているので代行負担金を上げてくださいますと言え、流用しなくても増額されたのではないかというふうに私には思われるのです。

だから、例えば市が流用で何とかならないかという交渉をして、それでそれをいいですよと言った先は流用して、いや、困りますと、やっぱり増額してくださいと言われた先については増額をしたというのが実態ではないのかお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと私の言葉が足りなかったようで、申しわけございません。流用というのは、相手方の会社の中での流用ではなくて、市の予算の流用で相手方にと。ですから、相手方にすれば増大、その分は市の予算を流用して協定にうたわれている分を相手方に提供するという内容ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号及び第22号を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び第22号はいずれも可決されました。

◎日程第4 議案第11号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議 長 日程第4、議案第11号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 ただいま上程されました議案第11号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳出においては共同事業拠出金の確定に伴う減額補正及び国庫支出金等の確定に伴う増額補正でございます。歳入でございますが、共同事業拠出金及び共同事業交付金等の確定に伴い、国及び道の負担金が確定したことによる減額補正並びに歳出関連等による補正でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ986万6,000円を追加し、予算の総額を54億8,187万円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページにつきましては第1表、歳入歳出予算補正、4 ページ、5 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。お目通しのほどをお願いいたします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費及び2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、財源調整でございまして、特定財源の確定に伴い、一般財源を減額するものでございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費拠出金、補正額1, 377万6, 000円の減額、3 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2, 008万1, 000円の減額につきましては、それぞれ額の確定により補正をしたいとするものでございます。

11 款 1 項 3 目償還金、補正額4, 372万3, 000円の増額につきましては、平成24年度分国庫支出金等の償還金額が決定したことから、補正をしたいとするものでございます。内訳でございますが、国庫支出金償還金4, 282万8, 000円の増額につきましては医療給付費等負担金4, 187万1, 000円、特定健康診査等負担金89万5, 000円、高齢者医療制度円滑運営補助金6万2, 000円がそれぞれ増となったことによるものでございます。また、道支出金償還金89万5, 000円の増額につきましては、特定健康診査等負担金が同額増となったことによるものでございます。

以上、歳出合計で986万6, 000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと思います。2 款 1 項 2 目高額医療費共同事業負担金、補正額344万3, 000円の減額につきましては、平成25年度分の高額医療費拠出金の確定によるものでございます。

2 項 2 目高齢者医療制度円滑運営補助金、補正額11万3, 000円の増額につきましては、歳出関連でございます。

5 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、補正額344万3, 000円の減額につきましては、平成25年度分の高額医療費拠出金の確定によるものでございます。

6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金、補正額200万4, 000円の増額、2 目保険財政共同安定化事業交付金、補正額3, 492万8, 000円の減額につきましては、平成25年度分の交付金の確定によるものでございます。

8 款 2 項 1 目基金繰入金、補正額4, 667万円の増額につきましては、保険給付費の財源に充てたいとするものでございます。

9 款 1 項 1 目繰越金、補正額289万3, 000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で986万6, 000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第5 議案第12号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）

○議長 長 日程第5、議案第12号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第12号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、北海道から指定管理を受け、管理運営を行っています道営住宅におきまして、団地内に設置されています消火器の更新費用が追加予算措置されますことから、かかる道営住宅管理等委託金が増額となり、次のとおり歳入歳出予算の補正を行いたいとするものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,129万9,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところとしています。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項2目道営住宅管理費でございますが、補正前の額1,320万7,000円に22万5,000円を追加し、補正後の額を1,343万2,000円としたいとするものでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。3款1項1目住宅事業費委託金でございますが、補正前の額1,320万7,000円に22万5,000

円を追加し、補正後の額を1, 343万2, 000円としたいとするものでございます。

これらによりまして、滝川市公営住宅事業特別会計の歳入及び歳出予算の合計が補正前の総額8億7, 107万4, 000円に22万5, 000円を追加し、補正後の総額を8億7, 129万9, 000円としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第6 議案第13号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例

○議 長 日程第6、議案第13号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第13号 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例を制定する趣旨でございますが、滝川市、砂川市が国の定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市として本年1月15日に中心市宣言を行ったところであり、中空知5市5町による定住自立圏の形成に向け、定住自立圏形成協定の締結などについて滝川市議会の議決すべき事件として定めたいとするものでございます。

第1条は、地方自治法第96条第2項の規定により、滝川市議会の議決すべき事件について定めたいとするものでございます。

第2条は、議会の議決すべき事件としまして、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告することを規定したいとするものでございます。

附則といたしまして、平成26年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第１３号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１３号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は可決されました。

◎日程第７ 議案第３１号 滝川市病院条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第７、議案第３１号 滝川市病院条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第３１号 滝川市病院条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、重大な手術を必要とする者に対して提出を求めている手術委託証書については、重大な手術を必要とする者に限らず、広く患者の皆さんに対する事前説明等を徹底していることから、手術委託証書の提出手続を廃止するための条例改正でございます。

改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をごらんください。第８条の削除でございます。

附則ですが、この条例は、平成２６年４月１日から施行したいとするものであります。

以上、議案第３１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は可決されました。

◎日程第8 議案第40号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第8、議案第40号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第40号 教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、鷲尾昌法氏が平成26年5月27日で任期が満了となります。このため、後任として芳村敦子氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

芳村敦子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第9 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長 日程第9、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第４１号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、齋藤恵美子氏が平成２６年５月２７日で任期満了となります。これによりまして、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴書につきましては印刷し、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４１号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第１０ 議案第４２号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

○議 長 日程第１０、議案第４２号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第４２号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてご説明申し上げます。

今回の規約の改正は、滝川市総合福祉センターが本年３月３１日をもって廃止されることに伴い、中空知広域市町村圏組合の事務所を滝川市役所内に移転するため、中空知広域市町村圏組合規約を改正したいとするものでございます。

改正内容について新旧対照表に基づきご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。規約第４条中「滝川市明神町１丁目５番２９号、広域生活総合センター内」を「滝川市大町１丁目２番１５号滝川市役所内」に改めるものでございます。

附則といたしまして、平成２６年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第４２号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申

し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４２号は可決されました。

◎日程第１１ 議案第４３号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第１１、議案第４３号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第４３号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退に伴い、規約を変更したいとするものであります。

議案本文の記以下であります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。規約の中に組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を列記した別表がございますが、以下、先ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり別表を改正したいとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしていたとするものであります。

また、規約の改正後の北海道市町村職員退職手当組合の組織団体数は、１８市１４４町村９７組合となるところであります。

以上で議案第４３号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から3月10日までの5日間休会にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月10日までの5日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時13分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成26年 3月11日（火）

午前10時00分 開 議

午後 3時00分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員（17名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
14 番	井 上 正 雄 君	15 番	柴 田 文 男 君
16 番	荒 木 文 一 君	17 番	大 谷 久美子 君
18 番	窪之内 美知代 君		

○欠席議員（1名）

13 番 田 村 勇 君

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部参事	伊 藤 克 之 君
市民生活部参事	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	中 川 啓 一 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	若 山 重 樹 君	農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君
農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君	教 育 部 参 事	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君

市立病院事務部次長 田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 菊 井 弘 志 君 書
書 橋 本 洋 衣 君 書

記 和 田 英 昭 君
記 村 井 理 君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災され、お亡くなりになられました方々のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

○事務局長 黙禱。

(黙 禱)

○事務局長 黙禱を終わります。

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

欠席の申し出は、田村議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は45分以内の持ち時間制により演壇において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 おはようございます。市民クラブの窪之内美知代でございます。先ほど東日本大震災の方々へのご冥福をお祈りして黙・をささげました。先日来テレビ等では震災の復興がどう進んでいるかというようなことが取り上げられています。けさのテレビでも、仮設住宅を出なければならない、しかし復興住宅はまだ計画の3パーセントにしかないというような、そういった状況の中で本当にお年寄りたちが今後どうしていったらいいのか、そういった悩みを訴えられていました。本当にこういう人たちの気持ちに沿った復興が早急に進められるということをお祈りいたすものであります。

さて、代表質問ですが、場所がいつもの一般質問と違ってここからで、議員の皆さんの顔も、そして傍聴者の皆さんの顔も見えるという、そういう場に立つのは何回ぶりかなというふうに思っています。私は一般質問の一問一答方式のほうがめり張りがあって好きなわけですが、代表質問の場合は全部通して質問、そして通して答弁、再質も1回しかできないというルールになっています。これから質問いたしますが、質問の意を酌んでいただいて、納得できる、そしてそうかと理解できるご答弁を期待して質問に入らせていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、イレブンプラスワンの政策提言と今後の展望について
- 2、消費税増税への対策について

第1問、1件目、市長の基本姿勢についてです。イレブンプラスワンの政策提言と今後の展望についてです。市長就任から3年間という短い期間で、イレブンプラスワンの政策提言実現のために興し、そして育て、ことしは動かしてくる、そういう手腕を発揮した市長にまず敬意を表したいと思います。今後は、この動かしてきたものから花開き、実を結ばせること、そして新たな種まきも必要になってきます。これまでの3年間の自己評価とともに、将来を見据えた次の政策的な展望、まちづくりへ向けた市長の思いについてお伺いしたいと思います。

次、消費税増税への対策についてです。4月からの消費税増税とともに、昨年の電気料金値上げや燃料費の高騰による基礎的生活費ともいうべき支出の増が避けられない事態になっています。それにもかかわらず、年金は12月から減額されてきています。国の一時的な救済策の予算は、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金など今年度の予算にも計上されていますが、一時しのぎにすぎないと考えています。滝川市独自の市民生活への救済策は検討しなかったのかについてお伺いいたします。

◎ 2、元気な産業と活力あるまちづくり

- 1、なたね振興対策について
- 2、担い手への農業経営安定対策について
- 3、農業経営基盤強化準備金制度の恒久化について
- 4、日本型直接支払制度について

2件目、元気な産業と活力あるまちづくりについてお伺いいたします。なたね振興対策についてですが、今江部乙地域で「日本で最も美しい村」連合への加盟を進めようとしています。この加盟を進める上で、菜種の振興というのは重要な認定条件の一つだというふうに考えています。そこで、ここ数年作付面積が減少となってきました。その減少の一因となっている雑草イヌカミツレ対策の農薬登録に向けた予算が計上されました。これも対策の一つであることは評価しますが、農薬登録となることでの効果についてお伺いいたします。また、菜種の新品種の試験栽培も継続されますが、こうした対策だけで作付面積を維持拡大していけるのか、見通しをお伺いいたします。

次、担い手への農業経営安定対策についてお伺いいたします。国では、現在の担い手経営安定対策を認定農業者などを対象とした収入保険制度に転換するため、平成26年度から調査費が予算化されるようですが、その補償水準が担い手への所得補償水準となるのか不明確です。今まで担い手経営安定対策は所得補償水準が不完全でしたが、新しい制度では担い手の再生生産ができる制度となるよう、全国市長会で強く働きかけるよう望むものです。市長の今後の対応についてお伺いいたします。

次に、農業経営基盤強化準備金制度の恒久化についてです。今後本市の農業も一層の大規模化が進むと予想されます。現在認定農業者に対しては、毎年の所得の中から積み立てを行い、その資金を活用して農地や農業機械を取得した場合はその額を圧縮記帳し、損金算入できる制度がありますが、平

成 26 年度までの時限立法となっています。農業者は制度の恒久化を強く求めています、滝川市の今後の農業者の気持ちを踏まえた対応について伺います。

日本型直接支払制度について伺います。新たな日本型直接支払制度が法制化されようとしています。法制化は歓迎されることですが、現行同様地方負担を求めるものとなっています。本来直接支払制度は、全て国の予算で賄うべきと考えています。全国市長会等で地方負担軽減を政府に要請すべきではないでしょうか。また、制度の法制化に対して市としてはどのように対応していくのかをお伺いいたします。

◎ 3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

1、江部乙地域振興と市の体制強化について

2、ロングメドー町との交流促進について

3 件目、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて伺います。江部乙地域振興と市の体制強化についてです。市政執行方針では、江部乙地域について NPO 法人「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指すとして述べています。地域でも、これを受けて加盟に向けた動きが始まろうとしています。数年前から、江部乙地域では自然景観、歴史、文化、農業、福祉など地域資源や財産を生かした活性化を図ろうと活動する団体、個人がふえてきています。しかし、それらの団体、個人のネットワークや組織の協力体制を築くまでには至っていません。誰でもいつでも集まり、話し合えるコミュニティの場と、全体を把握し、動かしていける組織づくりのために話し合いが持たれています。そこで、これまではイベントや課題に合わせて市の総務部、農政部、経済部などが対応してきましたが、その垣根を超えて総合的に対応できる江部乙担当部署の新設についての考えと江部乙地域の振興のための新年度における力点について伺います。

次、ロングメドー町との交流促進についてです。市政執行方針では、ロングメドー町での高等学校訪問やホームステイなどの拡充が図られ、滝川応援団が結成されるなど、当市との交流への関心が高まっていること、滝川西高等学校などにおける英語力強化に大きく寄与していることも踏まえ、さらなる交流促進に努めるとあります。新しい交流を計画しているのか、また将来は姉妹都市締結もあり得るのか伺いたいと思います。国際課を持っている滝川市として、そして世界に誇れる国際田園都市という構想を掲げている市長として、国際的なこうした交流は私はより一層進めていっていただきたいという立場での質問です。

◎ 4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、栄町 3—3 地区の民間主導による再開発と市の対応について

2、滝川市公共施設マネジメント計画について

次、4 件目、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。栄町 3—3 地区の民間主導による再開発と市の対応についてです。金市館に加え、高林デパートも三番館の撤退を受け、7 月末で閉鎖するとのことであり、栄町 3—3 地区の空洞化は避けられません。これにより、中心市街地のさらなる疲弊が予想されます。市の新年度方針では、民間開発の動きを誘導、支援するた

め、国の有利な財政措置策の活用も視野に街区の再整備策を定める再生計画を策定するとなっています。しかし、市政執行方針を書いた時点ではこうした状況が予想されていなかったというふうに考えます。本当に深刻な状況が予想される今、もう一步踏み込んだ支援が必要ではないでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

次、滝川市公共施設マネジメント計画についてお伺いいたします。コミュニティ施設のことが公共マネジメント計画について一般質問等でも取り上げられてきました。新年度は、モデル小学校区における検討が始まります。どの小学校区をモデル地区として進めていこうとしているのか、その小学校を選んだ選定理由と地域での協議と理解を得るためにどのような取り組みを行うのかお伺いいたします。また、モデル小学校区以外についての新年度の地域住民対応の考え方についてお伺いいたします。

マネジメント計画についてのもう一点、市政執行方針では施設を効率的に管理するための一元管理体制の構築に取り組むとありますが、現状の管理との違い、体制構築時期及び市民への影響についてお伺いいたします。

◎5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、民生委員・児童委員確保について

2、北海道医療大学との連携について

次、5件目、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてお伺いいたします。1点目、民生委員・児童委員確保についてです。民生委員の欠員となり手不足が全国的な問題となっています。滝川市でも現在定員を割っていると聞いています。超高齢化社会を迎え、高齢者世帯や独居老人世帯に対する地域の見守りがますます重要になる中で、こうした状況は大変深刻な事態だと認識しています。この局面を打開するための対策、方針についてお伺いいたします。

次、北海道医療大学との連携についてお伺いいたします。平成25年11月に北海道医療大学と滝川市が包括連携協定を調印いたしました。この調印を記念して、24日に認知症講演会が開かれるというふうにも聞いています。この協定の後、北海道医療大学と滝川市で構成する協議会を通じて保健、医療、福祉の向上や人材育成への連携、協力に向けた取り組みが行われていくと考えていますが、現時点で考えられている具体的な事業内容と実現時期及び今後の連携の方向性について伺います。

◎6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、少人数指導の拡大について

2、主幹教諭の配置について

3、教育支援員・学びサポーターの配置について

4、滝川市子どもの読書活動推進計画について

5、学童保育の新基準への対応について

6件目、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてお伺いいたします。少人数指導の拡大についてです。滝川市は、これまで児童生徒の基礎学力向上を図るために少人数指導やチームティーチングを積極的に実施し、効果的な指導方法の研究を進めてきました。小学3、4年生を対象に本

市独自に実施している少人数学級実践事業は、子供に応じたきめ細かな指導と見守りの充実を図る上で効果的であり、他の自治体や教育関係者に大きな影響を与えています。このことについては、滝川独自の施策であり、大いに評価するものです。今後の方向では文部科学省や北海道の施策拡大は難しい状況と考えていますが、市としての少人数指導の拡大への考え方について伺いたいします。

次、主幹教諭の配置についてです。教育行政執行方針では、学校における組織運営や指導体制の一層の充実のための配置と述べていますが、主幹教諭の配置は現場からの要請があつての配置なのか、配置に至る経過についてまず伺いたいします。また、日常的には校長の意を酌んで行動するほか、一般教諭と同様に担任や部活動の指導を任されることもあるようですが、今回配置される明苑中学校と江陵中学校における主幹教諭の役割について、また今後の他の学校への配置についての考え方を伺います。

次、教育支援員・学びサポーターの配置について伺いたいします。特別支援学級の児童数は増加しており、障がいも多様化しています。また、通常学級の中にも支援の必要な児童生徒がふえ、学びサポーターで対処している現状ですが、時数が足りなく、実態に合った指導が行き届かない状況です。この状況をどう捉え、どのように対処する考えかをお伺いいたします。

次、滝川市子どもの読書活動推進計画についてです。国や北海道の計画を受け、平成26年度から5カ年の滝川市子どもの読書活動推進計画が策定されました。早速赤ちゃんから本に親しむ機会を提供する図書館ブックスタート事業の新年度からの実施に大いに期待するものです。国の推進計画では、学校における取り組みとして学校図書館図書標準の達成、司書教諭、学校司書等の人的配置の推進が掲げられており、これらの対策として政府は平成24年度から毎年約150億円の地方交付税措置を実施していることから、本市においても国のこうした計画に沿った図書購入や司書配置を検討すべきと考えますが、計画達成へ向けた決意をお伺いいたします。

次、学童保育の新基準への対応についてです。昨年12月に厚生労働省が学童保育の新基準を示しました。新基準では、1クラス40名以内とし、2人の職員を配置すること、そのうちの1人は保育士や教員などの有資格者とすることや年間開所日数や開所時間なども示されています。新基準での実施は、1年後の平成27年度からです。そこで、第1に、新基準と比較した本市の学童保育の現状について、第2に、学童保育に対する国の財政支援の現状と新基準実施による支援増の有無について、第3に、新基準達成に向け市としてどのような対応を計画されているのかについて伺いたいします。

◎7、市民が活躍するまちづくり

1、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業について

次、7件目、市民が活躍するまちづくりについて。東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業について伺います。市政執行方針では、出場選手の合宿受け入れの可能性について調査し、誘致に向けての準備を進める計画となっていますが、可能性調査とは何を指すのかお伺いいたします。また、調査結果判明時期の見込みや滝川市単独での誘致活動とするのか、他自治体と連携しての誘致活動なのか、さらに誘致によるメリットについて伺いたいします。

◎ 8、効率的な行政運営によるまちづくり

1、定住自立圏構想の推進について

最後に、8件目、効率的な行政運営によるまちづくりについてお伺いいたします。定住自立圏構想の推進についてですが、本年1月に砂川市とともに中心市宣言を行いました。新年度は、定住自立圏構想具体化に向けたスタートの年となります。これまでの協議の中で、既に数多くの事業について連携の可能性は判断されていることと思います。そこで、定住自立圏共生ビジョン策定時期及び新年度での協定締結の可能性とその事業についてお伺いします。

以上で代表質問を終わります。

○議 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、市民クラブを代表しての窪之内議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、大きな1番目の市長の基本姿勢の中の1番目、イレブンプラスワンの政策提言と今後の展望についてお答えさせていただきます。まず、政策提言イレブンプラスワンについてのご質問にお答えをさせていただきますが、これまでの自己評価についてでございますが、政策提言12項目のうち多くは着手、または事業化してきたと考えており、具体的には副市長公募、民間シンクタンク設置、就学前乳幼児の医療費無料化、特別保育の充実、公共施設などの耐震化、バリアフリー化、たきかわブランド、パークゴルフ場、災害備蓄などであります。また、医療分野での広域連携は既に一部実施しているほか、定住自立圏構想の検討項目にも取り上げられており、新たな循環バス、中高一貫校などを含め、今後広域的な視点を持つべき検討課題だと考えております。給食費の段階的無料化は、今も必要性の認識は変わっておりませんが、現在の財政状況や施策、事業の優先度を勘案する中で、26年度の実施は見合わせることで判断させていただきました。まずは学校施設の耐震化や親子給食の施設整備を優先し、あわせて学校給食の安定的運営を目的に公会計への移行も進めていくところであります。政策的な展望についてでございますが、イレブンプラスワンに限らず、26年度市政執行方針に掲げた全ての施策、事業を着実に実施することに全力を傾けたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2番目の消費税増税の対策についてでございます。滝川市独自の救済策についてでございますけれども、1つには、昨年12月の第4回市議会定例会にてご承認いただき、高齢者などの市民税非課税世帯を対象に交付しています冬の生活支援券がございます。そして、本議会では新たにプレミアム商品券発行事業補助金のご承認をいただいたところであり、切れ目のない市民生活への支援策と市内の消費需要の喚起に努めていくものでございます。また、今回の補正予算を含めた実質的な新年度事業となる建設事業費は、国の経済対策を最大限活用することで一般会計では平成11年度以来最大となる予算額を確保したところであり、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。また、国の施策ではございますが、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が実施されるほか、消費税率改定の増収分を活用した社会保障の充実として26年度は医療、介護分野における国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度の拡充などの措置を講じるとしており、低所得者対策も一定程度盛り込まれているところでございます。

次に、2番目の元気な産業と活力あるまちづくりの1番目、なたねの振興対策についてでございます。JAたきかわにおいては、菜種実需者の供給量を確保するため、作付目標面積を130ヘクタールに設定しており、平成26年産は年初めに作付意向を確認した段階では130ヘクタールを超えておりましたが、結果的に88ヘクタールほどにとどまりました。これは、播種時期の長雨により播種できなかったことや菌核病や雑草による収穫量の減少などが影響していると思われます。このうち雑草イヌカミツレ対策については、25年第3回定例会に山本議員からイヌカミツレという雑草の蔓延が菜種を作付しない大きな要因となっているとご指摘をいただいたほか、JAたきかわなたね生産組合からも雑草対策の農薬登録のご要望があることから、現在登録に向けた手続を進めているところであります。菜種の作付面積が雑草の農薬登録だけで飛躍的に回復するとは言えませんが、作付面積減少の一因となっているイヌカミツレ対策を行うことは必要なものと考えております。さらに、菜種の作付面積を維持拡大していくため、市、JAたきかわ、普及センター、なたね生産組合が連携し、作業受託体系の構築、菜種の輪作体系の確立、新品種の試験栽培及び水田転作での菜種の作付を推進し、目標の作付面積を確保できるよう努めます。

次に、2番目の担い手への農業経営安定対策についてでございますが、国の平成26年度予算において農業経営の安定のための新たなセーフティーネットとして収入保険制度の設計に向けた検討を進めるための調査費を予算計上したところであります。市としましても、新たな収入保険制度においては議員ご指摘のとおり農業が再生産できる仕組みになることが重要であると認識しております。このため、今後の国の動向を注視し、必要に応じて関係機関、団体と一体となって国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、3番目の農業経営基盤強化準備金制度の恒久化についてでございますが、農業経営基盤強化準備金につきましては、平成19年度に制度化され、一定の条件のもとにおける所得税及び法人税の特例措置であり、担い手の規模拡大や経営の効率化を図れることから、本市においても多くの農業者に利用されております。滝川市における平成25年度末の準備金の積み立て残高は60件、4億2,500万円となっており、十分この制度が活用されていると認識しております。こういった状況を踏まえ、国に対して北海道や北海道市長会を通じ、制度の延長を強く要望してまいります。

次に、日本型直接支払制度についてでございますが、日本型直接支払制度は現行制度の中山間地域直接支払制度及び環境保全型農業直接支援に加え、農地・水保全管理支払から組みかえされた多面的機能支払で構成されております。日本型直接支払制度の導入に当たり、昨年11月14日、全国市長会において地方負担の軽減を図るための提言をしておりますが、今後も法制化に当たり、地方負担軽減のため、全国市長会を通じ要請していく所存であります。

次に、大きな3番目、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりの1番目、江部乙地域振興と市の体制強化についてでございます。江部乙の地域振興につきましては、市政執行方針で申し上げましたとおり、そらぷちキッズキャンプ、「日本で最も美しい村」連合への加盟、丸加高原、菜の花観光、風力発電、農業振興など、幅広い分野でかかわってまいります。ご質問のとおり事業によって市の担当部署が異なる部分がございますが、地域の皆様にご不便をおかけしないよう、さらに職員間の横の連携と情報共有を図ってまいりたいと考えております。新年度の力点についてですが、市政執行

方針に記載している施策、事業はどれも重要なものですが、新規事業という観点からは地域おこし協力隊制度の活用のほか、「日本で最も美しい村」連合への加盟を地域の皆様とともに進めることを目標としており、十分に地域と協議を行いながら取り進めてまいります。その推進母体となる組織づくりにおいては、団体や個人の協力体制の構築、地域コミュニティの形成、視野を広く持った安定的な組織体制に配慮し、地域による主導を前提として支援を行ってまいります。また、江部乙担当部署の新設についてのご質問ですが、美しい村への取り組みなど地域が一丸となって進められるよう、まずは地域の皆さんと十分に情報交換を行いながら、今後必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、ロングメドー町との交流促進についてでございますが、窪之内議員におかれましては既にご承知のこととは思いますが、平成5年に始まったスプリングフィールド市との姉妹都市交流を拡充する形で、キーパーソンとなってきたスー・ルートさんのご紹介により、平成18年度からロングメドー町並びにロングメドー高校へのジュニア大使訪問団の派遣を滝川国際交流協会が、翌19年度から滝川西高が短期留学生派遣を開始しました。以来、ロングメドー高校のローリー・スナイダー先生が交流の中核となり、ホームステイの確保など地域を巻き込んでの取り組みを続けてきた結果、ロングメドー町では滝川との交流が青少年の人材育成にはなくてはならないものと高く評価され、滝川応援団を結成するに至っていると聞いております。議員各位には既にご承知のとおり、ロングメドー町には高校がロングメドー高校1校しかありませんが、マサチューセッツ州内でも1、2位を争う優秀校であり、著名な大学への進学率も高い一方、オーケストラ部は全米一を誇り、また各種スポーツなども盛んな文武両道の学校であります。ロングメドー高校の生徒が西高などを訪問して驚くのは、その礼儀正しさや明るい校風などであり、大きなインパクトを受けております。過日当市を訪れましたロングメドー町のドイル教育長は、滝川との積極的な交流はロングメドーの教育に不可欠であると町内全教職員対象の研修会で強く述べていたと伺っております。同町との交流は間もなく10年を迎えますが、財政状況の厳しさはロングメドー町も同様であり、2012年10月に私、そしてここにおられる水口議長がロングメドー町を訪れた際に滝川市・ロングメドー町友好交流促進宣言に調印し、より積極的な交流をお約束してまいりましたが、今後どのような形で交流が双方の将来にとってより実りのあるものになるのかをローリー先生を初めとするロングメドー町の皆様とよく話し合った上で、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな4番目、機能的な生活基盤の充実したまちづくりの1番目、栄町3―3地区の民間主導による再開発と市の対応についてでございます。栄町3―3地区におきましては、これまでの間、地権者を中心に再開発の検討がなされてきましたが、さまざまな課題などから事業化には至っておらず、昨年から地元経済界主導による再開発の検討の動きも出てきております。高林デパートのキーテナント撤退と施設の老朽化等による清算手続開始は、中心市街地の商業機能の喪失を加速されるものであり、市民生活に与える影響は少なくないことから、市としても民間投資のしやすい環境づくりを早急に進めていかなければならないと考えております。ご質問のもう一步踏み込んだ支援につきましては、それぞれの再開発の将来像が明らかになっていない段階であることから、今後の推移を見きわめながら判断をしていきたいと考えております。

次に、2番目の滝川市公共施設マネジメント計画についてでございますが、コミュニティ機能の学校移転の検討につきましては、泉町福祉会館、西地区コミュニティセンターが建築後30年を超え、施設の老朽化が進みつつあることに加え、西地区の5つの連合町内会のエリアが全て西小学校学区内に位置しており、小学生が歩いて学校へ通うことができる距離にあるといった地理的要因からも西小学校地区をモデル地区とし、泉町福祉会館、西地区コミュニティセンター、扇町地区コミュニティセンターという3館の機能移転について地域の皆さんと協議を開始したいと考えております。協議に当たりましては、コミュニティ施設利用者、老人クラブ、町内会関係者、小学校PTA、児童館母親クラブ、地区育成会などに学校関係者を加えた市民ワークショップを設置し、学校施設複合化の先進事例の学習を初め、複合施設としての施設レイアウトや施設改修のあり方、複合施設内での相乗効果が得られるような運営体制や管理体制のあり方などの検討、施設の集約化に関する課題の解決方法などさまざまな検討を行ってまいります。モデル小学校区以外の皆様に対しては、それぞれの小学校区ごとに課題が異なるといった事情もありますが、町内会連合会連絡協議会などを中心にモデル小学校地区での取り組みに関する情報提供に努め、他の小学校区へつなげてまいりたいと考えております。

次に、2番目の滝川市公共施設マネジメント計画についてでございますが、施設の一元化に関しては全国でも幾つかの先進事例が出てきておりますが、施設の運営ではなく建物の管理について、これまでの短期的かつ個別の施設管理手法から長期的かつ包括的な管理手法へ見直していくものであり、具体的にはこれまで各所管において施設ごとに各業務単位で管理してきたものを一つの部署において一元管理し、建物をまとめて管理委託するものであります。一般的には、各課職員及び指定管理者等は建物管理業務から開放され、施設の運営に専念できる。2つ目は、スケールメリットによるコストダウンが期待される。3つ目は、これまでの個別の施設の維持管理の中では施設管理者によって管理の視点に差があったものが一元的に管理することによって同一の視点で管理することができるといったメリットが考えられ、建物の管理手法を変更するだけであることから、利用者はこれまでどおりの利用ができます。このような官民連携における一元管理体制を導入するに当たり、どのような主体と契約することが最も効率的で、発注者、受注者の双方にとって持続可能な取り組みが可能となるかなど、十分な検討を進めてまいりたいと考えています。そのため、この体制の構築時期については、平成26年度を準備期間、平成27年度からの実施を目標とし、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、5番目の誰もが住みよい安全安心なまちづくりの1番目、民生委員・児童委員の確保についてでございます。民生委員の定数確保は全国的な課題となっており、本市でも昨年12月の一斉改選において初の欠員が生じております。原因を考えますと、地域福祉の担い手として子供の虐待から高齢者の安否確認、各種福祉事業への協力など多様化、複雑化している活動内容から負担が増していること、孤独死などがメディアで取り上げられる際責任を問われる報道があることから、責任に対する負担感も増していること、住民の意識の変化により地域活動への参加も減少しており、町内会などからの推薦も減少していること。これらの状況に加え、民生委員は都道府県の非常勤の特別地方公務員として民生委員法に定めがある無報酬の奉仕者であり、年額8万円弱の活動費が支給されているのみであることなどが考えられます。欠員対策と方針とのご質問ですが、全国の市町村や民生委員協議会

では検討協議が行われておりますが、有効な即効性のある対策は見出せていない状況であります。本市は福祉課にて事務局を担っており、民生委員との連携窓口の統一や事務作業の軽減など、民生委員協議会の円滑な運営に寄与していると考えておりますが、今後もさらなる連携に努める中で、民生委員の負担軽減を図り、後任者の方にお引き受けいただきやすい体制づくりに努めてまいります。現状の欠員対策については、現職の民生委員や前任者、町内会、各種団体などから情報を収集しながら、民生委員協議会と連携し、後任者の確保について引き続き粘り強く努めてまいります。

次に、2番目の北海道医療大学との連携についてでございます。北海道医療大学との包括連携については、昨年11月29日に包括連携協定を締結した後、連携に向けた方針づくりや実施に係る協議、調整を行うことを目的に、協定に定める協議会を本年2月に設置したところでございます。この協議会は、市側は副市長、大学側は副学長をトップとしております。また、この協議会のもとに、具体的な連携事業等の検討を行い、みずから推進に当たる組織として部会を設置することとしており、保健福祉リハビリ分野、医療看護分野、人材教育分野、地域づくり分野の4部会を基本とすることが市側、大学側双方で確認されております。現在各部会のメンバーを選任中で、新年度に機動的に協議検討が進められるよう準備を進めているところです。具体的な事業内容や実施時期等については、今後部会において協議検討が行われてから明らかになりますが、保健福祉リハビリ分野においては市で行っている健康づくりや介護予防事業などの既存事業の評価や新規事業の調査検討、医療看護分野においては市立病院への実習生の受け入れや看護職のキャリア開発、これは認定看護師資格取得や大学院等への進学等でございますが、この機会の創出、人材育成分野においては北海道医療大学と滝川高等看護学校との連携、地域づくり分野においては市民講演会や市民講座、職員研修等への講師派遣や市関連団体などの審議会、検討会議等への委員等の就任などを想定しており、大学が持つ人材、専門性、ノウハウ、市が有する実践可能なフィールド等を活用し、今後成果が見えるよう、できるところから進めていきたいと考えているところであります。

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりの5番目の学童保育の新基準の対応についてでございますが、この学童クラブに関する3点のご質問につきましては後ほど所管から答弁をさせていただきます。

最後に、8番目の効率的な行政運営によるまちづくりの1番目、定住自立圏構想の推進についてでございます。本年1月15日に砂川市とともに定住自立圏構想の中心市宣言を行ったところですが、今後のスケジュールにつきましては、中心市と連携市町が1対1で締結する定住自立圏形成協定について6月に開催される第2回市議会定例会への上程を目標としていますとともに、11月末までに定住自立圏共生ビジョンを策定することを目指しております。具体的な検討を行うに当たっては、2月14日に中空知定住自立圏構想推進会議を発足し、中空知5市5町の関係職員が参加する7つの部会を運営しながら、現在協定項目などに関する検討を進めているところです。連携事業については、保健・医療、福祉・子育て、地域公共交通、教育、環境・衛生、産業観光等、人材育成の7つの部会で連携すべき事業や協定を結ぶべき項目などについて精査している段階であり、今後取りまとめを行った上で副市町長会議や推進会議、これは市町長会議でございますが、このご承認をいただきながら取り進めていきたいと考えております。ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 件名6番目、5項目めの学童クラブに関するご質問にお答えしたいと思います。

平成24年8月に成立したいわゆる子ども・子育て関連3法において、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、学童クラブについても地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられています。国の子ども・子育て会議では、学童クラブの基準に関する専門委員会を設け、昨年12月に専門委員会の報告書として取りまとめられました。この報告書では、学童クラブ事業に従事する者及びその人数については従うべき基準とされ、児童の集団の規模や開所日数等については参酌すべき基準として示されています。現在滝川市では6館の学童クラブを運営していますが、1点目のご質問の2人の職員の配置が必要で、うち1人は有資格者という点、あるいは開所日数、開所時間につきましては報告書にまとめられた基準を既に満たしているところでございます。ただ、参酌すべき基準の児童の集団の規模について、一部の学童クラブでは定員を超え、6館のうち4館は40名を超えている規模で運営していることから、参酌基準とされているものの、クラブの分割あるいは複数の集団に分ける等の対応を含め検討する必要があるものと考えております。2点目の国の財政支援につきましては、現在放課後子どもプラン推進事業補助金として3分の2の補助を受けておりますが、この補助金の補助率など内容の変更に係る情報というのは現在のところ入ってきておりません。最後に、新基準達成に向けた対応につきましては、先ほどの1点目のご質問にお答えしたとおり、従うべき基準を満たしていることから、40名を超えている学童クラブへの対応について、現在集計中の子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を分析し、昨年設置いたしました滝川市子ども・子育て会議のご意見もいただきながら、平成27年度からスタートする滝川市子ども・子育て支援事業計画に位置づけたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから窪之内議員の代表質問、教育行政にかかわる点5件についてお答えをさせていただきます。

6件目、第1項目の第1要旨、少人数指導の拡大についてのご質問でございますが、本市で実施しております小学校3、4年生の少人数学級実践事業は、平成26年度におきましては滝川第一小学校の4年生、滝川第二小学校の4年生の2校で実施を予定しております。成果につきましては、授業や学級での活動場面で教師がより一人一人に応じた適切な指導に当たることができ、教師と児童の人的な触れ合いを深めることに大きな役割を果たしております。また、この事業により学級の人数が減少することで、児童の発表や討論場面への参加機会がふえるとともに、学習につまずいている子供への個別の対応を充実させることができるようになっていきます。ご質問にある拡大への考え方につきましては、現時点でも行っています学びサポーターの配置、チームティーチング、習熟度別指導の実施、退職教員人材活用事業の活用による複数での指導でも同様の効果を上げておりますことから、現時点では導入には至っておりませんが、教育委員会としても大変重大な課題だと捉えておりますので、これからも国の制度としての35人学級の早期実現を全道や、あるいは全国の教育長会を通

じて強く要望していきたいというふうに思っております。

2 項目め、主幹教諭の配置についてでありますけれども、主幹教諭は、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題や複雑あるいは深刻化する家庭や地域への対応などさまざまな課題を抱える学校の中にあつて、それらに迅速かつ組織的に対応していくために校長等がリーダーシップをより一層発揮することができるよう、学校の組織運営体制、指導体制の充実を図るために平成 21 年度から市町村立の小中学校に主幹教諭を配置するよう北海道教育委員会が進めているものです。この効果としては、教員が 1 名増員となることから、適切な役割分担のもと組織的、効率的な校務処理がなされるとともに、教員の子供と向き合う時間が拡充されるものと考えられます。空知管内では、平成 21 年度から 2 校に配置をされております。これは滝川以外の小中学校であります。道教委は、平成 26 年度からこの主幹教諭の配置について拡充の方針であり、私自身としてもその必要性を感じておりましたことから、市内の小中学校においても配置できるよう要請をしていたところでございます。主幹教諭が校長等の命を受けて担当することができる役割としては、学校の管理運営、あるいは教務に関する事項、生徒指導に関する事項、進路指導に関する事項など、学校運営上基本的な校務のうち校長に任されたものを行うことになっておりますが、具体的には各学校の状況に応じて校長が定めることとなっております。また、学校教育法において、主幹教諭は一般教諭と同様に授業を受け持ちますが、先ほど申し上げた役割もありますことから、授業時数を軽減すること、また担任を持つこと、あるいは部活動を担当することなどは各学校の状況に応じて校長が適切に判断するものとされています。今後の他校への配置については、学校規模の大きな小学校への配置を含め、北海道教育委員会あるいは学校と協議をしながら、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、3 項目めの教育支援員・学びサポーターの配置についてであります。自閉、情緒及び肢体不自由の子の学級活動を全般的に介助する目的として、教育支援員を教員の定数配置を考慮しながら市独自に配置をしております。25 年度の予算においては 6 名の教育支援員を配置しておりますが、26 年度におきましてはより一層細かい支援を充実させるために、現在のところ 7 名の予算を確保しております。また、通常学級に在籍をして、知的なおくれはないものの、話す、聞く、読むなどの習得が困難な発達に課題のある子の特別な教育支援の場として通級指導教室というものがあります。現在小学校では、滝川第三小学校と滝川第二小学校に開設をしており、中学校では明苑中学校に開設をしております。この 3 校の開設校以外の児童生徒については、開設校に通って指導を受けることになります。平成 22 年度までは滝川第三小学校のみの開設で 37 名が指導を受けておりましたが、その後保護者の要望等もありまして、あるいは増加をする児童にも対応するために、平成 23 年度には滝川第二小学校、平成 24 年度には中学校に進級後も指導を要する生徒のために明苑中学校に開設をしてきたところです。新年度については、さらなる児童数の増加や保護者の負担軽減のために西小学校での開設を予定しているところであります。さらに、通級指導教室での指導は受けていないものの、学習のおくれや集中力に欠ける児童など通常学級において支援が必要な小学生は、ことし 1 月の実態調査では通級指導の 49 名を除いて 57 名いたところであります。1 学級当たり、通級指導と合わせて 1.5 人の児童生徒が在籍をしているという計算になります。通常学級に在籍している児童生徒の支援は、学級担任と学びサポーターが連携して実施をしており、特に学びサポーターは学習面全般にわ

たって支援するため、教室を巡回しながら行っている現状であります。今年度も全校に17名を配置しており、1人当たりの勤務時間数は週約15時間となっており、この時数は授業時間のおよそ半分をカバーできる時数となっております。ただ、申し上げましたとおり、ふえ続ける対象の児童生徒の状況を考えますと、これからも校長あるいは教員からもさまざまな時数の要望等を受けております。それぞれ実態などを勘案しながら、本市の重点的あるいは特徴的な教育施策と位置づけ、さらに充実を図っていく必要があるというふうに思っております。

続きまして、4項目め、子どもの読書活動推進計画についてであります。お尋ねにありました学校図書館担当職員の配置につきましては、昨年6月の第2回定例会及び12月の第4回定例会におきましても大谷議員さんから同様のご質問にお答えをしたところでありますけれども、学校における読書活動が児童生徒の主体性を伸ばす、学力向上に効果があると認識をしておりますので、各学校に学校図書館担当職員を配置し、児童生徒、教職員が使いやすい図書館、図書室の整備を進めることの必要性は強く認識をしているところであります。現在のところ、それらの配置がないことから、図書館によります学校との連携による子どもの読書活動支援事業を積極的に実施をしているところでありますが、学校図書館の蔵書数が図書標準で定められた冊数を満たさない学校が10校中6校あるなど、依然としてまだ課題が残っているところであります。こうしたことから、学校図書館の現状把握をし、学校ごとに目標としております学校図書館のあり方を十分検討した上で、学校図書館が読書活動の拠点となるよう、学校図書館担当職員の配置に向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

最後に、7項目、1項目めの東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致事業についてであります。現在もソチでパラリンピックが開催をされておりますが、2020年には56年ぶりに東京で夏季オリンピック、パラリンピックが開かれることが決定をしたところであります。スポーツの力が日本から世界に伝えられることはもちろんのこと、競技人口の拡大やスポーツ環境の整備など、オリンピックによる効果を期待せずにはいられません。4月から社会教育課内に東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致推進室を設置する予定ですが、東京オリンピック、パラリンピックの成功は東京都だけでできるものではありません。日本の各自治体が協力し、すばらしいものとするために、滝川市がどのような役割があるのか、そうしたことを含めて検討することが重要であるとの認識のもと、同室を設置するに至ったところであり、今後各国各地域の選手の合宿を受け入れられるかどうか、その可能性について探っていきたいと考えております。全国的に合宿誘致の候補者として意欲を示す自治体はあるものの、組織をつくって具体的に動き出そうとする自治体である滝川市は先駆的な取り組みであるとオリンピック・パラリンピック東京大会推進室の関係者からも伺っているところであります。滝川市が選手の合宿を受け入れることができるのか、現在はその可能性を探るための入り口に立ったところであります。合宿を誘致することによる市のメリットについては、今後国や道など関係機関から提供される情報を整理し、議会にもお諮りをしながら、受け入れについての判断をしていきたいと思っております。まずは、滝川市の意欲を示し、オリンピック、パラリンピックが滝川市にもたらしてくれるであろう波及効果に期待しつつ、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。窪之内議員、再質問ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 再質の時間が20分を超えてありますので、かなりの点について再質できると考えていますので、行っていききたいと思います。

1番目、市長の基本姿勢ですが、私は3年間、そして新年度やろうとしているということについては本当に評価をしているのですが、市長が仮にこの4年間終わって、例えば次期に向けたいろんな気持ちもあるのだと思うのですけれども、滝川のまちをどうしていきたいかということを考えたときに、今は4年間でこうやったけれども、もっとこれをこういったものにしていきたいというような夢の夢というか、自分のまちづくりの展望の中でこういったものには今後手をつけていきたいというようなものがもしあれば私は伺っておきたいなというふうに思ったので、そういう意味でお伺いいたします。

次、消費税増税の対策について、確かに国のいろんな対策がなされていることはわかるのですが、プレミアム商品券のことも出てきました。プレミアム商品券は、1セット1万円の商品券なのです。20パーセントのプレミアム率ですから1万2,000円なのですけれども、そしたら本当に日々の食費も切り詰めてやっている人たちがこのプレミアム商品券を買うという行動に出るのかというのは、ちょっと私は疑問なのです。そういう意味で見ると、消費税が上がって、もう食費も切り詰めなければならないというような部分の人たち、そういう人たちへの対策、国がやったほかに滝川がそういった方たちへの対策として、例えば福祉灯油については必要があれば新年度もやるというような心構えがあるのかも含めて、財政難ではあるけれども、何か検討はされなかったのかなということを改めてお伺いしたいと思います。

次、なたね振興対策についてなのですが、雑草対策があっても飛躍的に回復するものではないというふうにもおっしゃいました。ただ、先ほども出てきている日本で最も美しい村構想から考えても菜種は守っていかなければならないというものののですけれども、答弁の中で目標の作付面積を達成するためというふうな答弁があったのですけれども、目標の作付面積というのは一体何ヘクタールなのか、多いときの最高値までを目指すということなのか、作付面積を確保するということはそれによる収益の面も考えていかなければならないということだと思うのですけれども、目標の作付面積という点についてはどこを目指そうとされているのかお伺いしたいと思います。

次です。農業の国との関係では、一生懸命いろんな機会を使って国に要請していくということですので、そういった行動に期待したいと思います。

次、江部乙地域と市の体制強化の質問なのですが、総合的に対応できる江部乙担当部署という形を求めたというのは、住民のいろんな組織が部をまたいでのいろんな活動になっていくときに役所の一体どこに相談したらいいのかと、そういう相談できる場所として例えば対策室とか、このところに言えば全体を把握して、いろんな経済部の関係も総務の関係も農政の関係もここでまとめてわかるのだというような、そういうところが私は必要ではないかと。それが課を設けるとか部を設けるとかというのではなくて、役所の中で情報交換を綿密に行うというふうに市長も答弁していたのですけれども、そういう中で何か頭になる、住民が相談できる部署とかということの設置についてはどんなふうにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

次、ロングメド一町との交流についてですが、私も市民交流で行かせていただきました。高校生の

実態とかいろいろ見させていただいて、先ほどもこの高校を出て優秀な大学に入っている人たちがいて、向こうも滝川から得られる、そういった影響が多いと、滝川のほうも多いということは認識していると思うのですけれども、友好交流宣言をなさってきたわけですから、具体的に新年度にこういった取り組みをして、ロングメド一町との間で今年度とは違った取り組みをもし計画しているのであれば、お伺いしたいと思います。

次、滝川公共施設マネジメント計画のコミュニティ施設の関係なのですが、答弁を聞いていて、これでいいのかなというのは、実はこのスピードでいいのかなということなのです。西地区でやるのはいいのです。全然問題ないのです。でも、マネジメント計画にはいろんなことがあって、これがちゃんと進んでいかないと財政的にも大きなマイナスになるようなことだというふうに思っているのです。そういうときに西地区以外のところは情報提供はするけれども、学校区ごとに課題が異なるのでという範囲で、新年度は何もしないでいいのかなというのがすごく私としては心配なことなのですが、スピードを上げて進めていくという点でもう一步踏み込んだことが必要ではないのかなというふうに思いますので、ご答弁をお伺いいたします。

次、誰もが住みよい安全なまちづくりの民生委員・児童委員についてですが、現在12名ぐらいの方たちの欠員があるというふうに聞いているのですけれども、こうした欠員の方たちは地域的にはばらばらなのか、一定の地域に、この地域に何人も欠員が生じているということがあるのかどうかということと、こうした欠員を埋めていくために有効で即効性のある手だてはないというふうに答弁ではおっしゃっていたのですけれども、そういうことから考えても、ご提案の一つですけれども、税の徴収強化のような管理職による組織的なアプローチができる、そういった体制をとるという必要があるのではというふうに思いますが、このことについてお伺いしたいと思います。

次ですが、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりの主幹教諭の配置についてですが、道教委が進めていて、道への要請をしてきたというふうに教育長はおっしゃっていました。道への要請というのは、全学校配置したいということで要請されていたのか、私から考えると、前問との関係で見れば主幹配置よりも現場で子供たちと接して頑張る学びサポーターなり少人数指導の拡大のほうが私は大事ではないかなというふうに思っているのですけれども、そういう点で主幹そのものは管理職として位置づけられるのかどうか。校長の意を酌んでやるわけで、具体的な内容については校長が定めるというふうにもなっていますが、今回配置されるところの明苑中学校と江陵中学校では校長が新しくなるのかもわかりませんが、こういった方々の任務についてはまだ明らかになっていないのかどうかについて、明らかになればお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、子どもの読書活動の推進計画についてです。学校図書館の図書標準の達成されていないところが10校中6校あるということも認識しているというふうにおっしゃっていました。そこで、これらの6校をいつまでに達成させようとしているのかという目標、また司書配置についても新年度ではかなわなかったけれども、年間1人ずつこれから、27年度から配置していくという方向をとるのだとか、そういった方向性についてお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、最後の定住自立圏構想の推進についてです。今7部会で協定内容の検討、精査している段階にあるというふうにご答弁がありました。この7部会の協定の内容を検討し、精査して、そして

具体的な協力のもとに事業を進められる時期というのは新年度はない、２７年度からになるということなのか、新年度においてもできる事業はあるのだということなのか、もしそういう見通しがついて、こういった事業については新年度から始められる可能性があるとかということであれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議 長 ただいま窪之内議員より１０点にわたります再質問がございました。それぞれ順番に答弁を求めているというふうに思います。どこからでも結構でございますので、教育行政からでもお願いいたします。市長。

○市 長 それでは、窪之内議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、１番目の政策提言についてでございます。私は、当初政策提言した場合には１期４年の任期を念頭にご提言をさせていただきました。その中でできることをいかにするかということが今重大な使命だと思っております。この滝川を住みやすいまちにするという大きな目標が全てでございまして、その目標のためにいろいろな提言をさせていただき、いろんな事業に取り組んでいるところでございまして、その大きな目標を１つ達成するために今後も残された任期を頑張りたいということでございます。それ以上のことはございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

次に、消費税につきましては、副市長のほうからお答えをさせていただきたい。

菜種の栽培面積でございますけれども、これはあくまで目標値は１３０ヘクタールでございます。生活クラブへの出荷量等々も加えて目標値は１３０ヘクタールとＪＡたきかわが設定をし、そのとおり生産組合の皆さんと進めていただいているところでございます。これらが達成できるようにいろいろな支援策を考えていきたいと思っておりますし、例えば観光面でも丸加高原の周辺に植えていただくなどかなりご協力もいただいていることですので、それらの相乗効果が出るような活動を続けていただければと、そのように思っている次第でもあります。

次に、江部乙の担当部署ということでございます。ワンストップであれば非常に相談しやすい、わかりやすいというお考えはよく理解できるところでございます。しかしながら、いろんな部署があるということは、逆にまた混乱を招くということでもございますので、今まで日本の美しい村構想の推進に当たってきました鈴木副市長のもとの産業振興課が当然その中心を担う部署となると思いますので、そちらを中心にご相談をいただくような形をとり、そしてまた横の連携もしっかりととっていただけるようお願いをしまいたいと思っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

次に、ロングメド一町との交流でございます。ロングメド一町との交流につきましては、先ほどのご答弁にも申し上げましたが、近々１０周年を迎えるということになっております。その中において、何かできることがあればという考えを私は今個人的には持っているところでございます。しかしながら、相手側、ロングメド一町側のお考えもあろうかと思います。そしてまた、スプリングフィールド市、また國學院大學北海道短期大学部とスプリングフィールド大学との関係もございますので、それらいろんな面を含めて何ができるかということで考えてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

次に、公共施設マネジメント計画でございます。西地区をモデルケースにということで、西小学校の校下を中心に今検討させていただきたいと思っております。それぞれの小学校、ほかの小学校の校区についてはそれぞれの事情があるとお答えしたとおりでございます。これを余りに拙速に進めますと住民の皆様の誤解等が生じて強権的な市の行動ととられても困りますので、地域の皆さん方のお声をしっかりと聞いていくことがまずこの1年必要かなと思っている次第でございます。ただ、このマネジメント計画を進めなければ、今後厳しい財政事情の中でいろんな問題が生じてくるというのは懸念されるわけでございますので、それについてはしっかりと見据えながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 私のほうからは消費税の関係と民生委員の関係について答弁させていただきますが、消費税に関連しまして福祉灯油等についての検討はどうかということでございますけれども、これはことしは実施をすると、来年はまた市民の皆さんの状況、それから経済状況、価格の状況を踏まえて適切に判断をさせていただきたいというふうに思っております。それから、議員さんのいろんな各層にわたる支援策についてというお話でございますけれども、市長答弁にもございましたけれども、いろんな手を打ったと、国の政策とも相まっていろんなことをやってきた。例えば公共事業についてかなり配慮して確保したところでありますけれども、このことについてもきちっと市民の皆さん方の雇用を守ることがまず大切ではないかという観点からいえば、そういう低所得者の方々、それから広く市民の皆様方、それぞれの雇用、所得を維持、確保していくということにつながっていく施策でないかというふうにも思っておりますし、私ども市といたしましては、いろんな施策が連動していますので、そういった国の動きとあわせながら、財政状況も勘案をしまして、できる限りの消費税についての対応はしたというふうに認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、民生委員の関係につきましては、これは議員さんオール市役所で対応しなさいというご意見だと思いますけれども、民生委員の確保につきましては市長が答弁した以外でも現状そのなり手の確保については市役所の関係者、OBの方、それから市職員の奥さんとか、いろんな管理職のつて、ネットワークを通じて、誰かやってくれる方がいらっしゃらないかなということと考えられるあらゆる手を尽くしてやっているところでございます。ことしは、現職の職員も民生委員になってもらった者もおります。いずれにいたしましても、議員さんのオール市役所ということにつきましては重要な課題でございますので、急ぐ重要な大きな課題でございますので、その点は十分認識をして、オール滝川市の発想の中で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「定住自立圏」という声あり)

○吉井副市長 済みません。

定住自立圏の関係の事業の着手については、これから協定の締結、秋にビジョンの策定という、こういう経過を踏む中でいろんなことが積み重ねられ、議論が出て具体的なことが出てくるということでございますので、26年度中にここをスタートする云々ということは今現在の段階では申し上げる

ことはできませんが、２７年度からは、これはもう動いていかなければならないというふうに思っています。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうからまず１点目、主幹教諭の関係ですけれども、要請をしているということで、一応道教委のほうでは主幹教諭の配置の大まかな目安を小学校では１８学級以上、中学校では１５学級以上と一定の目安を定めておりますことから、今回については江陵中学校と明苑中学校の２校ということですから、当面配置の要請をしたいというふうに思っておりますのは、小学校で滝川第二小学校と東小学校の２校が先ほど申し上げました小学校１８学級以上という学級になりますので、この先はその２校について要請をしていきたいというふうに思っております。ご質問にありましたとおり、現場の少人数指導ですとか学びサポーターの必要性というのは私も十分認識をしておりますけれども、なかなか財政状況等の兼ね合いもございますので、主幹教諭につきましては道の道費負担の教員の配置ということで、さらにこの主幹教諭を配置すると、先ほど言いました授業時数をフルの時数ではなくて、当然主幹教諭としてやらなければならない校長と例えば主任との間の業務とかというのが出てきますので、それを補完する形での加配の教員あるいは時間講師等がプラスアルファで配置をされることになります。したがって、そういう教員の配置を得ることによって子供たちの見守りをする時間、それぞれの教務担当ですとかをやっている先生方がそのことに割く時間を子供たちに向けられるというような効果もあわせて期待をしているところであります。具体的に明苑中学校、江陵中学校におきましては、週当たりの授業時数を大体１２時間を設定しております。また、担任は両方とも持たせないと、部活についてはやる予定ということになっております。また、それぞれ学校課題に応じまして、生徒指導あるいは校内研究、教務担当、学力調査の分析等の任に当たるといふようになっております。一般の教員と教頭職の中間に位置する役割、職種ということになっておりますが、管理職ではございません。

次に、子どもの読書活動の関係の学校図書館担当職員、あるいは図書標準を満たすということであります。両方とも交付税の単位費用の中に算定をされております。特に学校図書館職員につきましては、平成２４年度からの算定ということでございますので、私どもとしても早い時期にこれらの交付税措置の財源を活用して拡充をしていきたいというふうに思っておりますけれども、平成２７年度の話は今申し上げる段階ではないのかなというふうには思っておりますが、引き続き要望はしていきたいというふうに思っております。

○議 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 こんにちは、新政会の坂井でございます。私は、平成２６年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を新政会を代表して行わせていただきます。先ほど市民クラブの窪之内議員から質問がありましたけれども、同じような趣旨の質問もこの後にありますが、理事者の方々の一歩踏み込んだ答弁を期待しまして質問させていただきます。

◎１、市政運営の基本的な考え方

- 1、イレブンプラスワンの政策提言について
- 2、地域活性化対策について
- 3、財政運営について
- 4、公共施設マネジメント計画について

それでは、まず1件目、市政運営の基本的な考え方。イレブンプラスワンの政策提言について伺います。前田市長が市長に就任され、約3年が経過し、その間の奮闘は大いに評価をするところです。この間、いわゆるイレブンプラスワンの政策提言についてはそのほとんどの項目について着手、または事業化されてきたところですが、実施実績についてどのような達成感があるのか伺います。また、全てが充足していないとするならば、何が不足していると感じているのか伺います。未達成の政策提言に残りの任期中にこれから取り組むものやさまざまな理由により断念せざるを得ないものがあるのか、断念するものがあるとするならば、市民に対してどのように示すのかお考えを伺います。

続きまして、地域活性化対策について伺います。市政執行方針は、滝川市の平成26年度における1年の指標となりますが、地域経済の活性化を強く重視していると感じます。平成26年度が4月の消費税増税から始まる中で、3月までの駆け込み需要の反動で消費の腰折れ懸念がぬぐえません。市民生活に直接結びつく心配り、目配りの配慮が必要と考えます。市長の見解を伺います。

2つ目、アベノミクスと称される国の経済対策が全国の隅々まで浸透しているとは言えない現状の中、滝川市は建設事業を中心とした事業の確保に努められていますが、農業についてはTPP問題の決着がいまだ見えずにいるなど、国の政策が地域経済を大きく左右すると考えます。このような中、滝川市独自の相乗効果を生み出すような施策を立ち上げていくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

3点目でございます。市長が就任されてから今回までの市政執行方針、また滝川市総合計画の中では、将来の滝川市を見据えたという趣旨の文言が見受けられますが、主役となるべく人をふやす対策が示されていません。人がふえることで滝川市の抱える問題の多くが解決されると考えます。その対策については、すぐに結果が出るものとは思いませんが、将来の滝川市を考える中では重要な対策の一つと考えます。今後の人口増に向けた具体的な施策についてお考えを伺います。

項目の3つ目、財政運営について伺います。財政健全化指標における実質赤字比率や実質公債費比率では、滝川市の財政は数字上では健全であると思います。連結実質赤字比率や将来負担比率で見ると、これからの事業の展開によっては大きく数字がはね上がることも考えられます。今後もさまざまな行政課題のある中で、財政運営についても危機感が求められると思いますが、どのように対応していくのかお考えを伺います。

4つ目、公共施設マネジメント計画について伺います。滝川市の公共施設のあり方については、将来に負担をかけずに施設の再編及び長寿命を図ることは喫緊の課題です。公共施設マネジメント計画におけるさまざまな角度からの視点は評価しますが、今後は地域住民など利用者への理解を深め、協力をいただくことが不可欠であると考えます。10年間の計画期間においてこれからどのように計画を進めていくのか、さらに施設の長寿命化に向けての財政出動の考え方を含めて伺います。

◎ 2、元気な産業と活力あるまちづくり

- 1、企業誘致について
- 2、再生可能エネルギーの導入について
- 3、住宅用太陽光発電の導入支援について
- 4、住宅、ビルなどの省エネ支援について
- 5、農業生産基盤強化の推進について
- 6、新規就農者確保対策について
- 7、畜産試験場跡地利用について

続きまして、件名の2つ目、元気な産業と活力あるまちづくりについて。1件目、企業誘致について伺います。平成22年6月に就任された鈴木光一副市長においては、短期間のうちにメガソーラーの誘致、地場特産品の販路拡大などの結果を出し、改めて敬意を表するものです。しかし、雇用につながる企業誘致についてはなかなか大きな成果を上げることは難しく、まだ大きな結果に結びついていないと考えます。今後の企業誘致推進の方針についての考え方を伺います。

2項目め、再生可能エネルギーの導入について伺います。先ほど黙・をさせていただきましたが、東日本大震災からきょうで丸3年が経過し、その震災を発端とした原発の事故により、今も自宅に帰ることが許されない人がいると聞いております。原発の存続については、さまざまな意見があるとは思いますが、再生可能エネルギーの推進については、この滝川市、また日本、地球全体においても重要な課題の一つであると考えます。国の方針、補助金などにのっとり、そういったことを推進するのは当然であると思いますが、さらに滝川市として一歩踏み込んで先進的に取り組むことが必要と考えます。そこで、質問の1つ目でございますが、再生可能エネルギーの導入について風力発電の事業化の可能性を探る調査事業が行われておりますが、事業化へ向けては調査結果を受けて経済性の判断や環境アセスメントの実施など、長い期間が必要となります。今後早期の事業化実現へ向けて、地域の理解を得るための説明や事業者や北電、関係機関等への積極的な働きかけなどについてどのように考えているか伺います。

2つ目、バイオマスや小水力発電の事業化の可能性について、国、北海道の施策と関連し、滝川市として実現が可能か調査する必要があると考えますが、今後どのように取り組みを進めていくのか、考えを伺います。

3つ目、環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業（ニューディール基金）の活用について、滝川市として積極的に取り組む必要があると考えます。見解を伺います。

4つ目、大規模太陽光発電の誘致については目をみはるものがありますが、今後はどのように取り組みを進めていくお考えか、また北海道と連携し、道有地の利用も含めて取り組みを進めていく考えはないのかを伺います。

項目の3つ目、住宅用太陽光発電の導入支援について伺います。住宅用太陽光発電の導入支援については、PRに徹し、滝川市オリジナルの魅力を持たせる必要があると考えますが、見解を伺います。

項目の4つ目、住宅、ビルなどの省エネ支援について伺います。資源エネルギー庁の進める住宅、ビルの省エネを支援する補助制度（HEMS機器導入支援事業等）を活用する必要があると考えます。

が、見解を伺います。

続きまして、国土交通省の環境・ストック活用推進事業は、省エネ、省CO₂化を目指した事業ですが、滝川市としてもゼロエネルギー住宅の推進を考えてはいかがでしょうか。市長の見解を伺います。

続きまして、5項目め、農業生産基盤強化の推進について伺います。農用地の生産基盤強化を推進するため、道営土地改良事業の工事継続地区においては工事の早期完了のために、また今後実施予定地区においては早期の採択と早期着工に向けた予算の確保が必要であると考えます。国、北海道への要望を含め、どのように予算化し、進めていくのかお考えを伺います。

要旨の2つ目、市政執行方針においては、食料供給基盤強化特別対策事業（新パワーアップ事業）の活用により農家負担の軽減を図るとありますが、この制度の継続及び今後の先行きをどのように考えているか伺います。

項目の6つ目、新規就農者確保対策について伺います。高齢化や後継者不足により今後予想される担い手不足に対応するため、意欲ある新規就農者の確保は非常に重要な施策であると考えます。滝川市として具体的にどのような施策を展開していくのかお考えを伺います。また、現在までの新規就農者の実態と問題点についてどのように把握し、どの程度の数値目標を掲げるのか伺います。

2つ目、新規就農者の確保対策として、花・野菜技術センターとの連携も重要であると考えます。市長のお考えを伺います。

続きまして、項目の7項目め、畜産試験場跡地利用について伺います。平成23年に畜産試験場跡地の利用計画が策定されました。計画策定後、株式会社滝川アグリによる利用が図られたところですが、その後大きな進展には至っていないと聞いています。現在までの進捗状況及び今後の展望、問題点について伺います。また、北海道との連携のもと、強力な誘致運動が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

1、観光客誘致対策について

件名の3つ目、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり。観光客誘致対策について伺います。昨今北海道は、新千歳空港への航空会社の新規就航、また既存航空会社の増便などで国内外の観光客がふえており、東アジア圏内でも有数の観光地域に育っていると考えます。現在滝川においては、そういった観光客をうまく受け入れているとは思えません。また、そうした観光客をうまく取り込めていないのは滝川にとっては大きな利益機会の喪失と考えます。そこで、質問です。国内外の観光客の誘致対策として外国人の受け入れ環境の向上、サイクリングツアーなどの観光ツアーの誘致ほか、たきかわ観光協会、スカイスports振興協会とともに富良野、美瑛エリアの観光事業者と連携した広域的な観光資源とグライダーを結びつけた新たな観光メニューは今後の観光客受け入れの大きな一歩と期待するところです。そこで、そういった観光客が実際に滝川を訪れたときにどのように滝川に滞在してもらい、さらによさをアピールし、リピート、口コミへとつなげていき、さらなる観光客の増加に結びつけていくのかを伺わせていただきます。

2つ目、平成25年度市政執行方針で、観光客が旅行に必要な情報を得られる仕組みづくり、まちの見どころなどを写真、映像で紹介する総合案内窓口機能の構築を目指すと考えを示されました。平成26年度市政執行方針に広域観光総合窓口の設置とありますが、平成25年度で示された観光案内窓口機能とどのように違うのか、また平成26年度市政執行方針にある広域観光総合窓口というのはどのような機能を持ったものなのか伺います。

◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、公共事業の実施について

2、栄町3―3地区について

件名の4つ目、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。1つ目、公共事業の実施について。新年度予算において普通建設事業費として道路新設改良事業費などの一般会計と特別会計を加えて合計約34億7,900万円の大型予算が計上されていますが、地域経済活性化のための景気対策として、入札時期、早期発注を含めどのように実施していくのかお考えを伺います。

2項目め、栄町3―3地区について。先日マスコミでも報道された本年7月末での三番館の撤退に伴う高林デパートの整理についてですが、この件で消費者の購買地区のさらなる変化が予想され、中心市街地の空洞化に拍車がかかると想定されます。長い間名店ビルを含めた再開発問題が動かなかつた中、栄町3―3地区は重要な問題と位置づけている前田市長は、さらなる中心市街地の空洞化への対策や再開発についてどのように考えているのか伺います。

◎5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、滝川駅前広場再整備について

件名の5つ目、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて伺います。滝川駅前広場再整備についてですが、滝川駅前は滝川の顔と称された前田市長にとって、駅前広場再整備事業は周辺の駅前の商店街、空き地などを再整備する絶好の機会と考えます。この駅前広場再整備事業とあわせて周辺の再整備を図ることについてのお考えを伺います。

◎6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例について

2、英語教育指導の広域連携について

3、給食費の公会計への移行について

件名の6つ目、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて伺います。項目の1つ目でございます。滝川市子どものいじめの防止等に関する条例について。滝川市子どものいじめの防止等に関する条例が施行されることは、対象の子供にとっては救いの一助になるものと思います。しかし、いじめの防止には学校、家庭、地域社会全体での取り組みが不可欠と考えます。この条例の目的を子供たち、学校、家庭、地域社会に対してどのように周知徹底を図り、学校、地域からいじめをなくす取り組みを進めていくのかお考えを伺います。

2つ目、英語教育指導の広域連携について伺います。市長は、以前これからのまちづくりは滝川だけによくなればいいというものではなく、中空知全体を考え、近隣市町の発展も視野に入れ、共同でできることは積極的に協力していくことも大切なことであるとの認識を示されました。定住自立圏構想の推進においては、都市機能、地域資源の活用だけでなく、教育の分野においても共同で進められることが多々あるのではないかと考えます。例えば外国青年招致事業においては、JETを活用している自治体と活用していない自治体があります。その活動内容は同じであり、語学力の強化を考えた場合には広域で語学指導研究会などをつくり、各自治体の英語指導者、外国青年が連携して英語指導研修を行う組織をつくることも可能ではないでしょうか、滝川市の見解を伺います。

項目の3つ目、給食費の公会計への移行について伺います。給食費を公会計に移行すると判断した理由について、メリット、デメリット面を含めて伺います。

◎7、市民が活躍するまちづくり

1、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について

件名の7件目、市民が活躍するまちづくり。項目の1つ目の東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について伺います。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた出場選手の合宿を誘致するための体制づくりについてですが、具体的な誘致策についてはどのように考えているのか伺います。また、関連する施設の増改築、改装、改修についてどのように考えているのかについてもあわせて伺います。

◎8、効率的な行政運営によるまちづくり

1、定住自立圏構想の推進について

2、市役所改革について

8件目、効率的な行政運営によるまちづくりについて伺います。項目の1つ目、定住自立圏構想の推進についてですが、定住自立圏構想はこれからの広域行政の第一歩となる役割を担うと思いますが、広域的な行政運営の考えは従来の行政運営とは異なり、まだ理解しがたい市民も多くいるものと思います。市民の理解を得るため、今後どのように進めていくのかお考えを伺います。

2つ目、本年1月に、滝川市は中空知10市町圏域を枠組みとして砂川市と複眼型中心市宣言を行いました。平成26年度の特別交付税の適用を受けるためには、11月末までに定住自立圏共生ビジョンを策定しなければなりません。協定締結やビジョン策定に至るまでに構成市町と検討しなければならないハードルや具体的なスケジュールについてお示してください。また、構想の重点項目をどのように考えているのか伺います。

項目の2つ目、市役所改革について伺います。市長就任から約3年が経過し、市役所改革の成果として、徐々にではありますが、職員の意識が変わってきていると感じています。しかし、市長自身が言われている民間との違いということが行政を執行している職員にはなかなか伝わっていないと感じます。市長は、民間感覚と行政執行の違いをどのように認識され、残された任期の中で市役所をどのような組織としていきたいと考えているのか伺います。

以上です。

○議 長 それでは、ちょうどお昼前でございますので、坂井議員の代表質問の答弁は午後からとさせていただきます。午後の再開は１３時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前１１時５０分

再開 午後 １時００分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の坂井議員の代表質問に対して午後から答弁をいただくわけですが、午前中の窪之内議員の質問と同趣旨の質問もございましたので、この点につきましては答弁側で考慮していただきますようお願いいたします。

それでは、答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、新政会を代表しての坂井議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず最初に、大きな１番目、市政運営の基本的な考え方の（１）番でございます。イレブンプラスワンの政策提言についてでございます。政策提言イレブンプラスワンにつきましては、窪之内議員の質問にお答えしたとおりでございます。既に着手または実施に至った項目については、市民の皆様の安全安心、子育て環境の充実、産業振興など、幅広い観点から一定の成果が見込めるのではないかと考えております。また、広域的な観点で今後検討を進めるもの、財政状況や施策、事業の優先度から２６年度の実施を見合わせる項目がありますが、まずは現任期の中で行うべきことに全力を挙げて取り組んでまいります。市民の皆さんとの対話の場には、可能な限り出席させていただくよう心がけております。イレブンプラスワンの実施状況などについても、可能な限り市民の皆さんにご説明させていただけるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、２番目の地域活性化対策についてでございます。地域活性化対策につきましては、議員のご質問にありましたとおり、消費税増税による消費の腰折れが懸念されることから、国においても５．５兆円規模の経済対策が決定されたところです。本市におきましても、市民クラブを代表した窪之内議員の質問にもお答えしましたが、高齢者など市民税非課税世帯を対象とした冬の生活支援券、あるいは本定例会でご承認いただきましたプレミアム商品券発行事業など、国が行う低所得者対策や子育て世帯への影響緩和の給付事業として実施される臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金とあわせ、切れ目のない市民生活への支援と市内における消費需要に結びつく地域経済対策に努めたところです。また、今回の補正予算を含め大型予算を確保した建設事業費につきましても、雇用を初め地域経済の活性化につながるものと考えており、予算成立後の公共工事等の早期発注などにも配慮していきたいと考えているところです。地域経済はただいま申し上げました一過性の事業だけで十分に活性化されるとは言えないことから、同時に数年後には実を結び、花開く事業も必要と考えており、物産振興、特産品の開発、商店街振興事業、子育て事業、国際化事業など、新たに種をまき、育んでいく事業も市政執行方針に盛り込んだところです。気配り、目配りの必要性は、議員同様必要な視点だと

認識しております。地域経済や市民生活の状況を注視し、国や近隣市町の動向なども把握しながら今後の行政運営に当たっていきたいと考えております。

次に、②でございますけれども、アベノミクス等のことでございますが、相乗効果を生み出すような施策の立ち上げについてのご質問でございますが、例えば高齢者、子育て世帯の住みかえ支援策、農産物のブランド化、菜の花観光などは、異なる対象者の組み合わせであったり、複数分野の振興に結びつくなど、複合的な効果を見込んでこれまで取り組んできた事業の一例であります。政策協議や予算協議の段階から複数事業の組み合わせや事業連携について知恵を出し、より少ない予算で最大の効果を上げるよう心がけております。あわせて、広域連携も相乗効果を高めることから、観光分野では26年度に富良野、美瑛エリアと連携するなど新たな取り組みに挑戦するところですが、今後も一層そのような視点を大切にして事業を構築してまいりたいと考えております。

次に、(2)の③の質問でございますけれども、人口増に向けました具体策、将来展望についてのご質問でございますが、昨年の第4回定例会でも坂井議員から同様のご質問をいただきましたが、人口減少や少子高齢化は滝川市に限らず全国的な課題と言えます。一方で、中空知あるいは空知地域を見たとき、どこの市町とも人口減少にあるものの、その中で滝川市は減少幅が小さいとも言えます。しかしながら、圏域人口の減少は滝川市の経済にも影響を及ぼすものであることから、環境の変化に対応し、将来にわたって滝川市が維持発展できるよう、総合計画の将来都市像を実現していかなければならないと考えておりますし、経済圏、生活圏を考えたとき、滝川市を含めた中空知地域の定住策についても考えていく必要があると考えております。一般的に人口増減を考えたとき自然増減、社会増減がありますが、社会減対策の一つとしては現在協議を進めております定住自立圏構想の形成が挙げられます。国が定めた定住自立圏構想の目的が都市圏への人口流出を食い止め、人口の定住を図り、地域が自立できるよう圏域全体としての必要な生活機能の確保に向けて連携していく取り組みであり、現在中空知5市5町での形成を目指しているところであります。また、第2次健康21アクションプランの推進や各種検診の充実などによる健康寿命を延ばす取り組み、お子さんの成長に合わせたブックスタート事業など子育て支援のほか、産業政策などにも力を入れ、人口増加、維持対策について新年度予算に盛り込んだところです。しかしながら、自然増対策が大きな課題の一つであり、必ずしも即効性のある有効な施策を講じることは難しい状況にありますが、さまざまな分野の施策を充実させ、魅力あるまちづくりを進めることで若い世代の方々に定住していただけるよう、引き続き若い世代の皆さんの声や先進地の取り組みなども参考にしながら人口増加、維持に努めてまいります。

次に、(3)の財政運営についてでございます。平成24年度における財政健全化比率は、実質赤字比率、実質公債費比率のほか、連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれについても健全な状態にあります。しかしながら、財政状況は決してよいわけではなく、新年度予算案においても多額の基金繰入金を見込むこととなり、大変厳しい状況にあると言えます。財政健全化に向けては、公共施設マネジメント計画の推進を初め、土地開発公社の解散や広域連携によるまちづくりの推進など、将来負担の軽減に努めているところでございます。さまざまな行政課題も抱える中、人口減少などから地方交付税も減少傾向にあるなど、今後一層厳しい財政状況となることが想定されますが、健全財政が維持できるよう、財政運営に対し強い危機感を常に持ちながら、優先度、緊急度から事業の取捨選択を

しっかりと行っていく所存でございます。

次に、4番目の公共施設マネジメント計画についてであります。滝川市公共施設マネジメント計画が本年2月に成案となり、これからは計画のスケジュールに沿って個別施設の具体的な検討段階に入ります。特に施設の利用者に大きな影響を与えるものについては、ご質問のとおり地域住民や利用者の皆様へ説明を行い、ご理解、ご協力を求めていくとともに、案件ごとに必要に応じて市民ワークショップを組織するなどして、関係者の皆様と課題を一つ一つ解決すべく協議を重ねながら進めてまいります。また、計画の推進に当たり、社会経済情勢の変動やさまざまな課題に柔軟に対応するため、施策の進捗状況等を検証しながら適時適切に計画の見直しを行います。他方、施設の維持の方策としては、従来の壊れてから直す事後的な修繕から、壊れる前に点検し、計画的に保全するという包括的な予防保全への転換を図り、施設をより長く大切に使用すべく長寿命化していく必要があります。そのため、平成26年度は施設の調査を行い、公共施設マネジメント計画に基づく長寿命化計画を策定した上で、常に財政状況を勘案しながら、より計画的な施設維持を行うことにより総体的なライフサイクルコストの低減と財政負担の平準化を図ってまいります。

次に、元気な産業と活力あるまちづくりの1番目の企業誘致についてでございます。企業誘致の目的としては、雇用の場を創出することや税収の増加が見込めることが重要であると認識しておりますが、事業者の目で見れば滝川市において事業性を確保できることが必要であり、短期間で結果が出るものではないと考えております。まずは、事業者のニーズを拾い上げ、共同して課題解決に取り組み、事業の芽を育てていくということから進めていく必要があります。その先に事業者との信頼関係が生まれ、これを伴う事業の参入が実現されればと考えております。これまでもエネルギー関連や食品関連の事業者とお話をさせていただいており、その中には滝川市を訪れ、市内での事業化に関心を持っていた企業もありますので、引き続き鈴木副市長を中心に再生可能エネルギーや食品、農業関連事業など、これまで培った事業者とのネットワークを生かし、企業誘致に取り組んでまいります。

(2)の1番目の再生可能エネルギーの導入についてのご質問でございます。風力発電については、昨年11月より丸加山以東において風況観測調査が開始されたところですが、ご質問にもありますとおり、実際に事業化するまでには風況観測を最低でも1年間以上行う必要があるほか、環境アセスメント等の各種許認可の手続を経る必要があるため、全ての手続を含めると最低でも四、五年を要することになります。事業化を進めるには経済性の合う風況が得られることが大前提ですが、市民の皆様へご理解をいただく必要もありますので、既にエネルギー関連の市民団体と道内の風力発電所の視察を行ったほか、江部乙地域の市民団体が主催する風力発電に関するセミナーにも参加するなど、機会を捉えながら説明させていただいております。早期実現に向けては、経済産業省においても環境アセスメントの期間短縮の動きも出てきているため、関係情報の収集に努めるとともに、事業化に向けて進み出した際には北海道電力を初め関係機関に働きかけを行ってまいります。

次に、(2)の②でございますけれども、バイオマスについては今年度内閣府の支援を受け、微細藻類を中心としたバイオマス資源の活用について調査を進めてまいりました。結果として、筑波大学からは下水処理場の有機排水の活用や温泉熱を利用した藻の培養などの提言をいただいたところです。

ほかにも、滝川市を含む周辺地域が稲作地帯であることを踏まえると稲わらやもみ殻などの農業系のバイオマスについてもある程度の賦存量が確認され、発電や燃料へ利用の可能性が見えてまいりました。こうした調査結果を踏まえ、事業化を進めるには関心を持っていただける事業者といかにして共同できるかが課題であろうと思いますので、企業誘致活動の一環として引き続き可能性を探ってまいります。また、小水力を含め再生可能エネルギーの導入については、国や道も積極的に進めているところであり、滝川市においても関係機関から情報収集を行いながら調査研究を進めてまいります。

(2)の③でございますけれども、グリーンニューディール基金については地球温暖化対策の推進などを目的に創設された事業であり、本市においては平成22年度に庁舎壁面に太陽光発電設備の設置や省エネ型の照明機器の導入に活用してきたところです。現在北海道庁において基金造成された再生可能エネルギー等導入推進事業では、平成24年度から28年度を事業実施年度とし、地域の防災拠点等への再生可能エネルギーの導入に対する支援が行われております。本市においては、道庁より昨年9月に要望調査の照会を受け、滝川市防災計画において広域避難所に指定されている滝川ふれ愛の里への小型風力、太陽光、太陽熱など複合型のシステム導入について提案してきたところであり、過日、道庁の担当部局の審査を経て新年度予算案として道議会へ上程された旨連絡があったところです。今後につきましては、道議会の議決を経て正式に事業採択がされた段階で議会の皆様にもご説明させていただきたいと考えております。

次に、④でございますが、大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの誘致については、昨年8月に市内1基目となる伯東滝川ほほえみソーラーパークが滝の川町において稼働したのに加え、中島町及び滝川中央工業団地を候補地とした事業者がそれぞれ決定し、雪解け後の工事開始に向けて準備が進められているところです。また、道有地の関係では、北海道土地開発公社が所有する中空知流通工業団地の未分譲地において、当市の仲介によりメガソーラーの立地に向けた話が進んでおります。今後については、固定価格買い取り制度による売電価格が下がる傾向にあるほか、北海道電力への接続環境を含め大規模な開発は難しい状況にありますが、中規模の開発については事業採算性の面など事業者の考え方がさまざまありますので、意向を踏まえながら対応してまいります。

次に、(3)のうちの1問目の住宅用太陽光発電の導入支援についてでございます。住宅用太陽光発電補助につきましては、国補助金併用を原則として平成24年度から運用してきましたが、国の補助制度が平成25年度をもって終了することとなったことから、平成26年度の補助制度のあり方を検討してきたところです。太陽光発電は、再生可能エネルギーの中で最も実用化が進んでいる技術の一つであり、発電の際に二酸化炭素などの温室効果ガスをほとんど排出せず、地球温暖化防止に効果的なことから、市としては低炭素社会の推進及び地域の経済活性化に寄与するといった意味からも、制度改正を図った上で市単独補助として継続することとしたところです。補助額につきましては、1キロワット当たりのシステム導入経費は年々減少している状況にはありますが、設置を検討しやすいよう、現行と同水準の1キロワット当たり2万円とし、10件程度の申請を目標としています。なお、補助制度につきましては、年度当初に説明会を開催するほか、広報や町内回覧、市内公共施設やスーパー、イベント等でのポスター掲示やチラシ配布などあらゆる方法を用いて広く周知したいと考えているほか、市民団体の協力も得ながら普及、啓蒙に努めてまいりと考えているところです。

次に、（４）の住宅、ビルなどの省エネ支援についてでございますが、国では住宅やビル等の省エネルギー対策支援としてエネルギー管理システム導入促進事業補助金などの各種補助制度を用意しております。これらは、エネルギー管理システムを導入することでエネルギーの使用効率化及び電力需要の抑制を図りながら、無理のない節電やCO₂削減に役立つことから、市としましては要望に沿った補助の制度内容や問い合わせ窓口等を紹介するほか、市ホームページでの周知をこれまで同様進めてまいります。

この省エネ支援の２番目でございますが、ゼロエネルギー住宅は住宅の躯体、設備の省エネルギー性の向上や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用等により年間での１次エネルギー消費量がおおむねゼロとなるなど、環境負荷低減にすぐれた住宅ですが、導入に対する一定の支援制度を国が用意していることから、市としては国の支援制度を受ける住宅メーカーや民間事業者等から情報収集をしながら、動向を見守ってまいります。

次に、（５）番目の農業生産基盤強化の推進についてでございます。道営土地改良事業は、平成２０年度に２地区が着工されてから、現在７地区で事業が進められており、今後新たに５地区が事業採択を予定され、平成２７年度には東滝川第１地区が、平成２８年度には東滝川第１西地区が、平成２９年度には西南北部地区が、平成３０年度には東滝川第２地区が、平成３１年度には西南中央地区が計画されております。予算の確保については、当該年度に必要とする事業費が一時の落ち込みはありましたが、近年幾分回復傾向にあります。しかし、実施状況については事業計画よりも多少おくれぎみとなっていることから、継続地区の早期完成と新規地区の計画的な事業採択に向け、関係機関と連携を図りながら、国及び北海道に対し、農業農村整備事業に必要な予算の確保に向け今後とも強く要望してまいります。また、道営土地改良事業に係る市の予算についても、これまで同様事業実施に必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、その２番目でございますが、パワーアップ事業は道営土地改良事業実施に伴う農家負担の軽減を図るため、北海道の単独事業として平成８年度から始まり、現在第４期目として平成２７年度までの事業となっております。市としても、先ほど答弁させていただきましたが、今後においても道営土地改良事業が継続されることから、パワーアップ事業の継続は必要なものと認識しております。このため、平成２８年度以降も本事業が継続されるよう、北海道市長会等を通じ北海道に対して要望してまいります。

次に、６番目の新規就農者確保対策についてでございます。新規就農者の確保についてはこれまでも取り組んできたところですが、新規就農者の農地の確保や受け入れ態勢に課題があったことから、平成２５年度より新たに滝川市新規就農者確保対策協議会を設立し、関係機関の役割分担を明確にするとともに、支援事業の拡充を図ってきたところであります。具体的には、滝川市独自の研修プログラムを用意し、青年就農給付金など国の事業を活用できる体制を構築するとともに、市単独で実習期間中の家賃や研修活動に必要な経費に対する助成、受け入れ農家に対する助成のほか、新規就農者が就農時に必要な農業設備や資材購入費などに対する補助など、新規就農者にとって魅力ある支援制度にしたところであります。また、新規就農者を積極的に募集するため、ＰＲパンフの作成や市のホームページ、北海道農業担い手育成センターを通じて募集するほか、東京や札幌で開催されております

新農業人フェアに参加するなど、積極的に展開してまいりたいと考えております。なお、近年の新規就農者の就農件数については、平成19年度1名、平成20年度2名、平成24年度1名、平成25年度から1名が市内農家において研修を受け、本年4月から就農する予定であり、いずれも施設園芸で就農しています。毎年何名という数値目標を立てることは難しいところですが、今後も関係機関と連携して一人でも多くの新規就農者の確保に向けて取り組んでまいります。

新規就農者の2番目でございますが、花・野菜技術センターでは花卉、野菜の実践的な技術を有する生産者の育成を目的とした総合技術研修や花卉、野菜栽培に関する基礎知識の習得を目的とした花・野菜ベーシックセミナーを開催していることから、花・野菜技術センターと連携した取り組みは重要であると認識しております。このため、本年度から先ほど答弁しました滝川市独自の研修プログラムにおいて花・野菜技術センターのご協力のもとに、総合技術研修や花・野菜ベーシックセミナーを組み入れているところであります。また、花・野菜技術センターの研修生の中には就農希望市町村を決めていない方もいることから、研修生に対して滝川市での就農意向調査を実施しております。今後におきましても、花・野菜技術センターが滝川市にあるという優位性を生かして連携を強め、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

7番目の畜産試験場跡地利用についてでございます。畜産試験場跡地利用の進捗状況についてでございますが、畜産関連につきましてはこれまで協議を継続している企業を2月に訪問し、雪解け後に施設の状況など再度現地視察をしていただけたこととなっております。また、滝川産ワイン製造事業については、第3回定例会の渡邊龍之議員のご質問にも答弁したところでありますが、これまで2社と協議を重ね、現地視察等をしていただいたところ、2社とも試験場跡地の気候、風土、土壌条件等、ワイン用のブドウ栽培には難しいとのことから事業化を断念された経過にあります。残りの跡地利用につきましては、1社と継続協議をしており、企業としては積極的に進出を考えていただいております。問題点としては、跡地はブドウ栽培には難しいということが指摘されておりますので、ブドウ栽培に限定することなく、農業を主体とした跡地利用を変えることはありませんが、ブドウ栽培以外にも視野に入れ、多様な作目での跡地利用も考えなければならないと思っています。いずれにしても、跡地利用については土地の所有者であります北海道と連携を密にして誘致活動を行ってまいります。

次に、3番目の豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりの(1)番目、観光客誘致対策についてでございます。国内外の観光客誘致については、市政執行方針でも述べたように、テレビメディアなどを活用したプロモーション、サイクルツーリズム空知推進連絡会と連携した広域ツアーの誘致などにより、引き続き積極的に取り組んでまいります。このほか、来年度は多くの観光客に滝川のグライダーに搭乗してもらえるように、広域的な視点を持って富良野、美瑛エリアの観光事業者と連携し、体験搭乗とのセットサービスやオプションツアーの実施に向けて検討するほか、富良野、美瑛、ニセコのスカイスポーツ団体との共同パンフレットを制作し、スカイスポーツをテーマにした回遊を推進していきたいと考えております。そして、滝川市を訪れた観光客にはできるだけ長く滞在してもらえるようにするため、市内をぶらぶら歩きたくなるように誘導し、少なからず滝川市でお金を落としていただけるような取り組みが必要と考えております。その方法の一つとして、おいしい飲食店が多いという滝川市の利点を生かし、外国人観光客にも対応した飲食店などを紹介する案内マップの配

布、飲食店をめぐり滝川の食を楽しむ新たなイベントの実施など、一步一步取り組みを進め、さらなる観光客の拡大に結びつけていきたいと考えております。

その観光客誘致対策の2番目でございますが、今年度たきかわ観光協会に対し広域観光推進事業を委託していますが、その成果として4月にたきかわ観光協会に広域観光総合窓口を設置いたします。観光情報は観光協会のホームページより提供し、パソコンやスマートフォンで見ることができ、誰にでもわかりやすいように画像や映像をできるだけ多く使用しており、観光協会では職員がカウンターに置くパソコンを操作して、画面を見せながら滝川市の観光情報のほか、周辺地域を含めた観光やサイクリングでの移動に役立つ沿線の見どころや運行ルート、リアルタイムの天候や道路情報などを提供します。これまでの観光案内はイベント開催期間にイベント情報を問い合わせる利用がほとんどで、紙ベースで案内をしていましたが、滝川に来たら周辺地域などの広域観光情報が容易に得られることをPRし、多くの観光客の誘引に努めていきたいと考えております。

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりの1番目、公共事業の実施についてでございます。公共事業の発注時期についてのご質問でございますが、国の補正予算により平成24年度の緊急経済対策、そして平成25年度の好循環実現のための経済対策の各施策に呼応し、国の制度を最大限活用して必要な事業の推進と地域の活性化を図るための補正のほか、平成25年度に措置された地域の元気臨時交付金などにより、普通建設事業費については2カ年続けての大型の予算編成となっております。お尋ねの公共事業の早期発注に関するご質問でありますが、34億7,900万円のうち約18億円がさきに補正予算の議決をいただいた滝川第三小学校改築工事に要する費用でございます。この工事は、3カ年工事として平成25年度に既に発注済みでございまして、現在順調に工事が進められているところであり、継続工事として新年度当初から着手いたします。残る事業につきましても、他の機関や事業との調整を図り、地域経済活性化の観点からできる限りの早期発注に努め、切れ目のない予算執行を心がけてまいりたいと考えております。また、滝川市内の建設業界におきましても、資材不足あるいは人手不足感が高まっていることから、公共事業の円滑な施行を確保するため、資材の調達、労働者の確保に余裕の持てる工期設定、あるいは適正規模の発注を心がけることで地場産業の育成、発展にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)の栄町3-3地区についてでございます。栄町3-3地区につきましては、これまでの間、地域、地権者主体による再開発の検討に加え、昨年からは地元経済界を含めた民間主導による再開発の動きも出てきており、市としましては新年度予算を含め、中心市街地に必要とされる都市機能を備え、持続可能かつ身の丈に合った再開発を誘導すべく、支援体制を構築していきたいと考えております。

次に、5番目の誰もが住みよい安全安心なまちづくりの1番目、滝川駅前広場の再整備についてでございます。駅前広場の再整備につきましては、滝川市バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障がい者など誰にも優しいまちづくりを推進するため、北海道などの関係機関の協力を得て、引き続き交通結節点としての強化とバリアフリー化を図るものであります。また、この事業に関連して、市道鈴蘭通り線につきましても平成25年度に引き続き歩道部分の勾配改良や透水性舗装などの改修を実施し、平成26年度の完了を目指しております。ご質問にあります当事業にあわせて空き地等を再整

備することは、考えておりません。

次に、6番目の未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりの(2)番目の英語教育指導の広域連携についてにお答えさせていただきます。英語教育指導の広域連携についてでございますが、議員のご質問にありましたとおり、私自身民間でできることは民間に、広域で行ったほうがよいものは広域でといった基本的な考え方、定住自立圏構想についても私から提案をさせていただいたところであります。現在外国語指導助手の英語指導のための研修については、派遣元である自治体国際化協会がALTが来日した際に3日間、日本の外国語教育の理解や学習指導について実践力を身につける研修を受け、本市に配属されています。また、北海道教育委員会、文部科学省、財団法人自治体国際化協会が主催している外国語指導助手指導力等向上研修も年1回開催されており、本市配属のALTが受講しているところです。現在専門部会及び幹事会で検討している定住自立圏構想の連携項目の一つに国際教育の推進が盛り込まれており、国際交流員や外国語指導助手の効果的活用の連携可能性についてこれから具体的な協議を行っていくことになります。ただ、中空知の現状を見ますと、そのほとんどの市町が外国語指導助手を設置している状況であり、かかる経費についてもそのほとんどが既に交付税対象となっていることもあり、定住自立圏の中でどう扱っていくのか、協議の推移を見守っていくところであります。一方、国際交流員については、現状滝川市のみの配置であり、中空知の多言語パンフレットの作成や各市町のイベントなどにも参加いただいているところです。今後の協議の中で、ご質問にあったご提案についても検討事項の一つとして加えさせていただきたいと考えています。

次に、大きな8番目、効率的な行政運営によるまちづくりの(1)番目、定住自立圏構想の推進についてでございます。定住自立圏構想について市民の理解をどのように得ながら進めるのかというご質問にお答えします。まず、中心市宣言を行ったことについて広報たきかわ2月号に掲載したほか、エフエムG's k yの番組「みんなき」で放送したところですが、一般的には市民にとってなかなか理解が深まりにくいテーマの一つであり、引き続き周知に努める必要があると認識しております。今後は、定住自立圏形成協定について6月に開催の第2回市議会定例会への上程を目標としますが、広報紙やホームページなど、必要に応じて協定内容の周知を図るなど、適宜丁寧な市民周知に努めてまいります。また、協定の締結後の共生ビジョン作成においても、自治体職員以外の構成員も参加する定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置してご議論いただくこととなり、共生ビジョンのパブリックコメントなども予定しており、市民の皆さんにできるだけご理解いただけるよう心がけてまいります。

次に、定住自立圏構想の②でございますが、定住自立圏の形成に向けた今後のスケジュールにつきましては、窪之内議員の質問にもお答えしたとおり、定住自立圏形成協定について第2回市議会定例会への上程を目標としますとともに、あわせて11月末までに共生ビジョンを作成することを目指しております。中空知定住自立圏構想推進会議では、7つの部会を運営しながら現在協定項目などに関する検討を進めているところでございます。まずは、協定の締結に向けてそれぞれの段階で議論される諸課題をクリアしながら進めたいと考えておりますが、その後の共生ビジョン作成においても職員以外の方が参加する定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置してご議論いただくこととなりますので、さらに別の視点で議論が行われる可能性もあると考えてございます。生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を基本に幅広い分野で検討を進めているところです。

ので、構想の重点項目について今後の検討によって絞り込まれていくことをご理解いただきたいと思いますと考えております。

次に、（２）番目の市役所改革についてでございます。民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本に、この３年間さまざまな取り組みを進めてまいりました。私も、これまでの民間企業研修、商店街訪問研修、鈴木副市長による講話、さらに新年度に予定をしております新日本スーパーマーケット協会派遣研修などの機会を通じて、多くの職員が民間企業を肌で感じ、民間意識を育てつつあると感じているところです。民間企業と市役所では仕事の内容、会社の成り立ちや手続に違いはあるかと思いますが、仕事を進める上での基本であり、大切なことでありますお客様の目線に立ち、望まれるサービスをいかにスピード感とコスト意識を持って提供できるかという点、あるいはやるべきことをしっかりやるという常日ごろの意識の持ちようという点では、民間企業も市役所も大きな違いはないものと認識しているところでございます。新年度には、心新たに係制をスタートさせていただきます。仕事の基本を大切に、引き続き民間企業のすぐれたところを学びながら、そして責任ある組織をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、続きまして私のほうから、坂井議員のご質問にあります教育行政に関する部分３件についてお答えをさせていただきます。

まず、６件目、第１項目の滝川市子どものいじめの防止等に関する条例でございます。この条例の目的や基本理念などをいかに周知し、徹底を図るかとのお尋ねでございますけれども、本市としては目的や基本理念をもとに、いじめ防止対策のための具体的な方向や具体的施策内容などを盛り込んだ滝川市いじめの防止基本方針を４月中に策定し、公表してまいります。子供のいじめの発見のきっかけは、文部科学省の平成２４年度の調査で、いじめを認知した全国の件数１９万８，０００件のうち、子供へのアンケート調査や本人、友人の情報が１４万３，０００件で７２．３パーセントを占めております。この背景から、子供たちへの周知については、子供からの情報や訴えを的確に収集するための通報あるいは相談を受ける体制の整備を図り、その対処では子供の気持ちに配慮して迅速に進めることを周知して、子供が安心して通報、相談できる窓口体制をさらに整備していきたいと考えております。また、保護者や地域住民への周知については、いじめの発生場所が学校の内外を問わず学校が対処することと規定をしていますので、保護者や地域住民、市内の事業所の方からも情報提供のご協力をいただけるよう周知をしていきます。このように、いじめにかかわる通報、相談体制の活用を初め、本条例で規定しているネットいじめの被害に遭わないための情報通信機器の適切な取り扱いなど、市民を挙げて根絶に取り組むための啓発として、広報たきかわでの掲載、あるいは町連協、ＰＴＡ連合会を通じて保護者や地域の方への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じ６件目、３項目めの給食費の公会計への移行についてであります。これまで小中学校におきます学校給食費の徴収につきましては、各学校ごとにＰＴＡ会長を代表とする給食運営委員会を設置し、その運営委員会が給食費の徴収から管理までを行う私会計の方法により実施をしてきました。これは、保護者が保護者の徴収を行うというような問題、あるいは学校間による差が生じてしまうと

というような課題もあったことから、平成２７年度から公会計移行に向けて準備を進めているところがあります。具体的なメリット、デメリットということでもありますけれども、先ほど申しあげました市の歳入歳出予算、公会計にすることによりまして安定的な給食の供給、また給食費徴収システムを導入した一括事務処理による事務の効率化、あるいは収納管理、透明性の高い会計処理、また現在では学校ごとに定められておりました納入方法を任意の金融機関からの口座振替で行えること、また口座振替手数料が市費負担ということによる保護者の負担軽減というようなものもございます。デメリットといたしましては、市としての新たな業務がふえるということがあります。先ほど申しあげました徴収管理あるいはシステムの導入費用での事務負担、人件費等がございます。また、既に公会計に移行している一部の自治体では未納率が上がるというような懸念もありますけれども、保護者への事前周知を徹底し、市教委としては滞納は絶対に許されないというスタンスを明確にお示しをし、確実な徴収に努めていきたいというふうに思っております。

最後に、７件目、１項目の東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致についてであります、先ほど窪之内議員のご質問にもお答えをしたとおり、合宿誘致につきましてはまだ入り口に立ったところであります。パラリンピックでは、車椅子テニスや車椅子バスケット、アーチェリーなど一般の施設をそのまま活用できるものもあり、誘致するに当たって、どのようなスポーツが当市に適しているか、また施設整備に伴う財源措置を含めて情報を収集し、連携をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。坂井議員、再質問ございますか。坂井議員。

○坂井議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、１点目でございます。市政運営の基本的な考え方の公共施設マネジメント計画について伺います。先ほど窪之内議員の答弁にもありましたけれども、モデル地区の対応スケジュールの答弁をされていましたが、その対応スケジュールでは新政会は緊急的ではないというふうに感じました。そこで、地域と協力し、１０年の計画期間をもっと具体的に明確化していくべきと考えますが、お考えを伺います。

続きまして、機能的な生活基盤の充実したまちづくり、公共事業の実施について再質問させていただきます。先ほど市長の答弁で３カ年で１８億円、第三小学校の部分については継続ということで発注済みだという答弁がありましたけれども、それではそれ以外の部分について新年度予算で具体的に第１四半期で決まっている公共事業があるのか、またあるとすればその件数と金額について伺います。

続きまして、栄町３―３地区について伺います。先ほどの答弁で、民間で再開発に向けた話し合いが進んでいるということで、市もそれに向けて支援を行っていききたいというふうな答弁がございました。商工会議所からこういった要望書が出ております。この中には、栄町３―３地区の中心市街地活性化に向けた計画の策定についてということで要望が出ているわけですが、滝川市も民間のそういった再開発に向けた話し合いに支援をしていききたいというふうなご答弁ですが、片や民間も市に対して再開発に向けた支援を要望しているということで、お互いに要望、要望と、要望といいますか支援をお願いするということだと、どんどん、どんどん話が平行線になっていくのではないかというふうに

考えます。そこで、そういった話し合いの場に市が積極的に関与して、市がどういった支援をできるのかということとその話し合いの中で進めていくというような考えがあるのか、ないのか、その辺について伺いたいのが1点。それと、市が、先ほどの答弁で市長がおっしゃった支援策というものについてですが、具体的にどういった支援策なのか、国の補助メニューを利用したことでの支援なのか、それとも市の施設をそういった再開発事業の中に入れるといったような支援策なのか、その辺についてもし考えがあれば伺います。

続きまして、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりの給食費の公会計への移行について伺います。先ほど教育長の答弁では、デメリットとして未納率の上昇、また安定的な給食費の収納という答弁がございましたが、実際に未納率の上昇ということでもありますので、滞納者があった場合の対応について、市は差し押さえ、または裁判、調停に移行していくようなお考えはあるのかどうか、考えを伺います。

続きまして、効率的な行政運営によるまちづくりの定住自立圏構想の推進について伺います。先ほどの答弁で7つの部会を構成するという答弁がございましたが、その部会の構成員について具体的に伺いたいと思います。実際に民間はどの程度まで入るのか、また私たち議員はその構成員の中に構成されることは可能なのかどうかを伺わせていただきます。

済みません、ちょっと順番が前後して申しわけありません。元気な産業と活力あるまちづくりの中の農業生産基盤強化の推進についてのパワーアップ事業の件についてですが、先ほど答弁いただいたとおり、新政会もこのパワーアップ事業の継続についてはやはりどうしても必要だというふうに考えるところですが、それについて市長のお考えを再度伺いたいということと、また継続についての感触はどんな感じで今進められているのかと、その点について伺います。

以上です。

○議 長 それでは、坂井議員の6点にわたります再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 それでは、私のほうから1点目の公共施設マネジメント計画につきましてお答えさせていただきます。

2月に成案となりましたこの計画でございますけれども、9つの分野ごとにこの10年間でどういうふうに進めていくかといったものを計画の中に示しております。今後それらを進めるに当たりましては、この10年間のうちに分野別に具体的にどういった進め方をしていくかということで、現在実行計画、アクションプランの作成に入っております。年度初めには策定できるというふうに考えておりますが、こういったものをつくりまして確実に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 給食費の公会計化に係るご質問でございます。滞納者への対応についてということですが、まず督促状、これは納期限後20日以内という規定になっておりますので、送付いたします。その後訪問徴収あるいは電話等による納付勧奨、場合によっては納付誓約書の徴収、そして年4回程度催告状の送付、そして年度末になりますと最終催告状の送付、そこまでしてお納めいただけない場合については、ご質問にありましたとおり法的手続へ移行したいというふうに思っております。

す。原則支払い督促による対応というものを考えておりますが、その後例えば少額訴訟ですとか調停といったような段階を踏んでいくのかなというふうに思っております。これらの手続につきましては、既に平成21年度に学校給食費未納対策の手引というものを作成して進めてきているところであります。

○議長 長 総括理事。

○総括理事 定住自立圏に関するご質問でございますけれども、7つの部会の構成員についてのご質問でございます。部会は、行政の分野7つの部門でございますけれども、専門部会ということで各市町の課長職を中心として構成をしているということでございます。それと、民間はどの程度入るのか、さらにまた議員さんというご質問でございますけれども、その後の共生ビジョン懇談会についてのご質問だと受けとめておりますけれども、これにつきましてはそれぞれ今検討協議をしておりますけれども、協定項目にかかわる分野の方々、さまざまな団体の代表の方が先進事例では多いということで承知をしております。そういう中で、議員さんについては特別排除規定というのはないというふうに記憶しておりますけれども、その団体の代表として議員さんの入っている例もあるかと思っておりますけれども、そのようなことでご答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 平成26年度の建設事業費の発注見通しについて、現段階での資料でございますけれども、ご説明申し上げます。

26年度の6月までにおきまして、先ほどの34億7,900万円のうち18億円が第三小学校の改築工事でございますので、残り16億7,900万円のうち、6月までに82.8パーセント、13億9,000万円を発注する予定となっております。このため、早期発注に努めてまいりたいと思っております。9月までには残り2,890万円をプラスしまして発注率99.9パーセントで、12月までには全額の16億7,900万円を発注する予定となっております。

以上でございます。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、坂井議員のまずは3—3地区のことについての再質問にお答えさせていただきたいと思っております。お互いが要望、要望ということになっているのではないかというお話でございましたが、しっかりとした連携はとった中で、それぞれの立場を尊重しながら、どのようなことをお互いがやるべきかということを相談しながら進めているところでございます。そして、その中で計画ができ上がった中において、私どもがこのたびの計画をどのように考えていくかによって、国の支援を仰ぐのか、また市の施設等々にするかは後ほどのことでありまして、今現在で申し上げることはできない状況でございまして、今後の計画策定によってそれが明らかになってくるものと思われま。

次に、パワーアップ事業でございますけれども、これも先ほどのご答弁でお答えしたはずでございしますが、パワーアップ事業の継続は必要なものと認識しておりますというふうにお答えさせていただきました。そのとおりでございますし、またその継続の感触につきましては私の立場からお願いをするのみでございまして、軽々にその感触がいい、悪いということは申し上げられませんので、そのこ

とご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、平成26年度の市政執行方針並びに教育行政執行方針について質問いたします。

東日本大震災発災から本日ちょうど3年を迎えます。いまだに26万7,000人が避難生活を強いられております。私たちは、1,000年に1度と言われるあの災害を風化させてはならないと思っております。復興加速と経済再生を目標に掲げ、スタートした安倍政権、発足から1年が経過し、政治の安定と機敏かつ的確な政策対応により、状況は大きく好転しました。それと同時に、私たちは政治の安定がいかに重要であるかを実感させられたこの1年であります。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、就任3年間での市政の舵取りについて

2、就任最終年の市政の舵取りについて

滝川市においては、3年前、52年ぶりとなる民間市長が誕生し、民間感覚で市政の課題に臨まれた前田市長の任期もあと1年となりました。そこで、市長はどのような姿勢で新年度市政運営をされるのかを伺いたいと思います。まずは、就任して3年が経過しました。市長は、刷新を掲げられ、改革に果敢に挑まれたと思いますが、市長の言われる刷新はどの程度達成されたとお考えなのか伺います。これまでの社会経験や人脈を生かしての企業誘致やコンベンション誘致、農作物の販路拡大、市役所職員の意識改革を期待して全国から公募した副市長は、期待に応える満足のいくものであったかを伺います。

市政の実務を担う副市長と人脈やネットワークを生かした地域の活性化を期待された副市長の2人制は、市政運営にどの程度効果のあるものであったかを伺います。

市長は、就任当初から職員一丸となって市政運営に取り組んでいくことを訴えておりました。この3年間でチーム滝川の意識の浸透は達成できていないと考えているのか伺います。

新年度より、市長はこれまでのスタッフ制から係制への組織機構の変更と指揮命令系統をはっきりさせて、責任の所在を明確にするとしております。このことは、市民サービスにおいて今まで以上のサービスを市民に提供できると考えているのか伺います。

食と農業を中心とした世界に誇れる国際田園都市の実現に向けて、施策、事業に動きを与える取り組みをするとしていますが、その動きによって実現される世界に誇れる国際田園都市とは、どのようなようになったときに実現したと言えるのか伺います。

本年1月に定住自立圏構想の中心市宣言を砂川市とともに言い、いよいよ連携市町と協力し、生活に必要な都市機能の確保、生活の利便性向上など、地域の魅力づくりのためにこれまで以上のリーダーシップをとらなければなりません。そこで、他市町との連携強化を図るために市長が留意する点を伺います。

街なかの中心に位置し、新たなにぎわいの場であり、周辺に波及効果をもたらすことが期待される栄町3-3地区は、民間主導による再開発を加速させなければなりません。市長はどのようなかじ取りをされるのか伺います。

4月には消費税が8パーセントに引き上げられます。言うまでもなく、消費税の増収分は全て社会保障の拡充強化のために充てられます。そこで、消費税の引き上げに伴い、影響が大きい家庭への負担軽減策として住民税非課税世帯には臨時福祉給付金、児童手当受給世帯には子育て世帯臨時特例給付金の支給が始まります。手続上、前年所得が反映される6月からの申請の受け付けとなり、支給はその後となります。私は、速やかな支給を行うために今できることから準備を進めるべきと考えておりますが、市長の見解を伺います。

◎2、元気な産業と活力あるまちづくり

1、地域産業の振興について

2、企業誘致について

3、物産振興について

元気な産業と活力あるまちづくりについて伺います。先ごろ施行された産業競争力強化法では、市と民間が連携して創業を支援するとともに、経営改善、事業再生のための資金繰り支援を強化することが盛り込まれております。そこで、市長は地元企業の事業拡大への支援策を具体的にどのように図ろうとされているのか伺います。

新たな発想で地域に眠る豊富な資源の魅力を引き出す試みが全国各地で行われております。事業者が活用できる滝川の地域資源とは具体的にどのようなものか、市長の考えを伺います。

企業誘致については、大規模発電所の誘致が実現し、滝川市は再生可能エネルギーの先進地になったと言えます。しかしながら、多くの市民は、一人でも多くの若者が地元で働けるような企業に進出してほしいと願っております。震災後、自然災害のリスクを分散するために道外企業が道内に新たな拠点を設けたり、工場を増強したりする動きが続いているそうです。市長は、企業誘致における効果を得るためにどのようなことに留意しながら推進されようとしているのか伺います。

広大な敷地を有する畜産試験場跡地は、まさに滝川の地域資源であり、この跡地利用がなかなか進展しない最大の要因を伺います。

物産振興について、生産者、加工業者の意欲の向上が重要であります。そのための施策を伺います。

また、地元農産物、加工品のPRには、インターネットや首都圏の物産展のPRは私も有効だと考えております。このほかに市長はどのようなものが有効であると考えているのかを伺います。私は、食と観光のマッチングによる取り組みが有効であると考えております。例えば昨年和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことにより、日本の食事や食文化に期待して訪日する外国人がふえているそうです。そこで、海外からの観光客を呼び込み、滝川の農産物を食べてもらい、PRする、いわゆる地産来消の仕掛けづくりが重要であると考えております。

農業の6次産業化は喫緊の課題であります。普通の農家が6次産業に挑戦する場合、販路の確保が難しいとよく聞きます。そこで、具体的なノウハウなどを支援する仕組みの充実が必要であります。

市長はどのように推進されようとしているのか伺います。

◎3、豊かな資源を活用した魅力あふれるまちづくり

1、豊かな資源の活用について

豊かな資源を活用した魅力あふれるまちづくりについて伺います。市長は、滝川の最大の地域資源である丸加高原の活用をどのように展開しようと考えているのか伺います。

スカイスポーツこそが滝川の誇れる地域資源ですが、サマースカイフェスタではチーム滝川によるおもてなしの心で市外客を迎え入れたいものです。さらなる推進について市長の見解を伺います。

日本ユネスコ協会連盟は、発展途上国で教育支援を行うユネスコ世界寺子屋運動の一環として、未投函はがきを回収しております。50円切手つき郵便はがきは、1枚45円相当の募金となります。

11枚あれば、カンボジアでは1人が1カ月学校に通えるようになるそうです。滝川市では、このような民間団体の活動のほかに海外からの研修員の受け入れなどの国際貢献を行っております。その波及効果は大変に大きいと考えておりますが、次への展開を伺います。

◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、生活基盤の整備について

2、商店街振興について

機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。人口減少や少子高齢化の時代に対応した持続可能な公共施設運営を目的とした滝川市公共施設マネジメント計画が本年2月に策定されました。今ある施設を少しでも長寿命化し、効率的に安全に活用するためには、数ある施設を一元管理する必要があります。例えば施設ごとの点検チェックシートを作成します。次に、自主点検制度を導入し、職員による点検を実施します。このことにより発見された破損などによる危険箇所は、施設管理者の意見を記入し、危険箇所の写真を添付して施設ごとの点検結果をデータ化します。このデータは、3年に1度の法定点検結果のデータに追加していくことで充実します。施設ごとのデータは一括管理する施設管理担当で集約され、全施設の状態を把握することで一元的な管理が可能となります。これは一つの例ですが、滝川市が考える一元管理体制構築に向けての具体的な取り組みを伺います。

近年人口減少、高齢化などにより空き家が増加しております。広い持ち家を抱える高齢者世帯は、除雪や家屋の管理の要らない集合住宅などに移り住みたいとの希望があります。一方で、子育て世帯ではゆとりのある住宅を求めているという世帯のミスマッチが発生しております。このような状況から、滝川市においてはいち早く住み替え支援事業が始まりました。この制度は大変よい制度であります。利用される世帯がなかなか増加しない背景に、高齢者が子育て世帯に家を貸すことへの不安が挙げられます。そこで、よりよい制度とするために、高齢者の不安解消をどのように進めるのかを伺います。

商店街振興では、三番館の撤退が発表され、商店街への客足減少が心配されます。この客足減少を食い止めるための具体策を伺います。

◎5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

- 1、大学連携によるまちづくりについて
- 2、高齢者の見守り支援対策について
- 3、認知症高齢者対策について
- 4、医師住宅整備について
- 5、地域防災力の向上と避難所設備について
- 6、危険空き家対策について

誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて伺います。開学より32年となる國學院大學北海道短期大学のこれまでの地域貢献は実績があるところですが、情報交流機会の充実を図るとはどのようなものかを伺います。

また、私は、超高齢化社会に備えた地域包括ケアシステムの確立を急がなければならないと考えております。この地域包括ケアは、団塊の世代が75歳以上となり、高齢化のピークを迎える2025年以降を見据え、高齢者が住みなれた地域で介護、医療を初め住まいや生活の支援などのサービスを一体的に受けられるようにする制度です。そこで、私は北海道医療大学との連携において検討すべきと考えます。滝川市が今回想定される連携事業とはどのようなことかを伺います。

高齢者の見守り支援対策では、緊急通報装置、友愛事業などさまざまな支援事業をそろえておりますが、いまだ孤立死が後を絶ちません。そこで、最後のセーフティーネットとして人感センサー設置の普及促進を図るべきと考えております。また、高齢者の見守り安心ネットワーク構築のさらなる推進についてあわせて市長の見解を伺います。

認知高齢者の日常生活自立度2以上の高齢者が平成22年で全国280万人に上り、この対策が急務となっております。この認知症高齢者を支える成年後見人制度の普及拡大を急がなければなりません。そこで、市長は養成講座を広域に進めることで充実できると考えているのか伺います。

また、ふえ続ける認知症高齢者を介護するときにつける介護マークも周囲の人に認識してもらうためにも必要であります。広域的に進めるための課題を伺います。

医師不足の原因は複合的であり、地域単位で解決できる問題ではなく、国が一丸となって取り組むべき問題であります。今やれることから始めなければならないのも現実であります。そこで、医師住宅整備によってこの医師不足という問題が解消されるのか、市長の見解を伺います。

地域防災力の向上には防災関係機関と地域町内会の連絡強化を今後ますます進めていかなければならないと考えますが、連携、協力体制構築へ向けての考えを伺います。

防災備蓄品は、災害時に命をつなぐためのものです。そこで、災害で道路が寸断された場合でも確実に物資を提供できるように市内避難所へ分散配備を進めるべきと考えておりますが、市長の見解を伺います。

人口減少、高齢化を背景にふえ続ける空き家ですが、空き家対策が進まない要因として、撤去費用が高額であることや空き家を解体して更地にすると固定資産税の軽減措置がなくなり、税負担が3倍から6倍に重くなるという問題があります。このようなことを受けて、今国会で空き家対策特別措置

法案が提出される見込みとなっております。これには、税負担の解決や空き家対策費に対する地方交付税の拡充などが盛り込まれる模様です。そこで、持ち主が死亡していることや所在不明のときに危険空き家を行政代執行する考えがあるのかを伺います。

◎6、市民が活躍するまちづくり

1、まち自慢のパークゴルフ場について

2、東京オリンピック・パラリンピック等の合宿誘致について

市民が活躍するまちづくりについて伺います。8コース72ホールのまち自慢のパークゴルフ場の市民ニーズは今でも高いと考えているのか、市長の見解を伺います。

選択と集中を考えたとき、市長は今でもまち自慢のパークゴルフ場の新設を優先すべきと考えるのか伺います。

東京オリンピック、パラリンピックなどの合宿誘致では、北海道新幹線の開業を予定している北海道では18年に韓国ピョンチャンで開かれる冬季五輪も含め、両五輪のチーム合宿の候補地になるための準備を進めております。合宿の候補地になれば、一定の経済効果と滝川の子供たちが選手との交流を通して海外やスポーツへの関心を高める貴重な機会となります。受け入れのための施設整備は公共インフラの老朽化対策などとの関係で難しい環境にありますが、市民理解を得るよう努めていただきたいと思いますが、見解を伺います。

◎7、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例について

2、登下校時の見守り活動について

未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて伺います。教育のまち滝川が他自治体に先駆けて滝川市子どものいじめの防止に関する条例を提案されたことを高く評価いたします。しかしながら、学校で発生したいじめの事案を隠蔽することなく報告し、防止を練ることで早期に防ぐ体制を確実に築くことができるかが重要であります。教育長は、この条例制定でいじめ根絶が可能となると考えているのか伺います。

最後に、登下校時の見守り活動では、青少年育成会や各地域の団体の協力体制ができつつありますが、毎日の協力体制とまでは至っていないのが現状であります。そこで、それを補完するのは、児童のかばん等に取りつけることで位置情報を保護者に通知するICタグが有効であります。児童へのICタグ配付をさらに拡大し、児童の安全と保護者への安心を提供すべきと考えておりますが、教育長の見解を伺います。

以上、新年度における市政執行方針について種々質問させていただきましたが、任期総仕上げの1年、私自身市民の皆様にお約束させていただいたことを実現する年にしていきたいと思います。

以上をもちまして公明党を代表しての質問を終わります。

○議 長 それでは、三上議員の質問に対する答弁を求めますが、これも先ほど来の質問で同趣旨

の質問項目もございましたので、その点答弁側での考慮をお願いいたします。

それでは、答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、公明党を代表しての三上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初、大きな1件目の1つ目、就任3年間で市政の舵取りについてでございます。その1番目でございます。刷新はどの程度達成できたというお考えかというご質問でございますが、私が市長に就任して最初の平成23年度市政執行方針におきまして、継続するものは継続し、刷新するものは刷新していきたいと述べました。刷新とは、それまでの悪い点を取り除いて全く新しいものにすることを意味しますが、私が市長に就任後、従来課題となっていた幾つかの事業を動かしてきたと考えており、それは刷新の意識によって実現したものと認識しております。また、職員にも前例踏襲ではなく、市民のために何をすべきかという視点に立つこと、コスト意識を持つことなどについて話をさせていただきました。率先してみずから行ってきたところでもございます。達成度を正確に申し上げることは難しいことではございますけれども、少なからずその意識は職員に根づいていると思いますし、財政状況が厳しい中で選択と集中で成果を上げるためには、ますますそうした視点が必要になってきておりますので、引き続きその意識を市役所全体に浸透して進めてまいりたいと思います。

次に、2番目の副市長の公募についてでございますが、鈴木副市長におきましては、平成24年4月の副市長就任直後から滝川市の経済活性化のために全力で取り組み、着実に成果を上げていることは議員各位も十分にご承知のことと思います。特に再生可能エネルギーの導入については、3基のメガソーラー誘致と風力発電施設誘致に向けた風況調査が実施されるなど、市有地の有効活用を図るとともに、内陸豪雪地帯の新たな可能性を見出すのではないかと考えております。また、物産振興の面でも、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会や消費者などの協力を得ながら、新たな商品開発や販路拡大を進めているところでもございます。このほかにも、鈴木副市長ならではの行動力と多様なネットワークを駆使しての地域振興、民間感覚を取り入れた職員の意識改革など、私が期待した役割を十分に果たしていただいていると認識しております。

また、2人制でございますけれども、平成24年4月、2人体制として執行体制を強化させていただきました。行政経験が豊富な吉井副市長と社会経験が豊富で多様な人脈を有する鈴木副市長の総合力によって、従来型ではない新たな発想によるまちづくりが可能となり、先ほどのご質問に答えさせていただきましたけれども、その効果は十分に得られたと考えております。

次に、チーム滝川の意識の問題でございますけれども、私が市長就任当初に私が目指す組織像として職員に申し上げたのは、職員と心をつなげて、胸を張って元気で市民の皆さんのために働く市役所にしたいというものでありました。職員との信頼関係を築くため、職員の皆さんとの対話を大切にするとともに、庁議などの場では、課題を先送りしないこと、所属の部課にとらわれず当事者意識を持つことを繰り返し申し上げてきました。相互信頼度を高め、職員の皆さんと心をつなげてチーム滝川として、みずから先頭に立ち、市政執行に当たっていく私の思いは職員の皆さんにも十分理解されていると確信をしております。

次に、(2)番目のかじ取りの1番目、スタッフ制から市民サービスの点のご質問でございます。ご承知のとおり、新年度から係制への組織の見直しを行います。スタッフ制の導入からちょうど丸1

0年経過するタイミングでもあります。これまでも述べさせていただきましたが、私はもともと指揮命令系統と責任の所在が明確と言われる係制の組織運営が望ましいという考えを持っております。市長に就任してからの3年間、時として仕事の責任の所在が曖昧と感じるときがありました。この判断は誰が行ったのか、結果に対する責任は誰にあるのかということでもあります。市民の皆様には満足いただけるサービスを提供するためには、何よりもまず足元がしっかりとした組織でなければなりません。もちろん係制が全てを満たすわけではありませんが、組織を変え、職員が気持ちを新たに、チーム滝川が一丸となって責任を持って市民の皆様に良質なサービスを届けたい、そのような思いを改めて共有することが大切であると考えております。組織の見直しについては、ご案内のとおり課の分割など市民の皆様のわかりやすさも考慮いたしましたし、新たな室の設置など施策の重点化も明らかにしたところでございます。市民の皆様に満足いただけるサービスを責任を持って提供できるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力もあわせてお願い申し上げたいと思います。

次に、食と農業を中心とした世界に誇れる国際田園都市についてのご質問でございますが、世界に誇れる田園都市の実現について、私は総合計画を策定するに当たって、便利な市街地の周りに美しい農村景観が広がり、都市部と農村部が調和したまちという特徴を生かしながら、これまで培ってきた優位性や地域特性をまちの魅力として磨き、育て、誰もが行ってみたい、住んでみたいと思われるまち、世界の人々が行き交い、多文化が共生し、集客、交流によるにぎわいと活力のあるまちを将来都市像として世界に誇れる国際田園都市を掲げ、これまで基本目標の達成に向け、さまざまな施策、事業の種をまき、育み、動きを与えてきましたし、市政執行方針で申し上げたとおり、平成26年度においてもこの将来都市像を目指した施策、事業を盛り込んだところです。世界に誇れる国際田園都市の言葉だけを捉えますと具体像が見えないという面はあるかもしれませんが、先ほど申し上げました美しい農村景観が広がる都市部と農村部が調和したまち、誰もが行ってみたい、住んで見たいと思われるまち、世界の人々が行き交い、多文化が共生し、集客、交流によるにぎわいと活力のあるまちの集大成が世界に誇れる国際田園都市であり、総合計画最終年度は平成33年度ですが、その目標の実現に向け、地域産業の育成、強化、集客、交流事業、国際化の推進、安心して暮らせるまちづくり、子育ての環境づくりなど、さまざまな取り組みを着実に進めているところです。総合計画の将来像実現に向け、現任期最終年の市政のかじ取りをしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

次に、3番目の定住自立圏共生ビジョン策定でございますが、この策定で私が留意する点はのご質問でございますが、2月14日に設置されました定住自立圏構想推進会議では、関係職員が参加する7つの部会を運営しながら、実務レベルの議論を重ねており、関係機関や関係団体の状況も踏まえ、実態に即した連携項目の洗い出しができるよう努めているところであります。実務面で積み上げられた連携項目をもとに、副市町長会議や各市町長が参加する推進会議で議論を行いながら、中心市としての役割が果たせるよう配慮してまいります。また、協定の締結に向け、6月に開催される第2回市議会定例会への提案を目標に、中心市と連携市町が締結する協定項目の精査を進めてまいります。私の留意点といたしましては、首長相互の信頼関係を構築する中で、各自治体の個性を尊重しながら、お互いの市町にとってメリットのある協定となるよう留意し、中空知地域の定住が促進され、将来像がよりよいものとして描けるよう議論してまいります。

次に、3―3地区の再開発の問題でございますが、滝川市が中空知地域の交通拠点であるとともに、商圏の中心的な役割を次世代に責任を持って引き継ぐために、中心市街地については市民、商店街を初め、経済界の皆さんと一丸となったまちづくりが重要であるとの思いで各種事業をこれまで進めてまいりました。栄町3―3地区につきましては、滝川駅周辺同様、中心市街地における重要な拠点の一つであり、この地区の再生はこれからの滝川市の活性化のために必要不可欠な地区であります。現在2つの民間主導による再開発の動きがある中において、当地区が一体的に再開発されることで都市機能の再構築が図られるよう、引き続きしっかりと市民、商店街を初め、経済界の皆様の声に耳を傾けながらじ取りをしていきたいと考えております。

次に、(5)番目の負担軽減策、臨時給付金の問題でございますが、国の施策として臨時福祉給付金が支給されます。消費税率は4月から引き上げとなりますので、可能な限り速やかに対象者への支援となるよう努めてまいりたいと考えております。支給時期といたしましては、先ほど議員ご指摘のとおり、本年1月1日現在で住民基本台帳に記載されており、市民税均等割が課税されていない方が基本となりますので、課税状況の確定は6月中旬以降となりますので、それ以降の支給となる見込みでございます。そのため、市内部の組織立て等できる限りの準備をしてまいりたいと思っております。

次に、大きな2件目の1番目、地域産業の振興でその①でございますが、地元企業の事業拡大の支援策ということでございますが、地元企業への支援策としては、昨年6月に滝川市商工業振興条例を改正し、投資額や雇用者数など対象要件を緩和するなど、地元企業にも活用いただけるよう対策を講じてきておりますし、従来からある融資制度や滝川市産業活性化協議会による産業チャレンジ助成金制度などにより支援しているところです。また、支援制度以外に、首都圏の企業などとの懇談の中で知り得た情報をもとに首都圏の企業と地元企業とのビジネスマッチングの場を設けるなど、地元企業に対して新たなビジネスチャンスの情報提供を常に行っているところであります。現在行っている具体的な取り組みとしては、首都圏の食品輸出事業者と市内の食関連事業者とのビジネスマッチングを実施したほか、地元で製造された商品や農産物等の取引業の紹介などを行っているところであります。今後においても、引き続き地元企業に対して情報提供を継続的に行い、新分野進出や事業規模の拡大などを支援してまいります。

その次の2番目でございます。事業者が活用できる地域資源ということでございますが、本市における地域資源はお米を中心とした農畜産物が代表的なものと考えており、市内事業者は既に小麦を使用したお菓子やラーメンなどを商品化しているとともに、飲食店では滝川産の米や野菜、SPF豚、アイガモなどを使用したメニューを提供しているところであります。また、再生可能エネルギー関連については、太陽光発電なども地域資源を活用した取り組みでありますし、現在調査が進められている風力や雪についても地域の重要な資源になる可能性があります。ほかにも、春の菜の花畑の景観は多くの観光客の皆様楽しんでいただいておりますし、香港や台湾からのサイクリングツアーでは江部乙地域の田園風景が喜ばれているところであります。このように、滝川市には有形無形の地域資源がありますので、市内外の事業者の皆様にも積極的にご活用いただきたいと考えております。

次に、(2)番目の企業誘致、その①の質問でございますが、坂井議員の先ほどのご質問にもお答えしましたが、雇用に結びつく企業の誘致は短期間で結果を出すのは難しいところであります。まず

は事業者のニーズを拾い上げ、共同して課題解決に取り組み、事業の芽を育てていくことから進めていく必要があります、その先に事業者との信頼関係が生まれ、雇用を伴う事業の参入が実現されればと考えております。これまでもエネルギー関連企業と同様に農業や食品関連産業を中心に企業訪問を積極的に行っている中、市内での事業化に向け興味を示している企業も出てきておりますので、企業ニーズを拾い上げ、滝川市を理解してもらい、相手との信頼関係を構築しながら、今後も引き続き鈴木副市長のネットワークとノウハウを生かし、雇用が生まれる企業誘致を積極的に進めてまいります。

次に、畜産試験場跡地への進展がなかなか図れない点でございますが、跡地利用につきましては長年放牧地、採草地として活用されてきたことから、土壌条件や排水の問題により栽培できる作物が限られることが企業の進出がなかなか図れない大きな原因と考えております。これも先ほど坂井議員のご質問にお答えさせていただきましたが、農業を主体としました跡地の利用について現在2社ほどと協議しているところでございます。

次に、3番目の物産振興の①でございます。市としても意欲の向上を目指すことは、議員ご指摘のとおり大変重要であると考えております。意欲の向上を図るためにも販路の拡大が一番重要と考えており、市といたしましてもインターネットでの販売や特産品の開発支援を行っているとともに、地産地消ふるさとづくり協議会と連携し、地域の農産物や加工品の販路拡大を推進しております。特に、今年度から中空知広域市町村圏組合が主体となり取り組んでいる商品力、販売力向上事業については、新日本スーパーマーケット協会より流通や販売などの専門家を派遣いただき、食品関連事業者の底上げを図るための販売力強化や商品開発のセミナー、個別相談会を開催したところです。平成26年度についても、引き続き中空知広域市町村圏組合が主体となり、同協会の協力を得ながら、食品関連事業者の商品力、販売力のさらなる向上を図るため、個別相談会やビジネスマッチングが実施される予定となっております。また、流通販売に関する実務やイベント企画などのノウハウの習得、関連事業者とのネットワーク形成のため、同協会への職員の派遣を予定しており、そこで蓄積された知見については今後の物産振興に生かしてまいります。

次に（3）番目の農業の6次産業化の課題についてでございますが、6次産業化の推進につきましては農業者の所得向上と地域の雇用の場の創出のためには重要な施策と認識しております。このため、昨年度セミナーを開催し、6次産業化に向けた機運を醸成するとともに、今年度は実践的なセミナーを開催し、関心のある農業者の意識啓発を図ったところであります。今後におきましては、6次産業化を予定する農業者に対し、事業計画の作成や6次産業化法の認定等、事業開始に向けたサポートを行うとともに、既に6次産業化を進めている農業者に対し、税理士等専門家による経営診断や売り上げ向上、経営の多角化に向けた研修会の開催など、事業開始後のフォローアップを行ってまいりたいと考えております。また、新たな農産物の加工品開発や販路拡大に向けた取り組みを促進するため、アグリチャレンジ事業などの助成を行うなど、一人でも多くの農業者が6次産業化に取り組むことができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、大きな3件目の1番目、豊かな資源の活用の方の丸加高原の活用についてでございます。今後の丸加高原の活用につきましては、丸加高原の自然環境を生かし、ソフト的な取り組みを継続していくことが重要と考えており、多くの観光客に来ていただけるように今後も積極的に取り組んでまい

ります。観光としては、春の菜の花畑の拡大、秋のコスモスロードやコスモス畑の整備にも力を入れて花観光に取り組むとともに、ガイドウオークやスノーハイキング事業についても健康づくりを含めた体験事業として内容、回数を充実し、集客アップに努めてまいります。加えて、来年度は地域おこし協力隊員を雇用する予定ですので、その知恵と経験を生かしながら、より魅力ある内容にしていきたいと考えております。スポーツ面では、丸加高原健康の郷を通過するサイクリング事業が来年度回数をふやして行われる予定であるほか、旧羊の館を拠点に障がい者乗馬も予定されており、一層丸加高原健康の郷が有効活用されるよう努力してまいります。

次に、スカイスports普及に向けての取り組みのご質問でございますが、滝川のグライダーは全国有数の施設と運航実績を誇るとともに、東アジアの中でもここでしかできない観光体験飛行など、地域の特色ある観光資源として活用してきたところです。これも先ほど坂井議員への答弁でも述べましたように、美唄、富良野、ニセコで活動しているスカイスports団体が協力してパンフレットを制作し、この春からそれぞれのエリアで広く広報活動を展開して、エリア間の観光客の回遊性を高めようという取り組みを行います。また、富良野エリアや美瑛エリアの観光事業者に対し、グライダーを取り入れたオブショナルツアーの誘致やパンフレットの配布を行い、観光客をこのエリアへ呼び込むための準備を進めているところです。さらに、グライダーと市内及び圏域の宿泊施設、温泉施設やレストラン等を結びつけたセットメニューの企画販売、割引クーポンの配布により観光客の市内への誘導を積極的に行ってまいります。このようなスカイスportsの広域連携、観光活用を積極的に進めることで、そしてチーム滝川の意識をしっかりと持ちながら今まで以上にスカイスportsの普及を図ってきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、海外からの研修員受け入れの波及効果についてでございます。三上議員には既にご承知のことと思いますが、海外からの研修員受け入れ状況については、滞在日数と来滝人数を掛け合わせて人日で表しております。平成12年度においては、初めて受け入れたマラウイ国の長期研修員1名が110日間、タイ国青年23名が7日間、社団法人北方圏センターから受け入れた研修員43名が1日滞在の合計314人日でしたが、議員の皆様、そして市内関係各所並びに市内の皆様のお力添えをいただきまして、平成24年度には1,370人日へと約4倍に増加しております。また、これまで当市を訪れた研修員につきましても、記録の残っている平成9年度以降は83カ国、約1,000名に上ります。かつては研修地としての地域が十分に確立されていませんでしたが、長年の取り組みによりましてこのような結果になっておりますが、これは当市に海外からの研修員を受け入れるだけの十分な技術力があるということのあらわれであり、大きな財産であると考えております。また、当市で受け入れてきた多くの研修員が母国において将来は幹部職員となる人材であることも特筆すべき点であります。さらに、宿泊や飲食等による経済効果、当市にいながらにして世界の多様な文化や言語、民族に触れる機会を得ていることは、喫緊にグローバル人材の育成が求められている昨今において何物にもかえがたい大きな効果であることと、議員の皆様にもご賛同いただけたところではないかと思っております。研修員受け入れを本格的に開始して既に10年が経過し、このように一定の成果を上げてきていることから、引き続き議員の皆様を初めとする市民の皆様にご協力いただき、技術研修都市としてより一層の地域向上を目指します。また、受け入れた研修員とのネットワークを生かした人

材交流や観光への波及効果による地域活性化を意識し、さらにさまざまな分野における積極的な研修員受け入れとその活用を進めてまいりたいと思います。

次に、大きな4件目、生活基盤の整備についての1つ目でございます。一元管理の問題でございます。公共施設の一元管理に対する取り組みについては、さきの窪之内議員の代表質問において答弁したとおりですが、公共施設マネジメント計画においては単に施設の総量を削減することだけではなく、官民連携により民のノウハウを最大限取り込んで、利用者にとっても利便性の高く、より経済的で効果的な公共施設運営を目指してまいりますので、今後とも先ほどの三上議員のご指摘等、さまざまなところでいろいろと勉強を進めまして進めていくつもりでございます。ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、(2)番目の住み替え支援事業でございます。本事業は、生活状況に適した住宅への住みかえを行う高齢者世帯及び子育て世帯を支援し、世帯に適した居住環境への住みかえを促進することを目的の一つとして、平成25年度から運用してきたものです。運用を進める中、住み続けてきた地域への愛着や形成してきた住宅資産に対する思いも強く、さらには一戸建てから共同生活への環境変化に対する不安もあることから、住みかえ時に持ち家を貸し出すことに至らないと聞き及んでおります。このようなことから、平成26年度より既に高齢者施設に移り住んだ方で自身の住宅の資産運用を希望される場合には、登録していただき、補助金を交付できるように要綱の改定を予定しております。資産運用については、わかりにくいことや不安もあるかと思います。しかし、住宅は住まい続けることによって良好に維持されることも含め、中空知住み替え支援協議会の専門家による適正な資産価値の評価を行い、運用についても本制度はもとより十分に説明させていただき、本事業を利用される高齢者の方々が不安とならぬよう運用を進めてまいる所存であります。

次に、(2)番目の商店街振興。その1番目の三番館撤退に具体策についてのご質問でございます。商店街の振興につきましては、三上議員のご心配のとおり、三番館撤退により商店街の客足に影響を及ぼしかねませんが、特効薬はないことから、具体的対策としてこれまでも実施しております商店街に人を歩かせ、人を引き込む事業について、より一層、商店街振興組合を初め高校生や大学生など地域の将来を担う若者と連携した各種事業の実施が必要と考えております。また、既に商業者みずからの取り組みとして、今年度から個店の魅力を伝えるまちなかゼミナール事業や地元高校生の協力による空き店舗を活用したにぎわいづくり事業、さらには若草友の会との連携による高齢者のくつろぎどころ、まちぶら事業を継続強化することで少しでも地元商店街に愛着を持ってもらい、足を運んでもらうことが一番の対策と考えております。そのためには、このような事業の主人公である商店主皆さんの頑張りが重要であります。市としましても、これまで以上に連携を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、大きな5件目の1番目、大学連携によるまちづくりについての①番、國學院大學北海道短期大学部との交流の充実ということでございますが、市政執行方針の中で情報交流機会の充実を図ると申し上げましたが、1つは定期的な情報交換の場の設置を想定しております。滝川市、短大協力会、短大のそれぞれのトップが年3回程度集い、短大の運営、学生確保、就職対策、地域貢献など、必要に応じてテーマを設定して情報交換を行い、地域の大学として魅力向上を目指すものであります。第

1 回目の会合は、3 月中に開催される予定となっております。また、滝川市においては、26 年度に大学連携の担当者を配置し、短大との情報共有をより密接にして連携を深めていく考えであります。

次に、2 番目の北海道医療大学との連携の想定している事業でございますが、北海道医療大学との包括連携について現時点で考えている事業の概要については、市民クラブを代表しての窪之内議員のご質問にお答えさせていただきました。具体的な検討項目については、現在選定中の部会メンバーが確定後、それぞれの部会において協議検討がなされることとなります。ただいま三上議員からお話のありました地域包括ケアにつきましては、昨年8月にまとめられました社会保障制度改革国民会議報告書の中でも、介護保険制度について地域包括ケアシステムの構築が最大の課題と位置づけられており、本市においても新年度第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、平成27年度から29年度の計画でございますが、の策定事業に取り組むことから、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、北海道医療大学が持つ保健、福祉、医療分野における人材の提供や高度なノウハウの活用を期待しているところであります。ご提案のありました点につきましても、これから協議が進められる部会において検討事項の一つにさせていただきたいと考えております。

次に、(2) 番目の高齢者の見守り支援対策の1 番目の人感センサーの普及についてでございます。人感センサーによる見守りについては、平成24年度にモデル地区による実証事業を経て、昨年4月から市内全域を対象とした本実施に移行しています。この装置は、利用者によっては会話等と接するのが苦手、または困難な方、認知症等で機械操作及び電話応対等が難しい人に有効なシステムであり、継続利用されている方からは、安心感が得られた、継続して利用したいとの声があり、有効に利用されている一方で、センサーが感知しないことで通報となる自動的な通報装置であることから、不在にする際には事前にその旨を報告する手間がかかるといった声も聞かれます。高齢者の見守り支援策として、積極的に身体等の異常を通報できる緊急通報装置、孤独感の解消にもつながる見守り電話及び友愛訪問、栄養面での支援も可能な配食サービス等、複数ある安否確認手段により利用者をフォローしていくことが必要と考えます。見守りの基本は人と人とのつながりであり、身近な地域による見守りが最も有効と考えます。その見守りを保管する人感センサー及び他の支援策については、今後利用拡大に向け、町内会及び民生委員、児童委員、老人クラブ、ケアマネージャー等各種団体及び担当者に説明を随時行い、普及促進に努めていきたいと考えております。

次に、2 番目の高齢者のネットワークの推進を図るべきとのご質問でございますが、高齢者見守り安心ネットワークは、社会的経済状況や家族背景の変化などに伴い、高齢者と家族や地域とのつながりが希薄になってくることが考えられることから、地域や団体、企業などのご協力をいただき、地域ぐるみで見守り体制を築くため設置いたしました。地域、団体、企業の皆さんのご協力により、ひとり暮らしで身の回りのことができなくなっているなどの情報をいただき、高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどにつなげることができた事例や、新聞がたまっているなどの情報をいただき、病院受診につなげることができた事例がありました。このように地域、団体、企業のご協力により見守りネットワークが形成され、その成果も少しずつではありますが、出てきていると認識しております。しかしながら、高齢者の皆さんが地域で安心して生活できるよう、滝川市におけるさまざまな見

守り対策とも連動させながら、見守りネットワークのさらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、3番目の認知症高齢者対策の1番目の成年後見人制度の問題点でございますが、議員ご指摘のとおり、家事事件の手續等に関する法律が改正され、本市におきましても成年後見制度利用支援規則を改正し、平成25年1月から施行しているところであります。この改正により、本人、家族が申し立て費用や後見人費用を支払えないなど、これまで成年後見制度を利用しにくい低所得者の方々も利用可能となり、必要な方が成年後見制度の申し立てを行うことが可能となりました。認知症などにより判断能力が十分ではないの方々に対して財産管理等の手助けを行う成年後見制度は、今後ますます必要性が高まるものと考えております。このようなことから、必要な方が成年後見制度を利用できるよう、弁護士や司法書士、行政書士等の専門職とともに一般市民の方が市民後見人として活動できるよう、市民後見養成講座を実施し、人材を育成するとともに、制度活用支援の充実を進めてまいります。

次に、介護マークのご質問でございますが、介護マークは介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないように、介護中であることを周囲に理解してもらうために活用するものであります。これは、平成23年4月から静岡県において、認知症の方々の介護をする家族からの要望に応え、介護者の負担の軽減を図るなど在宅介護者を支援する取り組みとして実施されております。この介護マークの普及促進に関し、昨年第4回定例会において三上議員からご質問いただき、本市におきましても本年4月から高齢者や障がいのある方の介護者を対象とした介護マーク交付事業を行うこととして現在準備を進めているところであります。事業の実施に当たり、介護マークについて多くの方に知っていただくため、広報たきかわ4月号や公式ホームページにおいてご案内を行うほか、市内の介護事業者など従事者に対しては会議などのさまざまな機会を活用して周知に努めます。厚生労働省や北海道においても、ホームページなどでの情報提供を通じて介護マークの普及に向けた取り組みが行われており、道内における取り組み自体も増加しております。また、この圏域でもご理解いただけるよう、中支庁広域圏の会議などの場においてもこの事業の内容を紹介し、広域的な推進に向け働きかけをさせていただきます。

次に、4番目の医師住宅整備についてでございます。その1番目でございますが、市立病院の医師住宅につきましては、大町1丁目、3丁目、4丁目に4棟24戸があります。大町3丁目にあるA、Bマンション2棟8戸は、昭和56年に建築され、老朽化も進んでおり、入居率も低いことから、平成26年度に改築を検討しております。医師が勤務する病院を選ぶ条件としては、労働条件、研修、啓発の機会、生活の利便性などを重視すると言われております。医師住宅を整備することが医師不足解消の直接的な要因とはなりません、居住環境の整備充実を図ることで医師が勤務する病院を選ぶ条件の一つにはなると考えております。

次に、5番目の地域防災力の向上と避難所についてでございます。自助、共助、公助による地域防災力の向上は、誰もが住みよい安全、安心なまちづくりのために必要なことであります。大規模災害が発生した場合は警察や消防などの防災関係機関が救助を行ったとしても、全ての被災者を救うことができない場合があります。そのため、自助、共助による自主的な救助活動がみずからの生命、財産

を守る上で重要になると考えております。市では、大規模災害に備え、定期的に災害対策本部図上訓練を実施し、防災関係機関相互の連絡調整について訓練を行っております。また、地域に対して正確な避難情報を伝える訓練もあわせて実施しております。災害時において防災関係機関と地域町内会との連携が円滑に進むよう、隔月発行の防災通信での啓発、防災出前講座や地域防災スクールなどの実施により、地域町内会の自主防災力を向上させる取り組みを行っております。自主防災組織を結成しております朝日町や泉町、江部乙町などの町内会を初め、地域において自主的な防災訓練を行っている東滝川地区など、多くの地域町内会では防災関係機関との連携及び協力体制の構築を既に図っております。防災関係機関との連携を確認する上で非常に重要な訓練として、2年に1回実施している防災総合訓練があります。実施地域が偏らないように毎回場所をかえて実施をしており、防災関係機関と地域町内会との協力体制の構築に今後も努めてまいります。

次に、防災備品の分配配備でございますが、災害用の備蓄につきましては、東日本大震災が発生した平成23年より計画的に行ってきております。限られた予算の中での備蓄品の購入のため、まだ目標数量に達していないものがありますが、そのため防災協定を締結している企業等から不足している物資を提供していただけるような体制を整えております。大規模な地震の場合、物質輸送路が倒壊した家屋により通行できなくなり、最悪の場合避難所への物資の運び込みができないことが想定されます。備蓄品は、市役所庁舎のほか、文京町の防災作業所及び泉町の旧おおぞら幼稚園に分散して保管しておりますが、保管場所の建物被災により備蓄品を各避難所へ運び出せない状況が想定されることから、毛布など一部の備蓄品については各小中学校及び社会教育施設に分配配備をしております。今後も備蓄品の計画的な納入を進めるとともに、避難所に指定されている市内の公共施設などに分散配備を進めていくよう努めてまいります。

次に、6番目の空き家対策についてでございます。その1番目の代執行もあり得るかのご質問でございますが、平成24年4月の条例制定以降、文書指導のほか、電話や直接訪問での指導を繰り返し行うことにより解決したもの、解決に向けた意思表示を得られたものがあるなど、解消に向けて対応しているところであります。ご質問のありました所有者が明らかでない物件につきましても、情報収集などにより所有者の把握に努めていますが、その間早急に危険を回避する必要性が生じた場合には、民法上の事務管理規定により建物の一部修繕や除去など必要最小限の措置を講じることとなっております。条例上行政代執行を行使する条件としては、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を行使することが著しく公益に反すると認められたときとされておりますので、所有者が死亡または所在不明により明らかでないときでも、危険が大きいと判断した場合には執行せざるを得ないと判断します。ただし、個々の財産権保障や税を投入するという問題もあることから、慎重に判断した上で行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、教育行政執行方針に対します三上議員の代表質問5件についてお答えをさせていただきます。

まず、6件目の第1項目、まち自慢のパークゴルフ場についてでございますが、今年度3回の市民

説明会を開催したほか、空知川河川敷を利用している団体、あるいは市労連、市内の30歳から40歳代の方、広く市民の方からご意見をいただいていたところでもあります。そのご意見としましては、コースの造成については芝のいいコース、利用者が飽きないおもしろいコースであること、あるいは子供からおじいちゃん、おばあちゃんまで家族ぐるみで一緒に楽しめるようなコースを、また料金についてはシーズン券の設定、あるいは時間単位のご提言などもいただいていたところでもありますので、パークゴルフ場に対します市民のニーズは高いというふうに思っております。パークゴルフは、子供から高齢者まで幅広い年代の皆さんが気軽に健康づくりとして参加をすることができるスポーツでありますことから、先ほどのいただきましたご意見を参考とさせていただきまして、初心者を対象としたパークゴルフ教室の開催、あるいは町内会や各種団体との連携によります地域交流の推進など、多くの方々にパークゴルフを体験していただけるよう、市民の皆さんにとって名実ともにまち自慢のパークゴルフ場となるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピックの関係でございますが、国の動きとしましては、文部科学省の外局としてスポーツ庁の設置についての検討が本格的に始まっておりまして、東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けて関係省庁に対する調整機能が整備されていくとともに、道においても今後合宿誘致に取り組む自治体の施設や周辺環境をまとめたデータベースの作成、また競技団体、それから自治体の双方の情報提供、また競技団体との情報交換等、道内自治体の合宿受け入れを後押しをする考え方を示しております。今後合宿誘致に係る国や道の担当部署との連携をとりながら、施設整備などに対する財政的支援や合宿を受け入れることによるスポーツ振興策など、さらに情報を収集し、合宿誘致に向けての条件整備に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例についてでございますが、いじめの根絶が可能かというご質問でございますが、条例の前文にも規定しましたとおり、いじめ根絶に向けた取り組みを行わなければならないとの宣言を盛り込んでいることは、どの子供にも学校にも起こり得るからこそ必要な条例であり、絶やすことのできない対策であります。いじめの芽はどの子供にも生じ得るという緊張感を学校を初め家庭や地域社会が持ち、早期に発見し、解消することでいじめ問題を克服できるものと考えているところであります。

最後に、登下校時の見守り活動についてでございます。ご質問にありましたICタグにつきましては、平成22年の導入時には利用率が46.7パーセントでありましたが、平成25年度では80パーセントにまで上がってきております。これは、1年生から3年生までの利用率ということでもあります。毎年利用児童の保護者へアンケートを行っておりまして、そのアンケートの中からは、下校時間がメールで示されることによって帰宅時間がわかり安心する、ICタグがあるから安心して学校へ行かせることができるなどの意見が寄せられる一方、通学路上あるいは児童館にもセンサーを設置してほしい、またご質問にあります6年生まで使用させてほしいというサービスの拡充を求める声も寄せられているところであります。教育委員会としましては、こうした保護者の要望も踏まえ、登下校時の安全確保をさらに向上させるためにも4年生以上の運用についても順次拡大は進めていきたいというふうに思っておりますが、いかんせんICタグは1台当たり1万5,000円するという高額な部分もあります。また、アクセスポイントをふやすためにはインターネット環境の整備が必要という

ようなこともありますので、今後財政状況を勘案して進めてまいりたいというふうに思っております。なお、参考までに、平成25年中、1月から12月、滝川警察署のホームページに掲載をしております滝川市内での不審者情報については、依然として年間16件の不審者情報があったということでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員、再質問ございますか。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成26年 3月12日（水）

午後 1時00分 開 議

午後 2時08分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

日程第 3 議案第44号 予算審査特別委員会の設置について

日程第 4 選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君
市民生活部長	樋 郡 真 澄 君	市民生活部参事	伊 藤 克 之 君
市民生活部参事	石 川 雅 敏 君	保健福祉部長	佐々木 哲 君
保健福祉部次長	中 川 啓 一 君	経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 長	若 山 重 樹 君	農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君
農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	高 瀬 慎二郎 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君

教育部指導参事 四十九院 正満 君
監査事務局長 堀下 博正 君
市立病院事務部次長 田湯 宏昌 君

教育部参事 河野 敏昭 君
市立病院事務部長 鈴木 靖夫 君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井 弘志 君
書記 橋本 洋衣 君

書記 和田 英昭 君
書記 村井 理 君

開議 午後 1時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第2 平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

○議長 長 日程第2、これより平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。悪路の中、傍聴大変ありがとうございます。今多くの議員が午前中に中学校の卒業式で大きなエネルギーと勇気をいただいてきたと、今度は議会がそれを若者たちに与える番だということで、全力で理事者の皆さんとともに政策をつくり上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎1、施策の基本的な考え方

1、市政の基本に賃金増対策を

それでは、まず施策の基本的な考え方について。市政の基本に賃金増対策を求めます。市政執行方針の初めに、市政運営の基本的な考え方に所得増と消費増を実現する方針が見えません。安倍政権が言う景気回復は、異常な金融緩和や公共事業の積み増し、増税前の駆け込み需要などの結果にすぎず、株高も昨年5月以降は停滞しています。労働者の賃金は19カ月連続で減少するなど、所得の減少に歯どめがかからず、物価だけが上昇しています。また、高齢者、障がい者など生活弱者は、年金削減と介護保険料、後期高齢者医療保険料の値上げで実質所得が減少しています。これに4月からの消費税増税が加わるのに、アベノミクスの効果が地方まで行き届き、滝川市においても好景気を実感できることを期待しますと述べています。期待するようでは、危機感が少ないと指摘せざるを得ません。安倍政権の大企業が利益を上げたら下請や労働者にもおこぼれがあるだろうという政策で、賃金上昇方向に向かうと考えているのか伺います。

次に、公共工事労務単価が2年連続引き上げられ、約25パーセント増となる中で、これが賃金に反映されているかどうか問題です。例として、札幌市では労働時間、社会保険加入状況、賃金などの報告を施設の維持管理や事務委託、廃棄物収集などの発注先には提出を義務づけ、建設工事では一定額以上の発注先に要請する中で把握する施策を打ち出しました。滝川市でも把握する必要があるま

すが、方法について伺います。

次に、市長が市内の民間事業所やその本支社等に賃上げの要望をすることが求められています。その際、利益が出ている企業、特に大企業の社会的責任を求めること、またパートから週40時間勤務の契約社員などへの転換を求める、パート労働法第12条に定めておりますが、ことを求めることも重要ではないでしょうか。

◎2、一般会計予算

1、厳しい内容について

2件目、一般会計予算について伺います。1項目め、厳しい内容について。まず、厳しい財政の中ではありますが、公共施設マネジメント計画への取り組みを推進し、今後とも将来負担の軽減に努める予算としましたと述べています。厳しさの主要な内容について伺います。まず、第1は、第三セクター等改革推進債の償還が開始されます。これは、土地開発公社の赤字の穴埋めで、市民には全く責任がないものです。総額約9億円が10年間で支払われますが、返済は毎年幾らでしょうか。

次に、コミュニティ施設12施設について、公共施設マネジメント計画では6小学校区に各1カ所まで削減するような印象を与えています。12施設の指定管理代行負担金は、2014年度予算で2,316万円、高齢化が急速に進む中で歩いて通っている市民が多い中で、施設まで遠くなる地域が出るという重大なデメリットがありながら施設数半減にこだわることは、約1,000万円の歳出削減のために市民協働への負の影響も辞さないというものではないでしょうか。

次に、2011年3定の荒木議員の市有財産の解体を要する件数と費用見積りの質問に、7種で4億3,066万円と答弁されました。市長は、廃止した施設の整理について市の責務と述べていました。しかし、公共施設マネジメント計画で未利用暫定施設とされている26施設には、百年記念塔、総合福祉センター、旧スキー場レストハウスなど実質使われていない施設は入っていません。予算で旧職員住宅解体費を計上していますが、未利用暫定施設の中になぜ百年記念塔は入っていないのか伺います。また、現時点での解体費の総額見積りについて伺います。

次に、新年度一般会計予算では、起債見込み額25億8,354万円に対して元金償還見込み額20億2,444万円と5億5,910万円の起債超過です。起債超過は何年ぶりか、またこの傾向は今後何年程度続くのか。昨日の答弁で公共事業費については何年ぶりかというのを述べられておりましたが、ここでは起債超過について伺っております。

◎3、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、厳しい財政の中で4億3,500万円かけて進める道路新設について

2、市街地総合再生計画の策定と三番館の撤退表明について

3件目、機能的な生活基盤の充実したまちづくり。厳しい財政の中で4億3,500万円かけて進める道路新設について。以上のような厳しい財政状況の中でも、新年度の市政執行方針の中には数多くの市民生活と経営を守る事業が盛り込まれています。しかし、2つの問題を指摘したいと思います。1つは、この要旨で述べるもの。また、次は、2つ目は25ページの2つ目の温水プールのことです。

指摘したいと思います。まず、自衛隊駐屯地正門前から西1丁目通りのセイコーマート前の交差点に抜ける645メートルの斜め市道の新設事業で、完成は2017年度、3年度目の予算です。6年間の総事業費が当初の3億3,000万円から4億3,500万円へとふえた理由について伺います。また、厳しい財政の中で必要性和優先度が高い理由についても伺います。

次に、3点伺いますが、まず整備後に店舗や工場の進出、アパートや戸建て住宅建設を見込んでいるとすれば、今後10年間にどれほど見込んでいるのか。②、街路灯がなければ夜は歩けません。街路灯は、いつ、誰が設置するのか。③、9.5ヘクタールの草刈りは地権者が行うことになりますが、50年間も放置してきたのに、行うとは考えにくいと思います。草刈りまで市の予算でということになりはしないか伺います。

次に、市街地総合再生計画の策定と三番館の撤退表明について伺います。高林デパートのキーテナント三番館の7月末撤退表明と高林デパートの事業廃止表明は、中心市街地の空洞化と市民生活への影響に大きな不安を与えています。市街地総合再生計画策定への影響も大きいと思います。市長は、三番館に継続や市内移転などの要請行動は行ったのか、またその考えについて。また、緊急に影響調査、連鎖や通行料調査などを行うべきではないか伺います。最後の影響調査については、昨日公明党、三上議員の代表質問で、この撤退は非常に大きい影響を及ぼしかねないと言いつつ、特効薬はないとして、これまでの施策を続けていくということにとどまりました。私は、影響を及ぼしかねないというようなことではなく、具体的にどれぐらい影響が出るのか、そういうことを、別にデータを集めろとかということではなくて、これまでの蓄積を踏まえて影響の調査をきちっと行うということを求めているものです。

◎4、教育行政

1、基本姿勢について

2、民間温水プール市民コース運営費補助金の増額について

最後に、教育行政です。まず、基本姿勢についてですが、安倍政権が進める教育委員会制度改革案は、首長に教育行政全体についての大綱的な方針を定める権限を与え、首長の下請機関となりかねません。今市教委は、教育委員の皆さんの熱心なさまざまな活動のもとで改革を進めています。首長が大綱的な方針を定めるなどの制度改革は、首長がかわれば教育が激変する危険な内容ではないでしょうか、伺います。

最後に、民間温水プール市民コース運営費補助金の増額についてです。温水プール運営事業費補助金2,232万円は、民間温水プールの市民コースへの補助金を360万円増額するという予算です。増額の主な理由は、協定書を上回る時間運営されているからとのことです。しかし、シャワー室がなく、プライバシーや衛生上の問題、成人の利用者が1日二、三人しかいないこと、これまで料金が直営時代の1.5倍だったことを見れば、補助額維持すら疑問です。会派説明では、対象法人からは鉄さびが落下する前から支援要請を受けていたとのことです。増額は以下の点で問題です。第1に、今後13年間の総額で4,000万円以上の増額になり得ること。第2は、他の体育、文化施設の運営費はボランティアや指定管理先が頑張って利用者をふやしても増額されないこと。第3は、無償譲渡後

に支援要請されて補助することは不公平だとの疑問が出ていること。第4は、学校の水泳授業のため温水プールを守らなければならないという理由は、かつて温水プールを廃止した滝川市として矛盾するなどと考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1件目の1番目、市政の基本に賃金増対策をという(1)でございますが、政府が経済対策といたしまして推進しているアベノミクスについてでございますが、昨年の第3回市議会定例会において、効果を実感するにはもう少し時間が必要であると申し上げました。アベノミクスによる景気回復については、地域や業種ごとに濃淡があり、管内の地域経済を初め、中小企業や労働者、市民の皆さんには実感としてまだ十分浸透していない状況であると認識しております。政府は、この経済対策を引き続き実行するに当たり、4月の消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減が予想されることから、これを緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげる政策パッケージの一部として好循環実現のための経済対策を掲げたところであります。本市におきましても、この経済対策による財源を活用し、小中学校の耐震化事業などの公共事業や昨年交付された地域の元金臨時交付金を活用した建設事業費を確保したほか、昨日新政会を代表した坂井議員の質問にもお答えさせていただきましたが、切れ目のない市民生活への支援と市内における消費需要に結びつく事業としまして、冬的生活支援券やプレミアム商品券発行事業などの地域経済対策にも努めてきたところであります。アベノミクスの3本の矢とこれら地域経済対策との相乗効果が企業利益の拡大や賃金の上昇につながり、地域全体で効果を実感するまでにはまだ時間が必要でないかと判断しているところであります。平成26年度につきましても、地域みずからが活力を生み出すための努力を惜しまず取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)番目の公共工事労務単価に係る件でございますが、滝川市発注の公共事業については、労務単価や最低賃金、社会保険料等を基礎として積算を行っております。また、公共工事や建物管理、清掃等業務の落札率は90パーセントを超えており、低価格での落札は見受けられないため、受注者に雇用されている労働者の賃金は適正に確保されているものと認識しております。札幌市では、平成24年度から最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げを実施した上でこのたびの施策を行っており、滝川市においても低価格での落札等、労働者の賃金が適正に確保されていないことが予測される場合には、まずは最低制限価格等の入札契約制度の見直しを行うことにより状況を改善したいと考えております。賃金等労働者の労働環境の確認については、札幌市において平成25年10月に公契約条例案が否決されており、同市の発注工事に対する労働環境実態把握調査についても開始時期が決定していないことから、引き続き今後の動向を注視してまいります。

次に、3番目でございますが、労働者の賃金引き上げを民間事業者へ要望することについてですが、安倍首相がことし2月に経済3団体トップとの会談において、デフレ脱却に向けて、業績が改善した企業から賃金を引き上げるよう要請したことは承知しております。しかしながら、民間企業の賃金水準はあくまでも企業において決定されるべきものであり、滝川市長として企業の規模を問わず民間企

業に対し賃金引き上げについて強く要請したり社会的責任を求めることは、適切ではないと考えております。また、パートタイム労働法第12条は、事業主が通常の労働者を募集する際、その募集内容を既に働くパートタイム労働者に周知するなどの措置を講じることを義務づけた制度であり、企業がパートタイム労働法を遵守し、適切な雇用管理がされるよう、今後も関係機関と連携を図りながら周知の拡大に努めてまいります。

次に、大きな2件目の(1)番でございますが、第三セクター等改革推進債の償還額については、後ほど所管部長からご答弁をさせていただきます。

次に、2番目のコミュニティ施設等についてでございますが、滝川市公共施設マネジメント計画において、人口減少や少子高齢化が進展し、より厳しい財政状況が予想される中で、公共施設の将来の更新投資の推計や利用状況から、今後の公共施設については必要な機能を維持しつつ、公共施設の総量は削減することを基本方針の一つとしています。コミュニティ関連施設においては、地区福祉会館を初めとして施設の老朽化が進みつつあり、施設の大規模修繕が近い将来の財政的な課題となっています。また、滝川市都市計画マスタープランでは、今後のまちづくりにおける方向性として行政主体からコミュニティ主体へと、既存の枠組みを抜本的に見直し、小学校区を基準としたコミュニティ街区の設定を打ち出しています。ご存じのとおり、学校施設については近年耐震化を初めとした施設の修繕を進めており、この施設に必要な機能を付加して、最大限有効活用していくことが重要であると考えております。今後は、よりコミュニティ主体のまちづくりを進めるべく、学校施設を3世代が集まる地域の学びの拠点、もしくは地域活動の拠点となるよう、地域の皆様としっかりと検討を重ねて、その上で課題を解決しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2件目の1番の厳しい内容の3件目でございますが、開基百年記念塔につきましては、平成10年度をもって閉館し、展望台としての利用は行われていない状況にありますが、近年市民団体による冬のライトアップ事業が行われるなど、メモリアルタワーとして多くの市民に親しまれていることから、滝川市公共施設マネジメント計画において未利用暫定施設としての位置づけを行っておらず、老朽化による危険性が生じない限り、現状のまま維持していく予定であります。また、ご質問の解体費の見積もり総額については、未利用暫定施設の売却等を優先して進めていくことを考えており、解体費の見積もりは現時点では算出しておりません。施設の損傷等が著しく、使用にたえなくなった施設については、危険性と今後の財政状況を勘案し、仮称でございますけれども、除却のための特例債を活用しながら、計画的に施設の解体に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大きな(4)番目でございますけれども、起債超過の件につきましては、後ほど担当部長よりご答弁をさせていただきます。

次に、大きな3件目の1番でございますが、近年人口減少や高齢化が進展する本市において、都市計画マスタープランにあるコンパクト化を目指すことは、高齢者を初め、より多くの市民の生活の利便性向上及び安心な生活環境の維持、そして効率的な都市機能においても重要な施策の一つと考えております。その中で、この泉町土地区画整理事業は、将来にわたり人口に見合った市街地を形成するコンパクト化を目指すため、市全体の道路体系の中で骨格的な幹線となる環状線の整備は優先される施策だと考えております。また、今回お示しした事業費であります、当初では関係機関との協議を

行っていない段階での概算であり、今回は関係機関と事前協議を行った上で、認可申請の変更がないよう、想定される上下水道及び整地費を含めた概算として計上したものであります。今後設計等が行われた段階で、精度を高めた事業費をお示しさせていただきます。

次に、その2番目でございます。その①番、整備後の土地利用におきましては、現状の土地利用である工業系を主体としつつ、一部住居系となっており、また土地利用規制の緩和策として日常品販売店舗などの便利施設の立地を可能としておりますことから、当該事業により民間開発が将来にわたり誘導されることを目指しております。2番目でございますけれども、街路灯については交通安全上必要な交差点部の街路灯は市で設置いたします。防犯上必要とされる街路灯は、この地区に限らず、町内会や街路灯組合などが必要に応じて設置することとなります。③でございますけれども、民有地の草刈りの件は、市では民有地の草刈りを行うことはありません。現在道路からのアクセスが難しい不整形地が今後整備されることで、地権者による維持管理がしやすい環境になるものと考えております。

次に、2番目の三番館の撤退表明についての（1）番目でございます。三番館の撤退表明につきましては、既に経済部の担当を旭川本店に派遣する中で、撤退の判断に至った経緯や市内移転の方向性、さらには従業員対策について代表者らとの意見交換を実施しております。意見交換を行った内容については申し上げることはできませんが、7月末までの間、滝川店は営業を継続されるわけでありまして、ご質問の要請行動につきましては、一つの手段として市民を初め経済界の総意のもとに行われることが重要な意味を持つのではないかと私は考えております。また、今回の三番館滝川店の撤退表明による高林デパートの事業廃止表明は、栄町3—3地区はもちろんのこと、中心市街地においても商業機能の喪失を加速されるものであり、緊急調査を行うまでもなく、市民生活に与える影響は少なくないと判断をしております。なるべく早い時期に再開業事業が動くためにも、市といたしましては市街地総合再生計画の策定を急ぐとともに、行政としての組織体制の見直しを含め、民間投資のしやすい環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな4件目の（1）の基本姿勢でございます。昨年の第4回定例会で渡邊龍之議員のご質問にお答えしたとおり、いじめ問題を初めとしたさまざまな今日的課題を解決すべく、時代に適応した制度とすることの必要性は感じつつも、教育政策の根幹にかかわる大きな制度改革だけに、慎重かつ冷静な議論が行われるべきだと思っております。本日の新聞報道により、与党の合意がなされたということでございます。今後国会での議論を注視したいと考えております。見直しに当たっては、現行の教育委員会制度の基本としている政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映の考え方は大切にされるべきだと考えています。私としては、将来を担う子供たちが心身ともに健やかに育っていくことができるよう、引き続き教育委員会と連携を図りながら教育施策の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私のほうから、一般会計予算の厳しい内容についてというところの中の第三セクター等改革推進債の関係についてお答え申し上げます。

第三セクター等改革推進債については、平成25年度に8億7,230万円を借り入れ、平成26

年度から10年間で償還していくこととなります。借り入れ条件は確定しておりませんが、当初想定した1パーセントの借り入れ利率で計算した場合、平成26年度の償還額は元利合計で9,586万円となり、以降毎年度償還額が微減し、最終年度の平成35年度では8,754万円となる見込みで、ご質問のありました額ですけれども、単純平均すると年9,182万円の償還となります。なお、償還利子の2分の1が特別交付税で措置されることを加味しますと、実質市の負担額は単純平均で年8,952万円となります。1つ目は以上でございます。

次に、同じく一般会計予算の中で、起債見込み額が元利償還見込み額を上回る関係でございますが、当初予算において起債見込み額が元金償還見込み額を上回るのは平成10年度以来16年ぶりとなります。この傾向がどれぐらい続くのかということでございますが、平成26年度は滝川第三小学校の改築事業を初め教育債で14億6,000万円の起債を見込んでいますところ。小中学校の耐震化事業は平成27年度で完了するものですが、27年度の起債額は26年度ほど多額にならない見込みにございまして、現時点において27年度は起債額が元金償還額を上回ることはないというふうに考えております。今後については、国の経済対策の内容や大型建設事業の実施の有無によって大きく左右されることとなりますが、市として財政の健全化に向けて起債額が多額にならないよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、私のほうから民間温水プール市民コース運営費の補助金に関しますご質問についてお答えをいたします。

4点ご質問がございますが、1点目と3点目のご質問については同様の趣旨ということで、あわせてお答えをさせていただきますが、当初温水プール運営事業補助金の積算につきましては旧温水プールのコース占用料や開館日数等で算出をしております、開館時間が実態と大幅に違っていると、これは実際の開館時間、約75パーセントが現行の積算ということで、実際にはプール3コースを市民利用が可能な開館時間で占用確保することとして積算をしたものでありまして、不公平だという認識はございません。ただ、補助金でありますから、毎年その金額については協議が必要ということになります。それから、第2のご質問につきましては、体育、文化施設の指定管理代行負担金については、過去の実績を含めて適切な管理運営費を積算しているところであります。最後、第4番目の質問であります、経過といたしまして平成21年に策定しました新滝川市活力再生プランに基づく新たな官民連携の手法として公募型プロポーザル方式による公募により事業者を議会の議決を経て決定をし、市民に対して質の高い魅力あるソフト事業を提供するほか、機能的な施設整備並びに効果的な維持管理を行い、年間を通じた市民の健康増進を図ることから、公共的、広域的機能を担うため、市民コースとして3コースを確保するために無償譲渡したものであり、矛盾したものという考えはございません。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、1点目、一番最初の要旨ですが、市長はアベノミクス3本の矢の相乗効果が賃上

げになると言われました。しかし、これまで公共事業あるいは金融の緩和、こういったことがずっと行われて、もう大企業の内部留保は300兆円に迫るのです。つまり、これが賃上げに相乗効果を生まないと、だから今徹底的に上げろという、そういう世論もあって、きのう、きょうのベアが発表されているということですから、相乗効果で賃上げになるのではなく、やはり独自の努力が必要だということをそうは考えませんか、お伺いをいたしたいと思います。

2点目は、公共工事労務単価です。90パーセント以上の落札価格だから、業界では適正な賃金が払われているだろうと、これについてですが、10月に私は市内の建設労働者から相談を受けました。つまり元請から給料上がったかいと聞かれたと、いや、上がっていませんと、おかしいと、あなたの社長は今回の公共工事の労務単価引き上げで非常にもうかっていると、当然これがあなた方の賃金に反映されるはずだということを僕は聞いているけれどもと言われたのだ、清水さん、どういうことなのですかということなので、これは大手の警備会社でした。私は滝川道路事務所にお電話したところ、副所長さんが、これは私たちが具体的に求めることはできないけれども、こういった状況について知らせることはできるということで、頑張りますと言った後、12月に賃金が上がりましたといううれしい報告がありました。ですから、滝川の業者は適正な賃金が払われているというのは、これは事実反します。それと、反映が本当におくれているということも、これも事実ですので、こういった実態を踏まえてお考えを伺います。

さらに、厳しい財政ということで、まずは9,000万円もの借金返済を市民に責任のない土地開発公社の穴埋めで払う、こういったことがありながら、いまだに環状線にこだわって4億3,500万円をあの泉町地区に投資をしようとする。今必要なのは、ある道路、建物をどのように効率的に使うかということであって、今新しい工事をして、まして張りつく可能性があるのかと聞くと、目指している。これでは30年前の苫小牧東部開発から何も学んでいないと私は言わざるを得ません。お考えを再度伺いたいと思います。

最後に、民間温水プールについては、時間の問題が、これが今後非常に大きな問題になりますが、平成25年度稼働時間と、これが2,400時間だと思うのですが、なぜこれを上回っているというふうに判断をしているのか。私が計算したところ、2,400時間に満たないのです。担当課長に聞いたら、これはとまっている時間も直すということであれば稼働時間とみなすということで、これは25年度の補助金が適正だったという判断をしていると。しかし、資金がないので直せないという期間まで、これを稼働時間に認めるなどということは、これはやはり補助金の不適切な支出と言えるのですが、お伺いをいたします。

以上です。

○議 長 清水議員の4点にわたります再質問に対する答弁を求めます。答弁できるところからで結構でございますので、お願いをいたします。教育長。

○教 育 長 民間温水プールの利用時数の関係のご質問でございますけれども、今工事中ですけれども、それまでに開館している日数は220日で2,402時間になっております。日数の計算なのですが、修繕期間として積算をしておりますのは12月に休館してから以降全部の部分を修繕に要する期間というふうに積算するということは我々も思っておりません。今のところ、実際にかかった工

期としては23日間程度であろうと、それからこの後給水と、それから温度を上げるための加温に要する日数が4日程度、また工事が始まりますまでに見積もりだとか打ち合わせ等に要する日数を10日程度というふうに見た形、それから実際に再開して、それ以降3月末までに開館する日数等を合わせると260日を超えるという日数で積算をしております。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、清水議員の再質問にお答えさせていただきます。時間を要して申しわけございません。

まず、最初の経済対策等、市の独自の努力をもっとすべきだということでございますが、今回さまざまな予算を組ませていただく中において、それをしっかり実行していくことが市の経済が少しでも浮揚することにつながると思っている次第でございます。そしてまた、国の経済対策等が今後さまざまな形も考えられます。それらを適時適切に採用していくことも必要でしょうし、アベノミクスの効果が今回の賃金上昇、ベアにつながっていることを踏まえて、東京方面の賃金の引き上げがこちらのほうに好影響を及ぼしてくるのを期待するしかないというのは、これはいたし方ないことでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。しかしながら、市独自ということはなかなか難しいことでございまして、今考えております全ての施策をしっかりと実行していく、そのことによって経済を浮揚させていくように努力していきたいと思っております。

次に、元請からの話というお話がいろいろございました。その点につきましては、やはり民間の問題でございますので、しっかりと経営者の皆さんが自覚を持って賃金等に対処されていると思っております。私は、市内の業者の皆さんを信頼しておりますので、そのとおりにやっていただけたらと思っております。

次に、先ほどの三セク債と西2号通の関連についてのお話でございます。三セク債は、三セク債として土地開発公社を整理するために今必要だということで、今回土地開発公社の整理という中で使わせていただいて処理をしております。そしてまた、西2号通につきましても必要であるという観点から、これからのまちづくりの中で効果があるところであるということを踏まえて、検討の結果実行に踏み切っているわけございまして、市民の皆様にと喜んでいただける道路になると、そのように思っております。

以上でございます。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは。傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。市民の声連合の渡辺精郎です。本会議59回目を迎えました。早速質問に入ります。

◎1、市長の基本姿勢

1、市長就任4年目の「刷新市長」の市政執行方針について

まず、最初は、市長の基本姿勢。市長就任4年目の「刷新市長」の市政方針についてであります。1点目です。前田市政の総仕上げの年度を迎えます。このとき市長が選挙戦で公約した一般行政の方

針は粛々と実践しつつあることは評価いたしますが、刷新市長としての立場が薄れ、しょせん誰が市長になっても同じだと多くの市民が私に訴えてまいります。ご多忙でしょうが、市民の声行脚をされると明確であります。それもそのはず、4年目を迎える市政執行方針に刷新市長の3年間の語られておりません。市民は、刷新市長で前田市長は当選したと認識しています。日本中を震撼させ、滝川市のマイナスイメージからの脱却を期待しての市民の市長選択であったと思います。その期待に応えるには、被選挙人として初心、原点を忘れないことであります。そのために、当時の新聞報道の記事をもう一度通読され、見解を伺いたいと思います。

2点目です。チーム滝川を提起し、行政の総合力を最大限に発揮するとしております。それは、とりまなおさず刷新滝川を意味しているのかと考えますが、チーム滝川といえば、過去にあった生活保護費詐欺事件において、おおよそ部課のチーム内の範囲で巨費の支出の事実を1年半にわたって部外秘とし、議会の決算委員会でもこの事実を伏せていたという不祥事の再現がないようにしなければいけないと考えますが、その見解と具体的な施策を披瀝していただきたいと思います。

次に、世界に誇れる国際田園都市の実現についてであります。前田市政として当初からこれを重要課題として推進する計画でありました。しかし、その実効が見えてきません。まして、市民は全然興味を示しておりません。では、4年目を迎えてどのように基本目標に近づけようとしているのでしょうか、具体例を挙げて決意のほどを披瀝していただきたいと思います。

◎2、公共事業と公共施設のありかた

- 1、中心市街地活性化と駅前広場の再整備について
- 2、駅前広場再整備とスマイルビルの行方について
- 3、「滝川市公共施設マネジメント計画」について
- 4、丸加高原伝習館のあり方について

次は、公共事業と公共施設についてであります。1番目、中心市街地活性化と駅前広場の再整備についてのあり方についてであります。駅前広場の再開発が進められようとしております。公共交通機関の拠点として市民の多くが利用できる利点があります。しかし、中心市街地活性化も行政の活性化、にぎわいづくり進行方向とは逆な時代背景が到来しているのではないのでしょうか。三番館、高林デパートの撤退で滝川からデパートの機能がなくなってしまうも同然です。スマイルビルからはテナントの撤退が続いております。これの原因は、何としても人の流れ、集まりがないことです。政策の目標と現実にはずれがあり、施策に市民がついていっていないという現状ではないのでしょうか。この駅前広場の再開発の投資と中心市街地活性化を結びつけるポイントは何でしょうか。人々の購買志向は既に大型店に向いており、中心市街地の役目は変化していると思われませんが、見解を求めます。

2番目であります。駅前広場再開発とスマイルビルの行方についてであります。スマイルビルは1億6,000万円の固定資産税の滞納があると発表したのは、市長選での立ち会い演説会において前田候補が提起したものであり、当選すると滞納も個別案件で秘密という名のもとに秘密保護の範疇に入ってきており、議会になじまなくなっております。中心市街地活性化の関連で、滞納の対抗措置として差し押さえたスマイルビルの行方はどこへ向かうのかはつきりしません。今駅前広場の再開発と

中心市街地活性化をうたうのであれば、市としてスマイルビルをどう位置づけるのかの議論をしなければならぬと思います。中心市街地活性化や再開発はこれでは語れないと思うわけではありますが、見解を求めます。

3 番目は、滝川市施設マネジメント計画についてであります。滝川市の公共施設が多いということは、一般市民も認識しております。休眠状態の公共施設が多く、こうした施設の用途廃止や撤去を急ぐ必要があります。ところが、公共施設が多いということをコミュニティセンターや公民館などが多くて市の財政を圧迫しているというような論点だけに集中し、マスコミもコミセンの集約を報じ、市広報2月号に至っては、コミセンが小学校への移転をでかでかと特集しております。2月25日の町内会代表者研修会でもこのことが話題になり、議会で決定していないうちに市広報で報じると、もう決まったものと勘違いするという批判が出ました。総合福祉センターとかコミセン、公民館など、一般市民や町内会、老人クラブが頻繁に使用する公共施設を一律に優先ターゲットにすることは望ましくなく、市民活動を制限することと同じではないでしょうか。古くなった公共施設、使用していない公共施設を徐々に処分していくマネジメントは当然ですが、一般市民のよりどころとして大切に委託管理しているコミセンを、しかも30年弱の若築年数のものを廃止するという案には多くの批判、反対が出てくるとは思います、見解を求めます。

4 番目は、丸加高原伝習館のあり方についてであります。江部乙の豊かな資源や美しい景観や環境を生かしたNPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指すことはすばらしいことです。このとき、どうしても丸加高原伝習館の行方が問題となっておりまゐります。ほとんど市民利用のないこの施設にコミセン13館の委託料よりも多くの財政負担をかけていることを市民が知ったら、そんな公共施設のやり方なのかと批判があると思います。予算はことしもつけている丸加高原伝習館をどのように運営されるのか、見解を求めます。

◎3、教育行政

1、子どものいじめ防止について

最後は、教育行政。子供のいじめ防止についてであります。滝川市子どものいじめ防止等に関する条例制定が今市議会で審議、可決、成立の予定であります。私は、いじめで自殺した当時江部乙小学校6年生だった女子児童のみたまご遺族の願いのためにも、早期条例制定を喚起してまいりました。滝川市がいじめ防止条例の制定をすることの意義は言わずもがなの情勢で、全国で注目されていたはずであります。二、三年前につくられていたら全国的評価を受けたはずであります、国や道の情勢を待ち過ぎた嫌いがあります。しかし、待っただけあって、条例の内容は大変よくできたと評価したのであります。さて、条例制定を機に、いじめを本当になくすための有効手段が家庭や学校で生かされることであり、大人の世界では専門委員会、問題対策連絡協議会などの対応策は完成しつつありますが、根っこは子供の心にいじめをなくす灯火をともしさせることであります。いじめは、大人のいるところではやりません。子供たちの世界で、しかも集団で巧妙に陰湿に行われるのであります。そのための対処を今後点検していきたいと思いますが、教育委員会として対処する決意のほどを表明していただきたいのであります。

○議長 長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きな1件目の(1)、刷新市長の市政執行方針についてでございますが、刷新につきましては昨日三上議員のご質問にお答えしたとおりですが、市長就任当初に継続するものは継続し、刷新するものは刷新していきたいという考え方を述べたものでございます。従来実現できなかった事業を動かしてきたほか、職員にも市民のために何をすべきかという視点やコスト意識を大切にするよう指導してまいりました。市政執行方針に3年間の刷新が語られていないというご質問でございますが、何より私は滝川市の誇り、そしてプライドを取り戻すと訴えてきたわけございまして、その成果はおさめつつあると考えております。現任期4年目に向けましても、引き続き市民との対話を大切にしながら、その意識のもと市政運営に当たってまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、その2番目でございますが、滝川市では過去に起こした事件を反省し、再発防止と市民の信頼を取り戻すべく、信頼回復プランを平成20年5月に策定し、全庁的な取り組みとして推進してきた経過があります。私が市長就任当初に私の目指す組織像として職員の皆さんに申し上げたことは、風通しのよい市役所にしたい、市民との対話を大切に、同じように職員との対話も大切にしたい、職員の皆さんと向き合って相互信頼度を高めていきたい、そしてみずから先頭に立ち、職員と心をつなげて胸を張って元気で市民の皆さんのために働く市役所にしたいというものであります。その思いは、今も変わることはございません。困難な課題も先送りすることなく、職員と心をつなげて、チーム滝川としてみずから先頭に立って今後も市政執行に当たっていきたくと考えております。

次に、3番目でございます。世界に誇れる国際田園都市の実現についてですが、公明党を代表しての三上議員のご質問に昨日もお答えさせていただきましたが、世界に誇れる国際田園都市という言葉だけを捉えますと、具体像が見えないという部分はあるかもしれませんが、美しい農村景観が広がる都市部と農村部が調和したまち、誰もが行ってみたい、住んでみたいと思われるまち、世界の人々が行き交い、多文化が共生し、集客、交流によるにぎわいと活力のあるまちの集大成の姿が世界に誇れる国際田園都市であり、その目標の実現に向け、地域産業の育成強化、集客、交流事業、国際化の推進、安心して暮らせるまちづくり、子育ての環境づくりなどさまざまな取り組みを着実に進めているところであります。具体例を挙げてのご質問でございますが、市政執行方針に挙げたそのほとんどが総合計画に基づく施策、事業ですので、この事業とこの事業ですということは言えないのですが、大きなものを幾つか申し上げさせていただきますと、「日本で最も美しい村」連合への加盟を目指す取り組みや広域的な観光資源とグライダーを結びつけた新たな観光メニューによる市外客誘致、香港、台湾、シンガポールからのサイクリングツアーなどの観光ツアー誘致のほか、国際交流、国際協力事業などが挙げられるのではないかと考えております。総合計画に掲げた将来都市像の実現には、総合計画の中にも記載しているとおり、市民、団体、企業、行政が思いを共有し、総力を挙げていかなければ達成できないと考えておりますので、議員各位を初め、市民の皆様にご理解、ご協力いただけるよう市政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、大きな2件目の1番目、中心市街地と駅前広場の再整備ですが、駅前広場の再整備につま

しては、滝川市バリアフリー基本構想に基づき、ＪＲ滝川駅などの交通結節点と官庁通を結ぶ滝川駅周辺地区を重点整備地区として定める中で、ベルロードのバリアフリー化を初め、駅前広場の再整備を推進すると同時に、新たな都市の顔づくりを目指すものであります。駅周辺地区については、民間所有の空きビルや遊休地が点在しておりますが、これまで進めてきた駅前団地さかえの建設などを初めとする公共インフラ整備や駅周辺地区の魅力向上につながるものであるとともに、市民が利用しやすい環境づくりであり、今後の民間投資につながることに期待をするものでもあります。

次に、２番目のスマイルビルの行方についてでございますが、スマイルビルにつきましては無償譲渡検討要請撤回の申し入れがなされた以降、ビルに係る関連会社の株式が譲渡され、新たなオーナーのもとに経営が続けられております。私は、選挙戦当時から現在も一貫して駅前地区は交通結節点として重要な拠点であり、中心市街地の拠点施設であるといった考えに変わりはありません。また、選挙戦で私が訴えたことは、スマイルビルを残すために何も整理することなく進めることはしないといった点であります。明らかにできるものは全てオープンにすることで物事を進めていく、その上で法律等の規制において明らかにすることができないものもあるのは事実であります。しかし、私は市長としてできる限り議員の皆様や市民の声を聞き入れながら進めてきたつもりでございます。

次に、３番目の公共施設マネジメント計画についてでございますが、施設を削減する必要につきましては先ほどの清水議員の答弁で申し上げたとおりでございます。ご理解をいただけたと思います。その対応としてこの２月に策定した滝川市公共施設マネジメント計画に沿い、９つに分類した対象施設ごとにそれぞれ定めた方向性に向けて取り組んでまいりますが、基本的な考え方は施設から機能へであり、市民の皆様の活動は継続できるようにさまざま工夫しながら施設を縮小していくということでもあります。少子高齢化、人口減少が進む滝川市においては、機能が重複している施設や稼働率が低水準にある施設の統合を考えていかなければなりません。これは、将来世代に重い負担を残さないためにも早急に取り組まなければならない課題であります。なお、コミュニティセンターにつきましては、昨日の窪之内議員へのご答弁のとおり、モデル小学校を設定し、地域の方々、関係者の方々と協議し、一つ一つの課題解決を図りながら進めてまいります。さまざまな意見があることは承知しておりますが、それらを受けとめながら、地域の皆様と一緒に長くご利用いただける施設のあり方について十分協議を行いながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、４番目の丸加高原伝習館のあり方についてでございますが、丸加高原伝習館につきましては、グリーンヒル丸加とともに丸加高原の魅力づくり、地域の活性化に効果の期待できる事業を実施する意欲のある民間事業者を公募しているところでございます。ご質問にありました丸加高原伝習館の維持管理経費とコミュニティセンターの委託料の比較だけで丸加高原伝習館の運営の是非を論じられるのはいかがかと思いますし、各施設の設置目的や機能も考慮し、施設の見直しは進めるべきであると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、子どものいじめ防止についてお答えをさせていただきます。いじめの芽はど

の子供にも生じ得るという緊張感を絶えず持って、学校はもとより家庭や地域社会が早期に発見をし、解消しなければなりません。ご質問にあります子供の心にいじめをなくす灯をつけさせることが大事、おっしゃるとおりだというふうに思っております。現在各学校ではいじめ防止の基本方針というのを作成中でありまして、その中で生徒指導年間計画というのを策定することになっております。児童会、生徒会の自主的な取り組みはもとより、そのための教職員の取り組みについても教育委員会としてはしっかり支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。渡辺精郎議員、再質問ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、時間の限り再質問させていただきたいと思います。

まず、最初の刷新市長とチーム滝川、刷新市長の立場は先ほども述べられましたから、チーム滝川と刷新市長との関係、この関係をしっかりと決意を新たにして述べていただければと思います。

2点目は、スマイルビルについてでございます。先ほども申し上げましたが、この固定資産税の滞納が選挙のときには1億6,000万円と、どこから出てどうだったのかはわかりませんが、そのときに語れて、今はこの滞納を語れないという、その不思議さをもう少し説明してください。

3点目であります。公共施設マネジメント計画であります。先ほど清水議員にも答えておりましたが、私はコミセンを小学校に持っていくということについて少し論じたいと思います。特に、町内会より老人クラブは、平日お酒を召し上がりながらカラオケをがんがんとスピーカーをしているわけです。それで、小学校で昼から飲酒をしてカラオケができるのか、これは市長よりも教育委員会の見解をここで求めたいと思います。

4点目であります。丸加高原伝習館、休眠状態でも予算をやっぱり2,400万円程度、そしてコミセンは13館でたった1,000万円ちょっと切れるのであります。これは事実であり、毎年同じようなことです。だから、役目は違っても、コミセンだけをターゲットにして財政圧迫をしているという、その論というのは成り立たないのではないかと聞いているわけです。しっかりともう一回お答えをいただきたい。

この4点をよろしくお願いします。

○議 長 渡辺精郎議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の再質問でございますけれども、チーム滝川と刷新という関係でございます。先ほどお答えさせていただきました。同じことになるかもしれませんが、私が申し上げた刷新というのは滝川市民の皆さんとともに誇りとプライドを取り戻しましょうという意味を込めた刷新ということを述べさせていただきました。今はチーム滝川という、市全体の職員が一体となつてともに誇りとプライドを取り戻し、市政の運営に当たっていきましょうというのがチーム滝川という意識でございまして、別に今までなかったからということではなくて、今までより以上にその意識を持っていきましょうということで組織の一体化を訴えているところでございます。その考えが刷新にもつながり、新たな考え方につながると、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、スマイルビルの件でございますが、先ほどもお答えしたと思いますが、法律的にお答えでき

ない部分があると言ったはずでございまして、そういう意味では私も今の立場でいろんなものについて述べるできない部分があるというのはご理解をいただきたいと思います。

そして、4番目でございますが、伝習館につきましては今公募をかけている状況でございます。その利用方法については、今後検討していくという形になっております。また、コミュニティセンターについても、拙速に議論を進めるつもりはございませんし、これからもそのあり方について皆様方のご意見を聞きながらいろいろとご相談をさせていただきたい、そういうふうに思っているわけでございます。あくまでも西地区はモデルケースでございまして、そのモデルケースがどのような問題点があるのか、どのような利点があるのか、さまざまなことを踏まえながら、ほかの校区にどう広げていけるのかということをしつかりと検討していきたいと思っております。それと同時に、伝習館においてもその施設のあり方、今後の利用度合いについて検討させていただくということでございます。そのように同時進行で進めていくということでございますので、どちらかだけを残すという優先的に考えて行っているつもりはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 教育長。

○教育長 コミセンの学校への集約化というご質問でございます。ご質問にありました音の問題とかお酒の問題とか、あるいはたばこの問題というのもあるかというふうに思っておりますので、今後地域の中で話し合われる中には学校教育の関係者も入っておりますので、そこではしっかり議論していく必要があるなというふうに思っております。教育に支障を及ぼすということだけは、教育委員会としては避けるべきだというふうに思っております。

○議長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成26年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第44号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第3、議案第44号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第44号が可決されたことにより、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第14号から第21号まで、議案第23号から第30号まで、議案第32号から第39号までの予算関連議案、以上33件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月13日から3月19日までの7日間休会いたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月19日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時08分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成26年第1回滝川市議会定例会（第17日目）

平成26年 3月20日（木）

午前10時00分 開 議

午前11時10分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 4 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日程第 5 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
日程第 6 意見書案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める要望意見書
日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	五十嵐 千夏雄 君	市民生活部長	樋 郡 真 澄 君

市民生活部参事	伊 藤 克 之 君
保健福祉部長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	千 田 史 朗 君
農 政 部 次 長	中 島 隆 宏 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 参 事	庄 野 雅 洋 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君

市民生活部参事	石 川 雅 敏 君
保健福祉部次長	中 川 啓 一 君
農 政 部 長	若 山 重 樹 君
農 政 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 技 監	高 瀬 慎二郎 君
教育部指導参事	四十九院 正満 君
教 育 部 参 事	河 野 敏 昭 君
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君
書 記	橋 本 洋 衣 君

書 記	和 田 英 昭 君
書 記	村 井 理 君

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、１８名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

- 議長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において清水議員、坂井議員を指名いたします。

◎日程第２ 第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第２、第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
○事務局書記 第１予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。
事務局書記朗読する。（記載省略）
○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。柴田委員長。
○第１予算審査特別委員長 おはようございます。ただいま事務局において朗読された内容のとおり
ありますが、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。
第１予算審査特別委員会に付託されました議案第１号及び予算関連議案１７件につきましては、３
月１３日から１９日までのうち５日間にわたり特別委員会を開催し、延べ１０９名の委員から２７７
問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ってきたところであります。
討論、採決の結果、議案第１号につきましては清水委員から修正案が提出されましたが、修正案は
否とすべきものと決定し、原案は賛成多数、議案第１５号から第１９号まで、第２１号、第２３号か
ら第２８号まで、第３４号、第３５号、第３７号から第３９号まで１７件については、いずれも全会
一致をもって原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。
なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付すること
になっておりますことを申し添えます。
最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切な
ご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせてい
たきます。
○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

- これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただ
いておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

- 清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、第１予算審査特別委員会に付託をされました議案の

委員長報告のうち、議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算を否とする立場で、また議案第15号から第19号、第25号、第34号、第35号、第37号から第39号を可とする立場で、また議案第21号、第23号、第24号、第26号から第28号を否とする立場で討論を行います。

まず初めに、新年度予算は消費税増税による支出増約1億円のほか、燃料費高騰、電気料金値上げ分のほとんどが歳出増になる一方、地方消費税交付金の増額分は同額地方交付税の減額で消える、こういう内容になっています。また、土地開発公社の赤字分として新年度から10年間、毎年度9,000万円を支出し、市有施設のPCB廃棄事業8,500万円は全額市の負担です。次に、新年度予算を分析する上で消費税増税の影響について述べます。①、地方消費税交付金は100パーセント基準財政収入額とされるため、これによる歳入増はないことが確認されました。②、歳入では、一部の例外を除き170円を超える使用料、手数料に転嫁されました。③、歳出では、就学援助を初めとした扶助費、建設事業の発注や備品消耗品などの物件費、指定管理や委託なども含めた補助費などで増額したことが確認できました。④、しかし、人件費では考慮されていません。⑤、国が行う臨時福祉給付金などで市町村民税均等割非課税者等に1万円から1万5,000円が給付されますが、暮らしや経営への市独自の対策はありません。また、評価できる予算も大変多いと考えますが、ここでは説明を割愛させていただきます。しかし、以下の点で一般会計予算には賛成できません。

大きな1点目ですが、温水プール運営費補助金については据え置くべきと考えます。増額に反対する理由は、以下のとおりです。第1は、費用対効果がない増額であることです。総括質疑で前田市長は、営業時間数が契約時より長いことに対する増額であり、費用対効果を考えてはいないと述べました。これでよいのでしょうか。今年度の実績は、市民コース3コースの利用は学校授業が25日間で1,731人、その他の利用は220日間で大人、高校生、中学生、小学生合わせて1,063人、1日当たり4.8人です。利用者数以外についても、シャワー室がなく、プール横のシャワーは男女共用で、水温調整もできません。また、利用料金が直営時代の1.5倍で、回数券もありませんでした。第2は、補助金増額が民間企業の資金繰りのためと思われることです。公共性の維持のため、あるいは市民コースの確保のためなどと説明されました。1日4.8人と少ない利用でも、現在の1,872万円の補助金額については公共性の維持のためには適切かつ十分な金額と考えます。市長と教育長は今の金額では公共性や市民コースが維持できないと考えているようですが、増額は運営事業者の資金繰りへの支援そのものであり、市民や経営者が納得する公平、公正なものではないと考えます。第3は、時間数が協定書を交わした2年前よりふえているので、実態に合わせるため増額すると説明しますが、協定書で定めた時間数と日数は最低基準であり、多ければ増額するという内容ではありません。そもそもほとんど利用されていないのですから、実態に合わせるのであれば、基準を超える日数や時間帯を市民コースとせずに、プール運営事業者が全て使えばよいのです。第4は、財政が厳しい中でなぜこだけ増額なのかという点です。2年間で17万人が来館し、移転前の4.6倍の来館者となった市の最も費用対効果が高い施設の一つである図書館の図書購入費は300万円減で、冊数は2,000冊近い減少です。町内会連合会を母体とする組織やボランティアを含めて指定管理代行をしているコミュニティ施設の半減計画を発表しております。また、学校給食費の段階的無料化は任期中には行われる様子は見られません。既設のパークゴルフ場については、ボランティアによるコー

ス整備で年間4万人が利用し、健康づくりに多大な貢献をしているのに支援強化するどころか、廃止計画まで発表し、批判の中で撤回をしています。このように市民が足を運び、汗を流しているところへの支出を削る中での増額に市民理解は得られません。

大きな反対理由の2点目は、消費税増税分を使用料、手数料のほとんどに転嫁したことです。これは、議案第1号以外で反対する手数料、使用料に消費税増税分を転嫁する各議案に対する反対理由でもあります。第1は、10円未満が四捨五入で、10円に満たないものなどを除き一律に転嫁しています。しかし、そもそも理由として、高過ぎる使用料も一律に引き上げています。オートキャンプ場は市長が別に定める期間として繁忙期以外を減額していますが、「日本で最も美しい村」連合加盟を目指しているのですから、多くの人に丸加のよさを知っていただくため、全期間減額してでも来客の数をふやすべきではないでしょうか。また、公共施設マネジメント基本計画でコミュニティ施設や社会教育、福祉施設など有料の21施設について利用率が低い、1人当たりのコストが高いなどと問題視していますが、料金の値上げでその傾向がさらに強まるのではないのでしょうか。第2は、一般会計の転嫁分は消費税法60条6項で自治体の納税義務はなく、市の益税となるにもかかわらず、転嫁することは大きな矛盾です。例えば指定管理施設では増税分を経費の積算で引き上げており、指定管理者は一部は二重の増税転嫁による収入になります。第3は、転嫁する理由に法令遵守を挙げていますが、適正な料金を維持するために料金を変えない場合もあるというような自主性を放棄しているのではないのでしょうか。

次に、早急に進めるべき課題について述べます。主なものを挙げると、第1は学校給食費の段階的無料化の検討状況が全く示されていないことです。小学校1学年から順次実施する場合の試算などを新年度に示す必要があります。市長の公約実行の点から見ると、官民協働のまち自慢のパークゴルフ場が官のみの事業として建設段階に入らないうちで、学校給食費については見通しすら示されていないことは大変残念です。第2は、就学援助で国が追加した3項目は、2割を超す低所得世帯の児童生徒の成長にとって欠かせない施策として実施が求められます。学校教育法の義務規定であることも指摘するものです。第3は、少人数学級の拡大です。25年度から、70人を超えれば該当していたものから35人を超えれば該当するように改善をされました。これをさらに拡大し、まずは6年生までの拡大が求められます。第4は、国の公共工事労務単価25.2パーセント引き上げを市内建設労働者の賃金増と通年雇用の拡大に結びつけるために市の役割を發揮し、業界団体への要請だけでなく、受注企業の調査を札幌市のように積極的に進めなければなりません。第5は、三番館の撤退を防ぐ道はないのか、市長を先頭にオール滝川で取り組むことです。第6は、特別会計への繰り出しの抜本的な見直しです。国民健康保険料は高過ぎて、自営業者や非正規労働者が苦しんでいます。市営住宅特別会計では、浴室のない住宅が解消されるまでにまだ20年もかかります。第7は、震災復興への協力を抜本的に高めることです。市は、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却炉建設で瓦れき処理を検討するというだけで震災復興特別交付税3億5,493万円をもらい過ぎています。15年かかっても30年かかっても、震災復興支援としてお返しすべきです。また、全国市長会から求められている中長期の職員派遣を実施することも3年連続で見送られました。第8は、公共施設マネジメント計画の進め方です。計画では市の全施設は築30年以上が6割で、財政を考慮すると今後7割の施設は更新でき

ないなどとしていますが、論理的に破綻しています。理由は、対象施設のうち学校、公営住宅、医療、保健、福祉施設、行政系施設、公園など、ほとんどを維持しなければならない施設だけで74パーセントを占めることを述べるだけで十分でしょう。財政的にも独立採算の特別会計や企業会計は完全に分けて考えればよいし、教育、福祉、その他インフラ整備には交付金や交付税措置など有利な財源もあり、今後40年間に1,230億円と推計されますなどと市民を困らせるのはやめるべきです。実態に合った資料を市民に示しながら計画を進める必要があります。

以上です。なお、要望等につきましては、第1予算審査特別委員会の討論で述べておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。

以上、討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第15号から第19号まで、第25号、第34号、第35号、第37号から第39号までの11件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第19号まで、第25号、第34号、第35号、第37号から第39号までの11件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 先ほど私は第1予算審査特別委員会の補足説明をさせていただいたのですが、その際に議案第15号から第19号まで、第21号、第23号から第28号まで、第34号、第35号、第37号から第39号まで17件について、いずれも全会一致ということで報告をさせていただきました。しかしながら、ただいま討論の中で、今採決のとおりこの議案に対して反対であるということでの討論があって今の採決に至ったわけでありますので、特別委員会の議事録の精査を、この場では結構ですので、精査しないと特別委員会の決定と本会議の決定が異なるということにもなりかねませんので、その精査を求めたいのですが、お取り計らいをお願いします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これについては、昨日の第1予算審査特別委員会の途中で、私は修正案を出す以上修正部分以外は全て賛成するという立場で第1予算審査特別委員会には臨んでいます。その結果、第1予算審査特別委員会で賛成したものについても、修正案が否決されたという委員会結果を受け、翌日の本会議では別の態度をとり得ることがありますということをはっきりと述べました。それについてそこまで言われるのであれば、柴田議員は委員長ですから、そういうことについてもっときちっとあの場でしていただかないと、これはルール上で私も行っているわけです。ルールに反するのであれば最

初から特別委員会イコールということでやりますが、私はあくまでも、消費税関係については条例で上げるというものが予算の中で上がっているわけですから、これは修正部分以外に賛成をしている以上条例にも賛成をすると、こういうつじつまが合っている。しかし、本会議では予算案にも全部反対するわけですから、それに関連した消費税増税転嫁の条例には反対する、そういうふうに本会議での処理ですから、また第1予算審査特別委員会でも処理した。だから、第1予算審査特別委員会でAだから本会議でもAでなければならないのかどうかというのは、これはルールの問題ですから、そこをきちっと精査していただかないと私も困ります。あえて昨日言ったことが全く意味がなくなってしまうので、それを第1予算審査特別委員会の委員長から今さら指摘をされるというのは大変心外です。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議 長 本会議を再開いたします。

ただいま柴田議員、清水議員から昨日の特別委員会、そして本日の本会議の採決にかかわっての議事進行の発言がございました。この場は本会議ということで、今ここで採決を求めているということでもありますので、本会議の場で昨日の特別委員会の採決とこの本会議の採決の整合性をとるということをおこなうということはいかなるものかなというふうに考えておりますので、昨日の特別委員会、そして本日の本会議、この部分につきましては、いずれの中でもし整合性、精査が必要だとすれば、議会運営委員会の中で協議をしていただくということで整理をさせていただきたいと思います。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 私が先ほどお話ししたと先ほど清水議員が何やらお話ししたことは全然話が違いますが、私の特別委員長報告の全会一致という言葉がもし間違っているとすれば、これは精査してきちっと直さなければいけないわけです。ですから、今の議長のお話で、この全会一致と今回の討論、そして採決の仕方が違うことについては問題ないというのがきのうの認識だったのですが、議事録に載りますので、そのことについて精査を求めただけで、別にその取り扱いがどうのこうのという話ではないのです。全会一致というのが本当に間違いないのかということで確認をさせていただいたという意味です。結果としてこれを賛成多数に改めたほうがいいのかということではないですかと、きのうの委員会の方向でいけば、そうすると整合性がとれると。こういうことで僕は精査してくれと言っている。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

○議長 会議を再開いたします。

今ほど休憩中に協議をいたしました結果、先ほどの柴田委員長の補足説明は訂正なくそのままのものということに決定をさせていただきます。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局書記 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局書記朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。関藤委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の過程について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案8件につきましては、3月13日から17日までの3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ46名の委員から161問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第6号、第14号、第20号の3件につきましては賛成多数、議案第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第29号から第30号まで、第32号から第33号まで、第36号の12件につきましては、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました会計ごとの討論要旨につきましては、後日全議員に印刷配付することとなっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なお答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、第2予算審査特別委員会には所属しておりませんので、この場で討論をさせていただきます。第2予算審査特別委員会に付託されました議案の委員長報告のうち、議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算及び議案第6号 平成26年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算及び議案第14号、第20号、第29号、第33号を否とする立場で、また議案第3号から第5号までの各特別会計予算及び第7号、第8号の各事業会計予算

を可とする立場で、また議案第9号、第30号、第32号、第36号を可とする立場で討論を行います。

まず、議案第2号 平成26年度滝川市国民健康保険特別会計予算についてです。問題点の第1は、資格証明書を発行し続けている点です。現在47世帯に資格証明書が発行されておりますが、市が納付誓約を守らずに特段の事情もないのに1年以上納付しない状態を悪質として、やむなく発行しているということですが、長引く不景気と高失業率の中で、また精神的に追い込まれる中で、納付しなければという意識があっても行動にあらわせないなど、幾つかの配慮すべき事情を持つ方々が含まれている可能性は否定できません。被保険者証がなく、手おくれで死亡する例、病院に行かなくなって重篤化して、治る病気も治らないという事例は絶対に繰り返してはならないと思います。その点で10割窓口負担の資格証明書の発行は直ちにやめるべきと考えます。問題の第2は、基金残高2億3,560万円を見込みながら、保険料の引き下げを行わないことです。国保保険料が高過ぎることで自営業者や非正規労働者、年金生活者など多くの方が苦しんでいます。26年度の調定額は、世帯平均15万3,410円と今年度より1,956円の増加で、なおかつ3年連続の増加です。23年度より9,239円増加しています。消費税増税、年金削減、道市民税均等割引き上げ、燃料、電気料が上がり、平均賃金は20カ月連続で減少しています。6,606世帯、1万330人の被保険者に対し、緊急に世帯平均1万円程度の保険料引き下げが必要であり、十分可能です。その際、一般会計からの独自繰り入れの検討も求めます。

次に、議案第6号と関連する第14号、第20号についてです。議案第6号、滝川市土地区画整理事業特別会計と関連議案については、反対の第1はまず6年間の総額が当初の3億3,000万円から4億3,500万円へと1億円以上ふえたことです。市の厳しい財政への影響は大きく、緊急性と優先度、選択と集中の点で見直すべき事業と考えます。第2は、6年後5,000人減少するという滝川市総合計画もありながら、また景気が下がり続けるのに、50年前に立てた計画を忠実に進めることは問題です。第3は、計画に甘さがあるのではないかという点です。まず、整備後に店舗や工場、住宅の建設を見込んでいますが、根拠は薄いと言わざるを得ません。2、街路灯は、370メートルの斜め新設道路の両端の交差点だけに市が設置します。中間の370メートル区間は地元町内会の設置責任といいますが、北電柱がなく、設置は進まない可能性が高いと考えます。これでは防犯上も交通安全上も危険ではないでしょうか。3、地権者が草刈りをする責任がありますが、多くの地権者が地元に住んでいないことを考えると草刈りが放置されることが想定されます。これもまた防犯上、交通安全上危険だということを指摘したいと思います。4点目は、除排雪予算も当然ふえます。経常経費を一生懸命減らしている中で、大きな支出増ではないでしょうか。5点目として、交通安全上の問題で、最も交通量が多く信号のないY字路ができ上がるということを指摘したいと思います。そして、自衛隊方面から西1丁目通り、そして12号に抜ける自動車は2度一時停止をすることになります。1回ふえることになります。これは、近道として利用する方は当然新しい道路ができても多いと考えます。これらの車両にとっては、これまでより危険な道路になるのではないのでしょうか。

次に、議案第29号、第33号についてです。両議案とも消費税増税を使用料、手数料に転嫁するもので、反対理由は第1 予算審査特別委員会委員長報告に対する討論で述べたとおりですので、省略

をいたします。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第2号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号から第5号まで、第7号から第9号まで、第30号、第32号及び第36号の9件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第5号まで、第7号から第9号まで、第30号、第32号及び第36号の9件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程をされました議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、給料制度の改正としまして国公準拠とし、給料の切りかえに伴う経過措置について平成26年4月1日に廃止したいとするものであります。なお、この経過措置について若干説明を加えさせていただきますが、平成18年7月に施行しました給料の切りかえ、いわゆる給与構造改革におきまして、民間給与水準をより一層反映した給料とするため、平均で4.8パーセントの給料引き下げを行ったところでありますが、その際に激変緩和措置として既に支給されていた切りかえ前の給料を保障する経過措置を講じてきたところであります。国においては、東日本大震災に対処するための給与減額支給措置が終了する本年4月1日に経過措置を廃止することで既に法律が施行されておりますことから、滝川市においても同様に本年4月1日に廃止したいとするものであります。なお、本件につきましては、先般市職員労働組合と合意に至っているところであります。

それでは、議案第45号参考資料の新旧対照表をお開きください。附則第7項であります。給料の切りかえに伴う経過措置については平成26年3月31日までの間としたいとする改正であります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

なお、本改正によります影響額につきましては、一般会計で対象16名、1人当たり平均で月額6,000円程度の減額となるところであります。

以降の議案参考資料については、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第45号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は可決されました。

◎日程第5 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査及び工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、定期監査であります。監査の対象につきましては、市民生活部くらし支援課、まちづくりセンター、市民課、税務課、江部乙支所を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成24年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果について、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、前渡資金関係では領収書の宛名の間違い、契約関係では根拠法令の記載漏れ、誤り、予定価格の設定がない施行決定書が散見するなど、財務規則に基づいた適切な処理を、行政財産使用許可及び他団体経理事務執行の適正化など、関係規定に基づく処理方を所属に対する講評において指導並びに要望いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、工事監査ですが、監査の対象につきましては、建設部所管、平成25年度執行の工事のうち、書類審査8工事を対象に実施いたしました。なお、工事名につきましては、記載のとおりであります。監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果について、関係書類、諸手続及び現場の安全管理についてはおおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、設計契約書関係では設計図書の表示、諸届出書の適正化について、成果品関係では工事標識の記載、社内検査における検査員の明確化などを所属に対する講評において指導並びに要望いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

引き続き、報告第3号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成25年10月分から平成25年12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、会議室利用料金請求額の確認漏れについてなど、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、まず定期監査報告書の市民生活部についてですが、監査結果で予定価格が施行決定書にないということについて指摘をされたということですが、これはどういう問題があつて、またどのように改善をされるのかということについてお伺いをしたいと思います。

工事監査についてですが、検査員の明確化ということが言われましたが、実態として検査員がどのように不明確だったのか、また不明確によるデメリット、問題があつたのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 清水議員の2点のご質疑ですけれども、まず1点目の予定価格の設定がない施行決定書が散見するというご質疑ですけれども、予定価格の設定を予算額で設定していたと、財務規則上は近々の実勢価格、設計積算書等で予定価格を決めるということが原則になっておりますけれども、予算額でという部分がありましたので、予算額につきましても予算協議等々で業者の見積もり等をとって予算設定していますので、ただ執行の場合には設計積算書をつくるという部分でございます。

次に、工事監査の社内検査の検査員の明確化ということで、これにつきましては受注側に対して社内の検査という部分を義務づけております。その社内検査というのは、あくまでも請負側の役職者が検査を行うと、それは書類で各現場から報告されているのですけれども、今回はたまたま例えば何々部長、誰の誰べえとか、そういう記載がないということで、写真はあつたのですけれども、あくまでも肩書並びに氏名の報告が必要ということで、監査としては明確にせよということで指導しました。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任及び派遣職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 09 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、議長にお許しをいただきまして、本定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月4日に開会された本定例会、本日までの17日間、議員各位におかれましては本定例会に付託させていただきました各議案につきまして精力的かつ慎重にご審議賜りました。ただいまいずれも可としてご決定をいただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。今定例会、いろいろとご意見をいただいたわけでございます。それらの意見、また付託されたご意見等をしっかりと参考にしながら、スムーズな予算執行、そして慎重な行政運営を取り進めてまいり所存でございます。

今後ともご指導をよろしくお願い申し上げ、本定例会におきます閉会のご挨拶とします。お世話になりました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 10 分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員